

令和 3 年

七ヶ浜町議会会議録

9月会議 9月6日 開会
 9月16日 閉会

七ヶ浜町議会

令和 3 年 9 月 6 日（月曜日）

七ヶ浜町議会定例会 9 月会議会議録

（第 1 日目）

令和3年七ヶ浜町議会定例会9月会議会議録第1号

令和3年9月6日（月曜日）

出席議員（13名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 佐藤直美君 | 2番 | 小林倫明君 |
| 3番 | 仁田秀和君 | 4番 | 木村稔君 |
| 5番 | 熊谷明美君 | 6番 | 佐藤壮一君 |
| 7番 | 安倍敏彦君 | 8番 | 遠藤喜二君 |
| 10番 | 渡邊淳君 | 11番 | 佐藤梶信君 |
| 12番 | 歌川渡君 | 13番 | 遠藤久和君 |
| 14番 | 岡崎正憲君 | | |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | |
|---------|--------|
| 町長 | 寺澤薫君 |
| 副町長 | 平山良一君 |
| 総務課長 | 高橋勉君 |
| 政策課長 | 荻野繁樹君 |
| 財政課長 | 安達正彦君 |
| 税務課長 | 渡邊真孝君 |
| 町民生活課長 | 藤井孝典君 |
| 産業課長 | 小野勝洋君 |
| 建設課長 | 鈴木英明君 |
| 水道事業所長 | 小野誠司君 |
| 国際村事務局長 | 後藤謙一君 |
| 子ども未来課長 | 渡辺とき子君 |
| 健康福祉課長 | 渡辺文昭君 |

| | |
|-------------|-----------|
| 長 寿 社 会 課 長 | 遠 藤 裕 一 君 |
| 防 災 対 策 室 長 | 石 井 直 紀 君 |
| 会 計 管 理 者 | 内 海 栄 広 君 |
| 教 育 長 | 武 田 光 彦 君 |
| 教 育 総 務 課 長 | 佐 藤 浩 明 君 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 小 野 賢 一 君 |

事務局職員出席者

| | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 飯 野 直 樹 君 |
| 同 書 記 | 船 木 潮 君 |

議事日程 第2号

令和3年9月6日（月曜日） 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて「令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第5号）」
- 日程第 5 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 諮問第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 8 議案第46号 教育委員会の委員の任命について
- 日程第 9 議案第47号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第10 議案第48号 財産の取得について「令和3年度七ヶ浜町消防団通信機器（無線機）一式」
- 日程第11 議案第49号 令和2年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

- 日程第12 議案第50号 令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第13 議案第51号 令和3年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第52号 令和3年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第53号 令和3年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第54号 令和3年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 認定第1号 令和2年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第2号 令和2年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第3号 令和2年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第4号 令和2年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第5号 令和2年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第6号 令和2年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第7号 令和2年度七ヶ浜町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第24 報告第5号 令和2年度七ヶ浜町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会議日程の決定
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第5号）」
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

て

日程第 6 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

て

日程第 7 諮問第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

て

日程第 8 議案第 46号 教育委員会の委員の任命について

日程第 9 議案第 47号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

日程第 10 議案第 48号 財産の取得について「令和3年度七ヶ浜町消防団通信機器
(無線機)一式」

日程第 11 議案第 49号 令和2年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第 12 議案第 50号 令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算(第6号)

日程第 13 議案第 51号 令和3年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第 14 議案第 52号 令和3年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算(第1号)

日程第 15 議案第 53号 令和3年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第 16 議案第 54号 令和3年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第 17 認定第 1号 令和2年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 18 認定第 2号 令和2年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 19 認定第 3号 令和2年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 20 認定第 4号 令和2年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 21 認定第 5号 令和2年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 22 認定第 6号 令和2年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 2 3 認定第 7 号 令和 2 年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 4 報告第 5 号 令和 2 年度七ヶ浜町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

午前10時00分 開会

○議長（岡崎正憲君） おはようございます。

本日9月6日は休会の日ですが、議事の都合により令和3年七ヶ浜町議会定例会を再開し、9月会議を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡崎正憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において13番遠藤久和議員、1番佐藤直美議員を指名いたします。

日程第2 会期日程の決定

○議長（岡崎正憲君） 日程第2、会期日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。令和3年七ヶ浜町議会定例会9月会議の日程は、本日から16日までの11日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、9月会議の日程は、本日から9月16日までの11日間と決しました。

諸般の報告

○議長（岡崎正憲君） ここで、議長より諸般の報告を申し上げます。

初めに、8月2日、宮城黒川地方町村議会議長会主催の正副議長・事務局長合同研修会が開催され、私と副議長が出席をし、地方議会運営の諸課題と地方議会の深化に向けた取組について、山形県町村議会議長会武田裕樹参与の講演を聴講してきております。

次に、8月25日に行われた例月出納検査の結果が監査委員より報告されておりますので、お目通し願います。

また、今定例会に説明のため出席している職員は、お手元に配付しているとおりであります。
以上で諸般の報告を終わります。

行政報告

○議長（岡崎正憲君） 次に、平山良一副町長へ行政報告を求めます。平山良一副町長、御登壇願います。

〔副町長 平山良一君 登壇〕

○副町長（平山良一君） おはようございます。

それでは、令和3年七ヶ浜町議会定例会9月会議の開会に当たり、令和3年定例会6月以後における行政報告を申し上げます。

6月20日、新型コロナウイルスの影響により1年延期されていた東京2020オリンピックの聖火リレーが行われました。

スタート地点の七ヶ浜国際村では、出発に先立ちミニセレブレーションが行われ、菖蒲田浜地区町営住宅までの約2.4キロメートルを町内在住の3名を含む12名のランナーが駆け抜けました。

ランナーの1人は、東日本大震災からの復興や支援していただいた方々への感謝を込めて、またあるランナーは、1964年東京オリンピックを目指した自分が聖火ランナーとして東京2020オリンピックに関わることができる喜びをかみしめるなど、12名それぞれの思いを胸に聖火をつないでおりました。

7月19日、東北復興宇宙ミッション「七ヶ浜宇宙ルバーブ」帰還式が七ヶ浜国際村で開催され、一般財団法人ワンアースの長谷川洋一代表理事と宮城県、町関係者が出席いたしました。

震災から10年の節目として、一般財団法人ワンアースが企画した東北復興宇宙ミッションでは、本町ゆかりの西洋野菜「ルバーブ」の種が宇宙に打ち上げられ、約1か月の宇宙滞在を経て7月に地球に帰還しました。帰還したルバーブの種は、今後、宮城県の農業園芸総合研究所で育苗した後、町内で栽培され、新たなブランドとして仲間入りをします。

7月26日、代ヶ崎浜地区広場で新たな彫像がお披露目されました。お披露目式には、代ヶ崎浜地区の区長、役員さんをはじめ地区の皆様や彫像の制作者、また彫像制作に寄附いただいたブラザー工業株式会社からは会長代理の方が、そして町関係者が出席いたしました。

「潮風の詩」と名づけられたこのモニュメントは、生命の母なる海を目の前に夢見る1人の

少女が未来に向けいま一度決意を新たに凜と立つ姿が表現されており、菖蒲田浜の復興メモリアルモニュメント「虹のむこう」に続き、この作品を手がけた嶋畑 貢氏からは「このモニュメントが町のシンボルとして、多くの皆様から愛され可愛がっていただけることを願う」との思いが寄せられました。

本町有数の景勝地であり地区活動の拠点ともなる代々崎浜地区広場が、「おはじきアートよがさき」とともに芸術を身近に感じられる新たな町のスポットとして多くの人に愛され、にぎわいと交流が生まれる場になることを願うところであります。

次に、町内での交通死亡事故発生について報告をいたします。

7月19日、吉田浜においてバイクの単独死亡事故が発生し、平成24年7月から続いていた本町の死亡事故ゼロが3,278日でストップいたしました。

県内最長を誇っていただけに大変残念なことでございます。これからまたゼロからのスタートとなりますが、死亡事故ゼロをこれまで以上に長く続けることができるよう、関係機関、関係団体と連携し、安全・安心なまちづくりに取り組んでまいります。

次に、復興関連について報告いたします。

本年3月に整備が完了した「ながすか多目的広場」は、芝生等の養生期間を経て、7月7日にオープンしました。当日はあいにくの空模様でオープニングセレモニーは延期となり、改めて7月19日に実施しました。

セレモニーには、菖蒲田浜地区、笹山地区の区長さんをはじめ関係者が出席し、本町最後の復興建設事業となった「ながすか多目的広場」のオープンを祝いました。セレモニー終了後には、遠山保育所の園児が初めて見る「ちびっこひろば」の大型遊具に目を輝かせ、元気に遊んでおりました。

新型コロナウイルスの感染拡大により、外出や活動の自粛、イベントの開催が制限される中ではありますが、多くの町民の皆様や本町を訪れる方々の憩いの場、交流の場として親しんでいただけることを期待しております。

最後に、新型コロナウイルス感染症への対応について報告をいたします。

日本国内では、ほぼ全ての地域でこれまで経験のない感染拡大が続いており、宮城県においても8月に入り感染者が急速に増加しております。何とか感染拡大を抑制すべく、8月20日から9月12日まではまん延防止等重点措置が適用され、さらに8月27日からは緊急事態宣言が発出されたところです。

このようなことから、本町では、昨年続き七ヶ浜の夏を象徴する「みやぎ国際トライアス

ロン仙台ベイセツ浜大会」「菖蒲田海水浴場海開き」を残念ながら中止としました。さらに、まん延防止等重点措置の適用及び緊急事態宣言発出に伴い、9月12日まで町内公共施設の開館時間を午後8時までに短縮するとともに、新規の利用受付を中止としております。

また、感染拡大防止対策として飲食店に対し休業や営業時間短縮要請が行われておりますが、協力した事業者へは協力金を給付することとしておりますが、申請方法取扱いについては、対象となる飲食店を職員が個々に訪問し説明を行っております。なお、申請受付は緊急事態宣言解除後の9月13日から開始することとしております。

感染者の状況でございますが、8月31日時点での感染者の累計は97名となっております。6月から8月にかけては32名の感染者が確認されており、特に若者の感染者が多くなってきております。8月27日には、向洋中学校生徒1名の感染が確認されたことから、8月30日から9月1日まで向洋中学校を臨時休校といたしました。これからも感染者の推移を注意深く見ていきたいと思っております。

ワクチン接種につきましては、6月中旬から64歳以下の全ての対象者に接種券を送付し、順次予約を受け付け、くれなく接種を進めております。8月31日時点で2回の接種を終えた方は全対象者の45.6%となり、5月から優先的に接種を進めてきた65歳以上の接種率は88.3%となっております。

新型コロナウイルスが国内で確認されてから1年以上が経過した今も感染が続いており、さらに拡大するのではないかと懸念が指摘されております。町民の皆様も不安な日々を過ごされていることと思っております。

現在、全国的にワクチン接種が進められておりますが、新規感染者はワクチン未接種者が多い50代以下が大半を占めるようになり、若い世代の重症者も急増しております。

本町では、11月末には接種希望者への接種が完了する見込みですが、改めて町民の皆様に感染予防の徹底と1人でも多くワクチンを接種いただけるよう呼びかけを行い、感染の抑制を図ってまいります。

緊急事態宣言の発出に伴い、公共施設の開館時間短縮や外出、移動の自粛など、町民の皆様には御負担をおかけしておりますが、町民の皆様が安心できる暮らしを少しでも早く届けられるよう努めてまいりますので、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。ありがとうございました。

提案理由の説明

○議長（岡崎正憲君） 次に、寺澤 薫町長へ提案理由の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） おはようございます。

それでは、令和3年定例会9月会議に提案いたしました議案等の説明をさせていただきます。

今回、提案いたしました議案等については、承認が1件、諮問が3件、人事案件を含めまして議案第46号から第54号までの9議案であります。そのほか、令和2年度各種会計の決算認定が7件、令和2年度七ヶ浜町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告が1件であります。

初めに、承認第2号は令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについてであります。補正の額は1,812万9,000円の追加で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ70億8,991万円とするものであります。歳出の主な内容としましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金及び事務費、その財源として県補助金を充てております。今回の補正につきましては、国のまん延防止等重点措置に宮城県が8月20日から再適用となり、さらに8月27日から9月12日まで緊急事態宣言が発出されております。宮城県知事からは、仙台市を除く県内全域において飲食店等に時短営業要請が行われました。それに伴い、宮城県では新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給に係る補正予算を専決処分により編成しております。これに伴う事務を市町村が行うこととなったため、地方自治法第179条により専決処分とさせていただいたものであります。

次に、諮問第1号の人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、引地淑子さんの任期満了に伴い、人権擁護委員として再推薦することについて議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第2号の人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原田武さんの任期満了に伴い、人権擁護委員として再選することについて議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第3号の人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、鎌田陽子さんの任期満了に伴い、人権擁護委員として再選することについて議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第46号教育委員会の委員の任命については、鈴木 博さんの任期満了に伴い、再任することについて御同意を求めるものであります。

次に、議案第47号固定資産評価審査委員会の委員の選任については、鈴木鶴時さんの任期満了に伴い、新たに稲妻憲昭さんを選任することについて御同意を求めるものであります。

次に、議案第48号の財産の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、七ヶ浜町消防団通信機器としての無線機一式を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第49号の令和2年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和2年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の一部を建設改良積立金に積み立てることについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第50号から議案第54号までは、各種会計の補正予算であります。これらについては議案審議の際に改めて担当課長から説明申し上げますので、私からは要点のみを説明させていただきます。

議案第50号は、一般会計補正予算（第6号）であります。補正の額は6億1,293万2,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ77億284万2,000円とするものであります。歳出の主な内容としましては、財政調整基金積立金等へ追加、東日本大震災復興基金返還金、新型コロナウイルス感染症対策事業、国際村施設災害復旧事業と向洋中学校施設災害復旧事業等であります。主な財源としましては、地方交付税、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、東日本大震災復興基金繰入金、繰越金、災害復旧債等を充てております。また、債務負担行為補正を2件、地方債補正を4件計上しております。

次に、議案第51号は、国民健康保険事業特別会計補正予算であります。補正の額は478万7,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ21億8,778万7,000円とするものであります。主な内容としましては、令和2年度決算に伴う整理で、繰越金へ追加、財政調整基金積立金へ追加、県に対する返還金、一般会計繰出金への追加等でございます。

次に、議案第52号は、公園墓地事業特別会計補正予算であります。補正の額は34万6,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ1,792万8,000円とするものであります。内容としましては、令和2年度決算に伴う整理で、繰越金へ追加、公園墓地管理基金積立金へ追加であります。

次に、議案第53号は、介護保険特別会計補正予算であります。保険事業勘定における補正の額は6,587万7,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ18億8,487万7,000円とするものであります。主な内容としましては、令和2年度決算に伴う整理で、繰越金へ追加、財政調整基金積立金へ追加、国・県等に対する返還金へ追加、一般会計繰出金への追加等であります。

サービス事業勘定における補正の額は19万3,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ566万3,000円とするものであります。内容としましては、繰越金の整理であります。

次に、議案第54号は、後期高齢者医療特別会計補正予算であります。補正の額は143万6,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ2億104万1,000円とするものであります。内容としましては、令和2年度決算に伴う整理で、繰越金へ追加、後期高齢者医療広域連合納付金へ追加、一般会計繰出金への追加等であります。

次に、令和2年度各種会計の決算については、私からの説明は省略させていただきますが、後日開催が予定されております決算審査特別委員会におきまして各課長等から説明を申し上げます。

次に、報告第5号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律で規定されております健全化判断比率及び資金不足比率についての報告であります。普通会計は実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は算出されず、また水道事業会計及び下水道事業特別会計、いずれも資金不足比率は算出されないことから、良好な状態にあると認められております。

以上、提案いたしました議案等の概要について説明をいたしました。慎重に御審議をいただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

—

日程第3 一般質問

○議長（岡崎正憲君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の通告がありますので、通告順に許可いたします。

最初に、5番熊谷明美議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔5番 熊谷明美君 登壇〕

○5番（熊谷明美君） 5番、熊谷明美でございます。ただいま議長より許可を得ましたので、コンビニエンスストア手続で証明書等の発行を、と、違反ごみ高齢家庭ごみ搬出への対処と支援を、の2問について一般質問をさせていただきます。

初めに1問目、コンビニエンスストア手続で証明書等の発行を、についてでございます。政府は社会や行政のデジタル化を進めております。9月1日にはデジタル庁が設置され、行政事務の迅速かつ重点的な図られ、今後ますます多くの事柄がオンラインやインターネット上で事足りてくる時代になってくると考えられます。印鑑使用の簡素化や、マイナンバーカードの取得促進で公的な手続を可能とし、ワンストップ行政サービス等、様々な形で住民サービスの向

上に取り組む環境整備が必要となることが考えられます。政府は、2022年度末までほぼ全ての国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目標に掲げており、今後、普及率も向上することが考えられます。近い将来、様々な場面でマイナンバーカードを利用しての手続等が当たり前になってくることを考えますと、本町においても、現在、窓口の手続で発行されている各種証明書をコンビニエンスストアでマイナンバーカードを利用していつでもどこでも取得できるシステムを構築する必要があると考え、以下の点を伺います。

住民サービスや窓口業務の負担軽減を考え、コンビニエンスストアでの各種証明書発行を実施する考えはないか伺います。

次に、2問目でございます。2問目、違反ごみや高齢家庭ごみ搬出への対処と支援を、についてでございます。

ごみ問題は、長年にわたり全国で問題視されている大きな課題であります。本町における家庭ごみや粗大ごみの集積の管理は、各行政区の区長や環境美化推進員の方々の御努力で適正に管理されていると考えます。しかし、一部のごみ集積場を見ますと、違反ごみが置かれており、各行政区の皆さんはその対処に大変苦慮しております。また、高齢化が進む中で、高齢夫婦や独り暮らしの高齢者の声として、一般ごみ搬出の支援を望む声があります。超高齢化社会と人口減少の時代を迎えた今日、皆が支い合え、誰一人取り残さない社会をとの考えから、ごみ搬出支援も欠かせない課題と考え、以下の3点を伺います。

1点目、転入者に対し本町のごみ出しのルールをどのような形で周知徹底しているのか伺います。

2点目、町外からの持ち込み違反ごみが考えられます。その対策を考えていないのか伺います。

3点目、要支援、要介護など条件付で高齢夫婦や独り暮らしの高齢者へのごみ出しの支援策を考えないか伺います。

以上、町長の回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 第1問、コンビニエンスストア手続で証明書等の発行を、第2問、違反ごみや高齢家庭ごみ搬出への対処と支援をについて回答を求めます。寺沢 薫町長、登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、5番熊谷議員の御質問、コンビニエンスストア手続で証明書等の発行をについてお答えをさせていただきます。

まず、御質問にありますコンビニエンスストアでの手続、いわゆるコンビニ交付でございますけれども、御指摘のとおりマイナンバーカードが必要となります。当町におきましても、交付率が8月現在で約3割となったところでございます。

そして、御質問にあります住民サービスや窓口業務の負担軽減を考え、コンビニエンスストアストアで各種証明書発行を実施する考えはないかについてお答えをさせていただきます。

現在、情報収集、導入想定等の精査を行っているさなかであります。令和4年度までの導入については、国の特別交付税措置もあることから、それらを踏まえ整備を進めてまいりたいと思います。そのような状況でございます。

以上、1問目の回答とさせていただきます。

次に、2問目の御質問、違反ごみや高齢家庭ごみ排出への対処と支援についてお答えをさせていただきます。

御質問のごみ問題は、近年大きな課題であると認識しております。

まず、1点目の質問、転入者に対しての本町のごみ出しルールをどのように周知しているのかについてお答えをさせていただきます。

主に、転入手続時において収集日や種別を表記している分別パンフレット、地区別ごみカレンダー及び粗大ごみ集積所の場所を説明の上、配付し、注意喚起を図っているところでございます。

次、2点目の御質問、町外からの持ち込み違反ごみが考えられる。その対策は考えていないのかについてお答えをさせていただきます。

この問題につきましては、主に通過しやすい幹線道路沿いの集積場に多く見られております。対策としましては、掲示物による禁止であることの注意喚起が第一としております。抑止対策としましては、町民生活課で保有している違反ごみ対策としての防犯カメラ設置も行なっているところであります。また、状況によっては県道沿いにあった集積所を移転することで持ち込み違反对策を行った事例もございます。今後も引き続き、違反ごみの出ない、出されないよう対策抑止を続けてまいりたいと思います。

次に、3点目の御質問、要支援、要介護など条件付で高齢家庭へのごみ出し支援策を考えないかについてお答えをいたします。

冒頭でも申し上げましたとおり、ごみ問題は近年大きな課題であり、さらにその問題も多様化しております。御質問のごみ出し支援もその1つと考えます。近年、いわゆるふれあい収集と呼ばれる取組になりますが、このたび、環境省において「高齢者ごみ出し支援制度導入の手

引き」を公開しております。この中で様々なアプローチが示されていることから、現段階では、先行事例等の情報収集に努め可能性を探りたいと考えているところでございます。

また、要支援、要介護などの方に係るごみ出し支援につきましては、訪問介護など介護保険サービスでの対応もありますが、まずはケアマネージャーと相談していただくなど、町としても町社協と連携して状況の把握に努めてまいりたいと思います。

以上を熊谷議員への回答とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、再質問をさせていただきます。

まず、コンビニエンスストアでの証明書発行等のことでございますけれども、先ほど町長からもお話がありました特別交付税措置は、私も調べたところございました。新規参加の自治体に対して、自治体クラウド推進に資するものとの条件付で総務省は対象経費に対して特別交付税措置を令和4年度まで延長しております。これに関しましては、いろいろな導入に当たりまして経費がかかるわけでございますけれども、これを2分の1国が見るといような措置でございますけれども、やはり期限付でございますので、ぜひこれは急いで検討していただければと思います。やはり決めてから最低でも約6か月間ぐらいかかるということでございますけれども、この辺も御承知おきはいただいていると思いますけれども、令和4年度内までにいろいろ考えていくべきではないかなと思いますけれども、当局の考えを伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） ただいまの御指摘、御質問、まさにそのとおりでございます。

令和4年度まで特別地方交付税措置延長になったわけですが、当然、我が町としましても機会損失にならないよう最適なタイミング、落としどころを今まさに進めているさなかということでもあります。

また、同じく御指摘にありました6か月、まさに導入まで6か月程度の期間が最短でもかかるということで、そこで機会損失につながらないようなスケジューリング等が必要になってくると思いますので、そこも含めて今整理を進めているところでもあります。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 私の調べたところでは、今現在、宮城県内で、全市町村を調べたわけではないのであれなんですけれども、まずコンビニエンス各種証明書発行を導入している自治体でいますのは、近くの二市三町で見ますと多賀城市、それから塩竈市、利府町は実施しております。松島町に関しては、来年の4月から導入ができるようにということで今準備をして

いるということを伺っております。また、ほかの町を見ますと、亶理町、それから大和町、南三陸町等々実施されているということでございます。

いろいろコストはかかるとは思いますけれども、今後のことを考えますと、今、担当課長のほうからやっていますというようなお答えではございますけれども、やはり特に二市三町にしましては七ヶ浜がちょっと遅れているのではないかなと思いますけれども、その辺、やはり期限、先ほど6か月という話もしましたけれども、大体いつ頃までに本町はやっていくかということを考えていらっしゃるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） ただいまの御指摘、御質問につきましてですが、二市三町、今、御提示のとおり塩竈、多賀城、利府が既に導入しており、松島がそれに続いて来年度、こちら令和4年度の先ほどの交付税措置があるもので急遽用意してきたということにはなっていると思います。

七ヶ浜としましても、特別交付税措置があるものである程度急ぎとか期限に間に合わせる、先ほど申しました機会損失につながらないようにとは進めているところではありますが、今現在でどの時期と明言できるところまでは来ていないところであります。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 令和4年度までという期限付でございますので、それ以降もできることはできるんですが、全額かかるということになっておりますし、あと自治体基盤クラウドシステムを利用した場合、運営負担金が、人口が少ない町に関しては2年間ですか、ゼロ円というのがありますので、ぜひこの期間内にすべきではないかと思っておりますけれども、早く実施ができるようにぜひお願いしたいと、検討いただければなと思います。

そう思いまして、次の質問に移りたいと思います。

2問目でございます。違反ごみのことでございます。

転入者に対しての周知徹底ということでございますけれども、国立環境研究所のページを見ますと、ごみの分別や重量を減らす取組としていろいろやっている自治体を紹介されておりました。

例えば、山口市では、転入者だけではないんですけども、コロナ前までは出前講座としてごみ分別説明会を年に15回から20回程度行なっているということです。コロナ禍になりました昨年からは、ホームページとか、それから動画なんかを活用して新しく入ってきた人も含めてごみ出しのルールを周知徹底しているというような取組をしている自治体もございます。

また、ごみ分別アプリを活用して、ごみ分別の情報提供や自治体独自のアプリを開発して、それを活用して、ごみ出しの注意点、それから集積日を知らせる機能などを使ってルールを周知徹底しているということをされている自治体もございます。

本町におきましては、ごみ出しのパンフレット、それからカレンダー、また転入手続のときの場所の説明等々ということがございますけれども、やはりそれでもこのように違反ごみが、特に新しく入ってくる地域、よく入替えがある地域に関しては違反ごみが目立つわけでございますよね。ですから、このままではやはりあまりにも発展的ではないのではないかなと思いますけれども、ほかの自治体を見て今説明しましたけれども、本町にも新しい取組も必要ではないかなと思いますけれども、答弁を伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 先ほど町長の説明でありました転入者等へのチラシの配付やカレンダーの配付、これだけで分別がきれいにいっているかという点、今、御指摘のとおり地区によってはなかなか、転入・転出者の出入りが多い地区ではなかなか分別がきちんといていない、前住所地のものをそのまま引きずってやっちゃっている方、または最近多い外国人の方がルールをうまく守れていないというケースが多々見られております。

そこで、新しい取組としての、例えば、ホームページ等の最初にポップアップで集積日の通知が上がってくる、これは私のほうでもこの辺いろいろ調べておまして情報を集めているところでもあります。いろいろな自治体で先行な取組を見ていると、なかなか面白い取組であったりワンクリックで出たりとかいうところがありましたので、こちらを踏まえていろいろなほかの対処法、旧態依然としたものでないものも整理してまいりたいと思います。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） まず、いろいろ取組も考えていらっしゃるということでございますけれども、ごみ分別のパンフレットに関しましては、去年、おとしあたりからですか、外国の表示というのもございましたけれども、その辺の反響といいますか、町民の方からの感想等は聞いていらっしゃるかどうか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 英語版のごみパンフレットですが、当然、英語圏の方々に関しましては大変好評な声をいただいておりますが、昨今、転入外国人で多い方が英語圏以外の方々が多くて、当然、その方々は英語パンフも読めないという形になっておまして、今、我々のほうでここを課題として英語以外の対応ということもちょっと今整理しているところで

あります。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） まさしくそのとおりで、いろいろなお国の方々が本町にもいらっしゃいますので、その辺の小まめな対応も必要かなと思っております。

あと今後、先ほども言いましたようにごみ分別アプリというものがいろいろなところに出て、アプリというのいろいろなものがありますので、やはりごみ分別アプリというのも特に若い方々が転入されてくる場合が多いですので、とても簡単に本町のごみの在り方とか出し方とかそういうのが分かる1つの方法だと思いますけれども、その辺は考えていないかどうか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 今、御指摘のとおりアプリ等も様々、私どもも拝見しましたが、あります。多機能なものだったり単に収集日、今日、あなたの地区は収集日ですよとポップアップが上がったりという様なものがありますので、七ヶ浜町にどれが一番最適なのかということも探りながら、今、その情報を収集しているようなところであります。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、続きまして2点目に移りたいと思います。

町外からの持ち込み違反ごみでございます。これに関しては本当に区長さん、それから環境美化推進委員の方々が大変苦勞されている姿を私は見ております。監視カメラ、防犯カメラに関しましては、公訴している地区もあると思うんですけれども、貸出しの状況はどのようになっているか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） カメラの貸出し状況になりますが、こちら昨年度の実績になりますが、貸出しの延べ日数で975日、保有台数は8台、地区としては6地区に貸出しをしたところであります。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） もし、監視カメラに関して公訴したと私は言いましたけれども、1回やっぱり監視カメラに映って、その方を特定して何らかの形できちんと対処したという話を聞いておりますけれども、これは昨年1件だけだったのでしょうか。その辺伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） まず、先に監視カメラについての効果ですが、やはりつけると

皆さん違反ごみを出しているという自覚があるのか、かなり出なくなりますということは貸し出した地区の方からお伺いしております。

先ほどお話にありました1件になりますが、この1件は今年度に入りましてからの1件になりまして、実際に本人確認が取れて、本人確認が取れても慎重に慎重を期した上で本人と直接お話しをさせていただきまして、違反ごみの指導をして解消したという事例になります。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 今、慎重にという話がありましたけれども、まさしく違反ごみを出している場面に出くわした場合でも、この人が地元住民、自分の地区の住民の方だと皆さん大体顔が分かるわけですけれども、結局、町外から来ているものですから、どこの誰か、どんな素性の人とかもちょっと分からないということで、下手に注意をするとトラブルに巻き込まれるのではないかなというような心配もありまして、なかなか積極的に防犯カメラ、監視カメラをつけるのを躊躇しているところもあるんです。実際、そういうところに関しては違反ごみが出ておりました。この対処、地元住民に任せるのではなくて、町として対処の仕方、違反ごみを出した方に対して、後で特定された人に対して町として対処をする考えはないか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 先ほどの1件の件になりますが、こちらにつきましては、当然、情報は地区の方に照合を取ってもらったり確認を取ってもらいましたが、やはりトラブル等のことも考えまして、町の職員が直接出向きまして事実確認をした上での指導とさせていただきました。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） これは違反ごみももちろんでございますけれども、ルールが守られないごみに対しまして本町が収集しないことになっていると思います。赤い貼り紙ですか、違反ごみということでシールが貼られているということで回収されておられません。このシールに関しましては、違反者に対して自発的に改善を促すものだと捉えております。

しかし、実情は改善されることは考えにくいと。ずっとやっぱりそのままシールが貼られて、次の回収にもそのままになっているという場合もあります。御存じのとおり、特に夏の暑い日に回収されなかった違反ごみは、悪臭漂う中、環境美化推進委員とかそれから行政の区長さんとか、出すことができるような形に分別し直してまた出すというようなことをされている区

もでございます。

東京市川市で、違反ごみに対しては、まず日本語と英語で書かれている違反ごみシールを貼っているということでございます。また、違反ごみルールに関してアンケート調査もしている。また、違反ごみに対して市民、町民が積極的に問題視するという機会をつくっているということでございますけれども、本町に関しましても、監視カメラが一番有効かとは思いますが、いろいろな形でもっと違反ごみは駄目なんだよということを町外から来る方も分かるような形でいろいろ工夫すべきではないかなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） まさにごみ問題、町長も申し上げていたとおり、いろいろな対応的な問題が今まさに起きているところであります。

我が町としまして、モデルケースというわけではないんですが、まず1地区をピックアップしまして、ごみ問題を直接聞き取りさせていただいたりヒアリングした結果で、我々が見えていなかったりとか、広域的には分かっていたが、現状、生の声を聞くことで今いろいろな問題を整理させていただいているさなかになります。その中でできる対策というのを今度ぶつけていくような形になりますが、ちょっとそちらにつきましてはもう少々お時間をいただければと考えております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） ちょっとこれは極端な話ですけども、東京の多摩市です、指定袋を使用せずにごみを搬出する行為は不法投棄に当たるとして法的措置を考え、また罰金を取るというようなことをされている自治体もいらっしゃいます。これはちょっと余りにも大げさかなと思いますけれども、やはりそれだけ違反ごみは社会的に問題なのではないかなと思いますけれども、その辺を今抜粋して聞き取り調査もされて見えなかった部分が見えてきたということでございますが、その辺をぜひ参考にして、本町として新たに違反ごみ、それから外部からの持ち込みごみを少しでも減らすような形をすべきだと思いますけれども、その辺もう一度、課長のほうから伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 前段で申し上げたとおり、いろいろな状況把握や課題に向けての取組を進めていくところであります。

あともう1点付け加えると、御質問には町外というところもありましたが、意外と町内から町内の違反ごみもなかなか増えていると。特に出口に当たっている地区、遠山であったり境山

であったり汐見台あたりの近く、菖蒲田とかあたりは町内から町内の違反ごみも増えてきているという現状もありますので、それらも総合的に踏まえまして対策に当たりたいと思います。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 私も遠山の住民でございますが、私の近くのごみ集積所にはもう3週間ぐらいずっと同じようにそのままシールが貼られて置かれているということでございますので、ぜひ対処を、一番やっぱり悩まれているのは区長さんとか住民の方とか、それから環境美化推進委員の方々なので、町としてぜひ考えていただければと思います。

では次に、3点目に移りたいと思います。高齢者に対してのごみ出し支援でございます。

環境省の平成31年3月の時点における調査結果で、1,741自治体のうち23.5%に当たる387市町村で何らかの形でごみ出し支援を実施されている現状がございます。

このような中、令和元年1月29日付で、総務省から都道府県に対しまして「高齢者世帯に対するごみ出し支援について」と題しまして事務連絡が発せられました。その内容は、ごみ出し支援を実施した場合、その経費の半分を交付税措置するお知らせとして市町村に対して支援事業の実施へ向けた取組ができるよう周知する内容となっております。この市町村に対しての取組というような内容が県のほうから本町のほうに届いていたのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） ただいまの高齢者世帯に対するごみ出し支援の概要という形で、総務省は地方交付税の所管する省庁でありますので、こちらのほうが自治体のほうに発出されております。今現在は、今年の3月に発行されました環境省での「高齢者ごみ出し支援制度導入の手引き」という中に、その総務省からの通知の内容が内包されている状態でございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 実施していない自治体には、対象世帯の調査とかそれから計画策定など初期投資にも大体5割の交付税措置をすとなっておりますけれども、本町に関しまして、このごみ出し支援に関して調査は行われたのかどうか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） こちらごみ出しに関しましての調査、アンケート等も含めては、現在のところまで行っておりません。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 実際に御高齢の方からお声が届いておりまして、家庭ごみを朝、時間までに出すのが難しいと、粗大ごみも含めてです。それから、集積所まで遠くて重くて出しに行くのが大変であるなどの声が聞こえてきております。

自治体や業者が直接支援している事例といたしまして、埼玉県所沢市では、職員が戸別訪問して、声をかけて安否確認をしながらふれあい収集事業を実施していると。また、千葉県長生村では、今年7月から村から委託を受けた社会福祉協議会が要支援者とボランティアスタッフの連携調整を務めまして、現在、12人のスタッフで週1回程度の利用でごみ出し支援を始めております。また、福岡県八女市でも、今年4月から、こちらは週2回のごみ出し支援代行を実施しています。一方、千葉県我孫子市では、民間に委託して独り暮らしの高齢者とごみ出しふれあい収集事業を実施しております。

このように、いろいろなことを町の職員、それからあとボランティアさんを募って、それから実際に業者を使ってという、それぞれに行われている自治体もございますけれども、本町に関しましてはこのようなことをする考えはないか、伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） ただいま御例示等ございました取組になりますが、先ほど前段で申し上げました環境省の手引きによると、主に取組の形態は3つに分かれるような形になります。1つ目が、御説明にもありました市町村環境部局による直営です。直接やるパターンが1つ。もう一つが、高齢者福祉部局によるサービス。こちらは介護保険制度を利用したサービスということになります。もう一つが、これも御提示ありました地域コミュニティーによる取組という形で、地域の自治会やNPOなどが支援し企画運営するごみの支援という形になります。近隣では、例示になりますが、仙台市がこのボランティア団体を募集してごみ出し支援の取組を先駆けてやっているという形になります。

町長の説明にもありましたとおり、町としましては、どのような形態、どのような形、このようにいろいろなパターンがございますので、探っているというようなところになるかと思えます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 私のほうも総務省の令和元年11月29日に書面として出てきているもの入手いたしましたけれども、その中で対象となるものといたしまして、ごみ収集業務の一環として実施する、例えば、人件費とか車両関係等もこの支援の枠の中に入っております。結局、5割措置するというところでございます。また、NPOに対しての支援、それから社会福祉協議

会などの支援、それからごみ出し支援の団体、そのような団体にも初期費用として出すというようにになっております。

先ほど環境省ということでございますけれども、国といたしまして、そのように措置をしていただけるという形になっておりますので、本町もこのようなことをどんどん活用すべきではないかなと思います。今、模索されているとは思いますが、これも高齢化社会を見ますと、今後、そのような声がどんどん出てくるのではないかなと思いますけれども、現実味をもっと実感しまして、実際にどのような形ですべきかということをもっと議論すべきではないかなと思いますけれども、その辺は話がどこまで進んでいるのか具体的に伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） ただいまの御指摘につきましてごもっともな考えかと思われませんが、今現在としては、先ほど提示したように大きく3パターンがありますが、議論につきまして、これからいろいろ探って落としどころを見つけていくという形になりますので、今まさに動き出すところとか探しているところという答弁にありましたとおりの答えになります。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 先ほど、町長の御回答の中にケアマネさんともというようなお話がございました。やはり高齢者の方に関しては、そうやって介護支援とかいろいろな形でされている方が多いです。その方がやっぱりそのようにごみ出しが大変だという声が出てきておりますので、ケアマネさんの御意見も大変重要だと思っておりますし、あと介護関係の方々からもぜひ話を聞いていただいて、私のほうにお声が来た方に関しては、例えば、時間の制限がない自分が日中、結局、好きな時間に出してもいい特別なごみ出しの袋を作ってもらうとか、それから、これは高齢者支援用のシールですよというのを貼ることによって、回収業者だったりそれから行政区の区長さんがこれはこういう理由でのごみなんだなというのが分かるような形を取ってもらうのも1つではないでしょうかというような御意見もありました。

ですから、やはりいろいろな町民の方とか、実際にそういうふうに関わっている方なんかもいろいろなアイデアを持っていらっしゃるのではないかなと思います。聞き取り調査を含め、いろいろ考えていただければと思っております。

以上、私のほうからは、ごみ出し支援、ぜひどんどん進めていただければと思っておりますので、私の一般質問はこれで終わりにしたいと思います。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） ここで暫時休憩いたします。午前11時15分、再開いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

次に、12番歌川 渡議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔12番 歌川 渡君 登壇〕

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡でございます。議長より質問の許可をいただきましたので、3点について伺います。

私は議員30年やって、質問の初日の午前というのは初めてであります。若干緊張しております。

今回のそれぞれの質問は、第1弾として質問させていただきます。今後もこの件については質問する機会を持ちたいと思います。

まず、第1の質問は、仙塩浄化センターの汚泥ストックヤード整備計画の中止を求めることについて質問いたします。

4月5日、宮城県議会で県民の命の水である生活水が、今後20年にわたり民間事業者に運営権を譲渡する議案が自民、公明等々の賛成多数で可決されました。今後20年にわたる水道・下水道・工業水運営権を譲渡されるオリックス・メタウォーター等のグループが、計画の中で経費削減の一環として汚泥を貯留する施設を多賀城市大代にある仙塩浄化センター敷地内に計画していることが明らかになりました。周辺住民への臭気被害が懸念されることから、建設計画の中止を求める立場で以下の6点を伺うものであります。

1つは、仙塩浄化センターへの汚泥ストックヤード整備計画について、関係市町にはいつ報告され、どのような討議がされているのか、説明を求めるものであります。

2つ目は、施設の設置場所、規模、建築形式、工期について説明を求めます。

3つは、汚泥貯留施設の利用方法について説明を求めます。

4つは、事業予算として建設費、建設に係る国庫補助率、額、県・関係町村の負担率、額について説明を求めます。

5つに、県及び運営権者が整備計画に係る地域住民への説明はいつ、どのように行おうとしているのか、説明を求めます。

6つに、汚泥ストックヤード整備計画は、地域住民への異臭被害を及ぼすことが懸念されま

す。汚泥処理も現行の対応で十分であることから、整備計画の中止を求める考えはないか、町長の考えを伺うものであります。

第2の質問は、生活保護世帯、高齢者世帯、非課税世帯にエアコン設置補助の実施を求めることについて質問いたします。

コロナ禍に伴う不要不急の外出自粛により、外出を控える状況が多くなっております。近年の猛暑の中、今やエアコンは必需品となっている状況から、生活保護世帯、高齢者のみ世帯、非課税世帯にエアコン設置への補助事業の実施を求める立場から、以下の3点を伺うものであります。

1つは、2018年、平成30年度以前の生活保護受給者に対し、エアコン設置への補助事業の実施の考えはないか伺うものであります。

2つは、高齢者のみ世帯及び非課税世帯に対しても、同様にエアコン設置への補助事業の実施の考えはないか伺います。

3つは、生活保護世帯でエアコンの修繕が必要なときは住宅維持費として認められるのかどうか伺うものであります。

第3の質問は、今回は区長の仕事としていまだになつていない日本赤十字社協力募金、社会福祉協議会会費、緑の羽根募金等の区長を介して町内会に集金及び回収を行っている現状の改善を求めているものであります。

令和2年度からこの区長制度が改正され、区長条例に基づいて区長の役割が明確にされたことに伴って、質問させていただきました。今回は、それに基づく区長の仕事についての内容について伺うものであります。

他の地区でも同様な対応を行っているのではないかとと思いますが、私の居住する汐見台三丁目では、毎年、日本赤十字社協力募金、社会福祉協議会会費、緑の羽根等の募金の集金、回収が区長を介して町内会に下ろされ、各班の班長が集金するのが通例となっておりました。

ところが、今年の町内会総会で、今年度から班長の集金への負担軽減をしたいということで、これまで個人からの集金でありましたが、今後は町内会費からの定額支払いとなり、3つの募金に対し1世帯当たり812円の募金額を納めることになったものであります。

3団体は法人団体イコール民間であります。町内会とは直接関係のない団体であります。本来、3団体への募金は任意であり、募金に応じなければならない半義務、半強制とも思われる募金行為は改める必要があるのではないのでしょうか。

そこで、以下の2点について伺います。

1つは、町は区長に3団体の募金の集金を依頼しておりますが、区長が町内の各個人世帯を集金せず、町内会の班長が集金していることを周知しているのかどうか伺うものであります。

2つは、3団体に対して、所属する職員及び賛同する地域の会員等々が町内の各世帯を訪問し、募金を寄せてもらうよう求めるべきではないか。このことについて町長の答弁を求めるものであります。

第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 第1問、仙塩浄化センターの汚泥ストックヤード整備計画は中止せよ、第2問、生活保護世帯、高齢者世帯、非課税世帯にエアコン設置補助の実施を、第3問、日本赤十字社協力募金、社会福祉協議会会費、緑の羽根募金の区長を介して町内会が集金するのは問題について回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

[町長 寺澤 薫君 登壇]

○町長（寺澤 薫君） それでは、12番歌川 渡議員の1問目の御質問、仙塩浄化センターの汚泥ストックヤード整備計画は中止せよについてお答えをさせていただきます。

初めに、1点目の御質問、整備計画についての関係市町への報告についてお答えをさせていただきます。

本件に関しましては、先月8月31日に県企業局の職員が来庁され概要の説明を受けておりますが、個別の施設整備計画等については、今後、具体的な検討に入るとの内容でございました。

次に、2点目から5点目の御質問については、宮城県の担当部局へ確認した内容についてお答えをさせていただきます。

2点目の御質問である施設の設置場所、規模、建築形式、工期については、敷地の東南側の汚泥焼却設備の隣に容量2,500立方メートル程度の建屋型の施設を令和7年度から令和8年度で建築する予定となっているということでございます。

3点目の御質問である汚泥貯留施設の利用方法については、汚泥焼却設備の点検や修繕の際、一時的にストックするため利用すると。

4点目の御質問である事業予算額、補助率、県や関係市町の負担額については、提案段階での事業費は約7億6,000万円となっており、負担割合は国が3分の2、県が6分の1、市町村が6分の1となる見込みであるということでございます。

そして、5点目の御質問である整備計画に係る地域住民への説明については、令和5年度中に運営権者が作成する改築計画案の内容を確認した上で関係市町に説明したいと、また、その後も段階に応じて丁寧に説明を行いたいとの回答を得ております。

次に、6点目の御質問、地域住民への異臭被害を及ぼす懸念があることから整備計画の中止を求めるべきではないかについてお答えをさせていただきます。

本件に関しては、現在、優先交渉権者の提案段階にあり、今後、具体的に検討されるものであることから、現時点で中止等の申入れを行う状況にはありませんが、宮城県に対しては、今後とも周辺住民等へ悪影響を及ぼすことのないよう要望してまいりたいと考えているところでございます。

以上、1問目の回答にさせていただきます。

次に、2問目の御質問、生活保護世帯、高齢者世帯、非課税世帯にエアコンの設置をについてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、平成30年度以前の生活保護者に対しエアコン設置への補助実施の考えについてお答えをさせていただきます。

平成30年6月27日付、厚生労働省通知により生活保護法による保護の実施要領が一部改正され、一定の要件を満たした場合、冷房器具について生活保護費の一般生活費として認められることになりました。平成30年4月1日以降分の生活保護認定者について適用されるとのことでございます。

次、2点目の御質問、高齢者世帯及び非課税世帯へのエアコン設置に関する補助事業についてお答えをさせていただきます。

御質問の平成30年度以前に認定された生活保護受給者及び御質問の2点目、高齢者世帯及び非課税世帯へのエアコン設置に関する補助事業に関しまして、現時点において実施の考えはございません。

次に、3点目の御質問、生活保護世帯でエアコンの修繕が必要なときは住宅維持費として認められるのかについてお答えをさせていただきます。

生活保護の実施主体である宮城県保健福祉事務所に確認したところ、住宅維持費としては認められないとの回答でございました。

以上、2問目の回答とさせていただきます。

次に、3問目の御質問、日本赤十字社協力募金、社会福祉協議会会費、緑の羽根募金の集金の区長を介して町内会が集金するのは問題についてお答えをさせていただきます。

これらの募金につきましては、もちろん本人の賛同の下に協力するものでございます。募金の中には戦後に始まったものもあり、当時から地域においては住民の方々と一番身近な関係にある自治会組織の代表である区長さんなどをお願いをし、困ったときはお互いさまという共助

の精神と御理解の下、協力をいただいで今日がございます。

それでは、1点目の御質問、町として3団体の募金に関する地区の集金状況を把握しているのかについてお答えをさせていただきます。

募金の集金に関しましては、地区の考えの下、実施しているところではあります、町としましては、区長さんが班長さんに依頼し集金していることについて承知をしております。

次に、2点目の御質問、町は3団体に対し、所属職員及び賛同する会員が町内の各世帯を訪問し募金を寄せてもらうよう求めるべきではありませんかについてお答えをさせていただきます。

募金の集金方法に関しましては、長年にわたり、町を通し各地区にお願いし集金に関する協力をいただいでおり、現在もこのような手法により行っている状況であります。しかしながら、これら募金につきましては、始まった頃に比べ時代背景や社会情勢などの変化とともに、地区においてもコミュニティーや住民意識が変化し、集金方法についても今その在り方が問われていると思います。この集金方法につきましては、共助のための募金を集めるため、今後、どのような方法がふさわしいのか、歌川議員さんがおっしゃる方法も含め、各団体に対しお話をし、てまいりたいと思います。

以上、一般質問への回答とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） じゃあ、再質問させていただきます。仙塩浄化センターのストックヤードの建設についてであります。

第1点目、先月8月31日、企業庁より説明があったということであり、その前に、担当部局に説明はされているはずだと認識していただきたいと思ひます。5月25日火曜日午前10時、県庁分庁舎と漁信基ビル702号の会議室で説明をしているかと思ひます。そのときの名称は、令和3年度みやぎ型管理運営方式に係る市町村担当課長会議という会議が招集されました。そのときの会議資料の17、18、19ページに、仙塩浄化センターの汚泥ストックヤードの建設、改築に関わる事業がきちんと示されて、当局の担当課には説明をしているとなっているかと思ひます。その文書にもきちんと担当課長のチェックがされているので、そういう点では認識をちょっと改めて8月31日ということて理解していいのかどうか、伺いたいと思ひます。

○議長（岡崎正憲君） 水道事業所長。

○水道事業所長（小野誠司君） 確かにみやぎ型の説明会は5月にございました。ただ、そのストックヤードの件に関して個別の説明はございませんでしたので、初めて今回31日にストック

ヤードの説明があったということでございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 当局の情報開示の中で、今言ったように17、18、19ページにそれぞれチェックマークが記載されております。そこはきちんと読んだ印ではないかなと思いますので、そういう点では説明がないというのは当局の説明では納得できないものでありますが、この情報開示によるチェック印はどういうことなのか、説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 水道事業所長。

○水道事業所長（小野誠司君） 説明というのをどう判断するかなんですけれども、我々としては、資料はたくさんいっぱい頂きました。ただ、その中で、説明会の中でそれについて県から直接お話があれば、それは説明となります。資料は頂きましたけれども、今回の判断としては、個別に説明されたという判断はしておりません。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 私ども、7月の中旬に共産党の県議団を中心として企業局の職員を呼んで説明を求めました。その中では、5月25日に文書説明はしてあるということですので、ぜひ、そのことについて新たに認識していただければと思います。

また、ストックヤードがみやぎ型管理運営方式に係る地域の説明会もありました。この地域では塩竈の公民館、6月9日に県の出前講座がありました。そのときと同じように、令和3年度宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）出前講座というのがされて、この文書の中には今言ったように5月25日に市町村に説明しておきながら、我々の住民説明では汚泥ストックヤードのことについて一文も触れていないという状況であります。そういう点では、仙塩浄化センターの汚泥ストックヤードというのは、後で説明を求めますけれども、やはり住民に来てもらっては困る、建設されては困る、こういう施設だから、住民への説明または担当市町村への十分な説明を行っていないということで認識していいのではないかなと思います。したがって、当局の考えを伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 水道事業所長。

○水道事業所長（小野誠司君） 申し訳ありませんが、県の担当部局がどういう意図でどういう説明をしたのかまではちょっと我々把握しておりませんので、結果としてそういうことだったということで理解しております。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） それだけ関連市町村にやはり隠して進めているということを担当課とし

ては認識しなければならないのではないかなと思います。

じゃあ、2点目について伺います。

場所については大代の中州であります。汚泥処理施設内の駐車場というところであります。面積的には、その駐車場に縦横40メートルと60メートル、要するに25メートルプール約3個分です。そういう施設があと造られます。そして、工期については、一応当局の説明では7年か8年、築造、改築、説明では令和6年から8年ということであります。

そこで、こういう施設が来るということで、建屋式ということになっています。ところが、この汚泥ストックというのは、今まではペースト状にしてそれをその施設の中で焼却していた。それが今度は一定のところでもストックするという事業であります。

そういうことでは、やはりかなりの異臭なんかも懸念されるのではないかなと思います。そういう点では、その中で建屋内での作業もあると説明しております。その中で、換気等々についてはどのような策を講じようとしているのか、説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 水道事業所長。

○水道事業所長（小野誠司君） 先ほど申しましたとおり、まだ事業者の提案段階ということで、県のほうから確認したところでは、活性炭脱臭装置と、今場内でいろいろ使用している活性炭脱臭設備と同等の脱臭対策を講じるという説明は受けております。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 運営権者の説明では、今設置されている活性炭脱臭装置と同様の設備を作るということであります。

そこで、今の施設、実際に焼却してストックしていない現状においても、大代公園の特に野球場、あとは多目的グラウンド、サッカーなんかしているところ、あそこを通ると、夏場についてはかなりの異臭がします。これが焼却して、あそこにストックすることによって、同じ活性炭脱臭装置がされてもやはり換気しなきゃいけない。やはり一定のさらなる臭いが施設外に拡散されるんです。そういうことに対して、活性炭脱臭設備だけで十分と、県の説明で十分として認識しているのか、担当課として。

○議長（岡崎正憲君） 水道事業所長。

○水道事業所長（小野誠司君） それについては、現時点では何とも判断いたしかねます。これから具体的な内容が決まっていきますので、当然、それが確認されれば町のほうにも説明されますので、その内容を確認するというところでございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） このように何度も聞きますけれども、県の説明に、積極的に当局の住民の生活環境の向上のために努力するという姿勢が担当課には全く見えないことを改めて理解しました。

次に移ります。

汚泥貯留施設の利用方法についてであります。一時期利用ということではありますが、この一時期というのはいつ頃なのか説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 水道事業所長。

○水道事業所長（小野誠司君） これにつきましては、焼却設備を年1回ほど点検、修繕するらしいので、その時期、年間約1か月から長くて2か月という話は聞いております。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 毎年の修繕期間というのは約2か月、9月から10月という説明がありました。その間、脱水汚泥を町外の最終処分場に持って行って処理するわけです。そして、これにかかるお金は幾らぐらいだと県では説明されているのか、平成30年度の試算で説明を求めたいと。

○議長（岡崎正憲君） 水道事業所長。

○水道事業所長（小野誠司君） 恐らく歌川議員さんが視察に行ったときに確認したとは思いますが、年間で約7,000万円と聞いています。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 平成30年度、2018年度の処分費というのは約6,930万円の維持管理費であります。それを約32%、オリックス・メタウォーターの事業団が計画しているものであります。年間にすると約2,217万6,000円の削減のためであります。その分だけの事業が削減されるということでもあります。

次に移ります。

4、事業予算と建設関係の国庫補助率、額が県や関係市町村の負担率、額について説明を伺いたいと思います。

事業費、説明のありました7億6,000万円であります。これは先ほど町長が話したように国が3分の2、改築なので、そして県と関係市町村がその3分の1で案分して6分の1ずつであります。ところが、よく考えてみると、そうすると運営権者の負担というのがないんです、基本的には。要するに、全部自治体と国の負担で建てるんです。そういう事業だということを皆さん認識していただきたいと思います。

じゃあ、次に5点目であります。汚泥ストックヤード整備計画です。異臭を放つので計画をやめてほしいということで……。

○議長（岡崎正憲君） 説明会のほうですね、5点目。

○12番（歌川 渡君） 5点目です。要らない、今は。説明は私の説明だけ。5点目の質問です。4点は答弁要りません。5点目です。やめてほしいということであります。

まず、県が構築計画を承認すれば設計に入って、早ければメタウォーターが来年度、遅くても再来年度までは住民説明をしなければならない。

私がそこで伺いたいのは、事によってはメタウォーターが国とか市町村の補助申請の手続きを取ってから住民説明会がされたら、それは本末転倒だよと。当然、申請する前に関係市町村に説明をすべきかなと思いますが、その点、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 水道事業所長。

○水道事業所長（小野誠司君） それは、こちらからは当然要望していくことでございますし、全て決まってから説明というのでは、市町村としても、ああ、そうですかというわけにいきませんので、それについては県のほうに確認していきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） じゃあ、再度。先ほども言いました産廃処分費の約32%削減、年間で2,217万6,000円に対して、建設予算案が7億6,000万円ということでありました。そして、これは20年の割戻し、要するに返済を含めると年間で約3,800万円を県と市町村が負担しなきゃいけないんです。

そうすると、年間1,582万4,000円の赤字、要するにこのストックヤードを建てることによって、今まで産廃に行っていたお金より建設した建物で事業費の負担がかさむ。そして、その反面、先ほど言いました運営権者の負担がない、基本的には。実際にはちょっとはあるのかもしれないけれども、負担が1円もないんです。

そうすると、運営権者、それでなくても上水道含めて20年間で92億円も剰余金を得るということを6月の議会で説明をいただきました。それに新たに今回の汚泥ストックヤードを建設することによって、さらに2,217万6,000円の年間の維持費がまた運営権者に入ると。

要するに、この事業というのは、みやぎ型というのは企業への儲け口になっているのではないかなと思いますが、その点、町長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） ちょっとお待ちください。水道事業所長にも町長にも申し上げますが、歌川議員の情報でございますが、現在、県の計画の詳細で現段階で答えることができない内容

があれば、それはそれなりの処置をしていただきたいと思います。町長、お願いします。

○町長（寺澤 薫君） まず、論点を今いろいろと歌川さんは言っていますが、我々としては、所在市町村でもない。ただ、悪臭が発生すれば、それについてはしっかりと行っていかなきゃならないと。まず、所在市町村が多賀城市です。そして、さらにみやぎ型管理運営方式については、県議会のほうでいろいろと話をし、それで議決をされたということで、そしてそれもあくまでも提案で今汚泥云々の処理をということですので、ちょっとステージが違うような気がするんです。

ただ、我々が迷惑を被るのは悪臭ですので、その辺はもし出るようなことがあればしっかりと訴えてまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） じゃあ、まとめて要するに、浄化センターというのは運営開始が1978年、昭和53年6月からです。そして、それからずっと修繕期間はストックしないで最終処分場に行っていた。これは何のためかという、やはりストックすることによって地域住民への異臭の発生、そして影響を与える可能性があるから長年こういうことをやってきたんです。

ところが、県の提案なのか、SPCの提案、要するに特定目的会社、メタウォーター含めて、この中の先ほどの5月25日の中で、こういうストックヤードを造ることによって、効果として産業廃棄物への発生量の削減ということを行っているんです。かっこいいですね。

2つ目は、災害時の対応力の向上と言うんです。同じ場所に造って、10年前と同じようなことが起きた、約数か月というのが、七ヶ浜も含めて汚泥の沼です。これが災害時の対応力の向上につながるのかどうか。

そして、産業廃棄物の発生量の削減。これは確かにあるんですけども、その前にやっぱり住民への不安というのは懸念される。そういうことも含めて、ぜひこういうことがないようにということを再三求めて、担当課への県の十分な説明をすることを求めて、第2の質問に移らせていただきます。

第2の質問については、手早く。

まず、第1点、2018年以前の生活保護者の世帯数とエアコンの普及状況について説明を求めます。

○議長（岡崎正憲君） もう一度お願いします。

○12番（歌川 渡君） 第1点、2018年、平成30年以前の生活保護受給者に対して、エアコンの設置状況について。質問したので、そういう把握をされているのかどうか。

○議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 大変申し訳ございません。把握をしておりません。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 文科省はこういう文言を言っております。2018年4月以前の世帯に対し、日常生活に必要な生活用品はやりくりで賄うよう指導しております。その2018年以前の生活保護受給世帯で、やりくりで設置した世帯なども把握しているかどうか、この点伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 申し訳ございませんが、把握をしておりません。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） ということで、以前の受給者については生活費のやりくりでしなさいということであります。

そこで、伺いたします。現在の生活保護世帯の預貯金の最高認定額は幾らなんですか。

○議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 申し訳ございません。ちょっと詳細なそういった制度の部分について今手元に資料ございませんので、お答えしかねます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 預貯金が最低生活費の2分の1、例えば、65歳以上の高齢者生活保護世帯、独り暮らしの場合、第1類と第2類合わせて今年度の保護基準から照らして6万8,050円ですので、預貯金は3万4,025円しか認められないということであります。そうすると、この預貯金でエアコンというのが設置できるかどうか。私、インターネットの中で近所のいろいろな家電メーカー見ると、最低でも4万円から5万円かかります。そうすると、日常の生活のやりくりでできるものではないんです。そういう点も含めれば、やはり補助事業というのは必要じゃないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） それについては、今のところは考えておりません。まずは、ケースワーカーの方とそういったことをお話ししていただくことというのが大事だと思います。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） それじゃあ、2点目です。高齢者世帯のみの幾らか、これも当然把握さ

れていないと理解してよろしいですね。

○議長（岡崎正憲君） 2問目の、長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） すみません、詳細な数字のもの今手元にございません。回答しかねます。すみませんでした。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） インターネットのガベージニュースというので、インターネットでのエアコン普及率を示す2021年5月のデータがあります。二人世帯の普及率だと92.2%、単身男性の中年層だと79.3%、12.9ポイントも低いんです。そして、その中で、時間がないので、所得が低いほど普及率が低いという状況であります。その点、当局は所得に応じてエアコンの設置割合が低いということを認識しているのか認識していないのか、それは間違いなのか、その点説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） すみません、今の数字についてはそもそも認識しておりませんでした。全く把握しておりませんでした。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） まず、じゃあ3点目に移ります。

生活保護世帯のエアコン修繕が必要なときは住宅維持費として認められるのかについて伺いたいと思います。

これは生活保護費の実施要領局長通知第7の配本4の（2）アというところにあります。生活保護法による保護の実施要領についてということで、第7生活保護費の認定について、住宅費4住宅維持費の中に、保護の基準別表第3の1について、居住する家屋の畳、いろいろな従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のための経費を要する場合に認定することとなります。そういう点では、この要領に照らせば可能ではないかなと思いますが、認められない人の理由について改めて理由を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） これは要領の話で、保健福祉事務所のほうから、そういった御質問を歌川議員さんからいただきましたので確認をさせていただき、全く今の通知文の中のいわゆる従属物の修理にエアコンが入るか入らないかということだと思っておりますけれども、福祉事務所の話ではエアコンというのは従属物にはならないということで、今回御質問いただいた部分については対象にならないと回答いただいております。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 要するに、従属物にならない、2018年、平成30年からエアコンを認めたんです。生活の従属物なんです。

そこで、そういうことも踏まえて町の昨年の7月広報10ページ、熱中症を予防しましたということではまの保健だよりにあります。予防のポイントは、暑さを避けましょう、室内での工夫ということで室温28度を超えないようにエアコンを使いましょう。エアコンを使いたくても使えないです、認められないから。そして、非課税の場合だと買えない。そういう状況であります。ぜひ、こういうことを求めるのであれば、そういう方々の生活環境の改善を町として進めることが必要ではないでしょうか。答弁を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） まずは熱中症が一番問題だと思うんです、エアコン入れるそのものよりも。それが一番問題ですけれども、まずは、生活保護者については実施主体は宮城県でございます。そこはやはりケースワーカー、保健福祉事務所とかとその辺の状況を訴えていただきたい。2018年からはエアコンが認められたというのは、それはどういういきさつかというと、猛暑、酷暑が予想されるということで一時的な補助として、それでエアコンの設置を認めたということなんです、一歩前進じゃないかなと思いますけれども、その辺はしっかりと実施主体なりなんなりに訴えていくということだと思います。今のところ、町としてはエアコンの設置を実施する考えはございません。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 残念です。

3点目に移ります。各種募金、協力金の徴収についてであります。

当然、1つの日赤の例を取っていきたいと思います。厚労省のホームページ、日本赤十字社とはどういうものか。先ほども一部述べました。会員及び協力会員をもって構成され、赤十字の理念に賛同する方は誰でも会員や協力会員になることができる。そして、活動資金として会費や善意の寄附金によって賄われていますということであります。

ところが、汐見台では集めることが半分義務的に区長から何の説明もなく押しつけられて、その中でこういう結果として、納めるために少しでも町内会の役員の方の負担軽減のためにこういう手だてをやってしまった。これは善意とともに、町内に住んでいる協力や善意に賛同しない方に対しては、やはりあっちゃならない行為なんです。

私もこの日赤と社協、緑の羽根には協力していません。だから、担当課長も御存じかと思い

ますけれども、今年の春先に私は今年の役員になったので、私は会員じゃないのに何で集めなきゃいけないのということで、担当課長のほうに私が回収すべき班の件数を全部戻しました。

ところが、さっき言ったように今年からそういうことに、町内会でまとめて知らないうちに会費から払うということに総会で決まってなってしまうということで、この趣旨からも反するのではないかなと思いますが、その点、今回で改めてということで改善を進めてくるようなことと言われていますけれども、早急に来年度の中で進める、実施する考えはないか、改善を求める。伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） その件については、以前から大分収集方法についてはありました。各地区においては、総会の中でいちいち集めに来られるのが嫌だからまとめてできないのかとかいろいろあって、各地区それぞれ集金方法が違っているとは思いますが。

ですから、その辺、強制ではありませんので、それで以前、こういう意見が出ているということで私のときは日赤の方に来ていただいて、それでその地区にこういうふうなことで集めさせていただいていますとか、そういうようなことで御協力をお願いしますとかということで、日赤の社員に来ていただいたこともございます。ですから、今後どういう対応をしたらいいのか、その辺は地区にお話をしていきたいと。

ただ、私は日赤の部分で、10年前を思いますと被災者に対して家電6点製品を日赤を通じて日赤に支援していただいたと。仮設住宅、そしてみなし仮設含めて650世帯以上の方にそれぞれ電化製品6点セット、テレビ、冷蔵庫、電気洗濯機、電気釜、電気ポット、そういった形で電子レンジも含めて6点セット、そうやって支援をいただいたということで、被災地に対してそういう貢献をいただいているということで、私としては日赤には感謝をしているところでございます。そういったこともやはりうちの町民が忘れたことすれば、震災の風化がどんどん進んでいるのかなといった思いもございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 私も3つの町外福祉団体の賛同の協員になっています。

そこで伺いたいと思います。町内外には、こういう地域に貢献している福祉団体が一定ございます。もし、今後、こういうことを続ければ、こういう団体員が町に活動資金のお願いをした場合、同様の扱いをするかどうか、その点を伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私のほうから回答申し上げたいと思います。

日赤あるいは共同募金あるいはそういったものについての法的な位置づけと、任意団体の位置づけというのは違うと私は承知しております。募金の仕方とかそういったものについては、法律なりそういったものできちんとうたわれているものでありまして、ただ歴史的に地域の協力を得てやってきたということも事実でございます。

その点につきましては、私も共同募金なりほかの団体に所属していたときには、時代が変わってきたので、まず上部の団体が募金の仕方、考え方を覚えてもらわなければ、末端でこうする、ああするということについてはなかなか申し上げることはできないし、工夫も実際にはできないということを申し上げて、上部団体のほうで現時代に沿ったような募金の在り方ということを基本的に考えていただきたいということを申し上げております。

今後とも、私らとすれば、行政とすれば、法律で定まった任意団体ではございますけれども、そういったところにそういったことをお願いしていく、理解を求めていくというふうにしかならないと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 法的な制度とかというのは、結局は民間団体なんです。社会福祉協議会と社団法人、そして緑の羽根も公益財団法人です。そして日赤も社団法人です。そういう点では民間なんです。そして、いろいろな町内の福祉団体も福祉団体なんです、法的な。そういう点では、事業的にはそれぞれ地域に貢献している事業団と思います。そういうことがもしされたら、今後も募金を募った場合、認めるのかどうか、その点だけ伺いたいと思っております。

○議長（岡崎正憲君） 最後です。平山副町長。

○副町長（平山良一君） 今の段階では認めるわけにはいかないと思っております。（「以上で終わります」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） 以上です。

ここで休憩いたします。午後1時10分、再開いたします。

午後0時06分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

次に、4番木村 稔議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔4番 木村 稔君 登壇〕

○4番（木村 稔君） 4番、日本共産党木村 稔、議長より質問の許可を得ましたので、3問

について伺います。

第1の質問は、非課税世帯への福祉灯油助成（燃料費助成含む）についてであります。

昨年9月の一般質問にて同質問を行いました。趣旨としては、暖房用の灯油（燃料代含む）は、毎年、価格の変動に伴い、特に低所得者や社会的弱者にとって異常な灯油代の高騰は負担が大きく、低所得者等の非課税世帯にとっては健康と暮らしを脅かす問題であります。地域住民の福祉向上に関連した以下の1点を質問いたします。

1点目は、町で平成19年度と27年度に非課税世帯に対し燃料助成利用券を発行していましたが、今年の年末に再度、高齢者等の非課税世帯等に対して灯油代、燃料助成も含み一部を助成する考えはないのか、回答を求めます。

第2の質問は、犯罪被害者の救済についてであります。

2021年（令和3年）8月22日の河北新報に「県内の市町村で犯罪被害者の支援策を定めた条例制定が進んでいない」との記事が掲載されておりました。

宮城県の条例は、2004年（平成16年）4月1日に全国で初めて施行されましたが、県内の市町村が追随していないことから、県のこの条例に対する本町の理解と促進、取組について以下3点を質問いたします。

1点目は、県の犯罪被害者支援条例の施行に対する本町の考えです。

2点目は、県は全国に先駆け犯罪被害者支援条例を施行していますが、本町での条例制定に至らない理由を問います。

3点目は、町民が犯罪被害者になった場合、早急な救済を行うため、条例を制定し支援策を用意する考えはないか回答を求めます。

第3の質問は、ながすか多目的広場の整備、管理についてであります。以下6点伺います。

1点目は、芝の活着状況と今後の雑草の除草管理に対し回答を求めます。

2点目は、ペットの排泄物に関する苦情が寄せられていないか回答を求めます。

3点目は、管理棟の使用目的と今後の活用に対し回答を求めます。

4点目は、あずまやを設置する考えはないか回答を求めます。

5点目は、公園の当初の整備結果からの変更箇所の有無に対し回答を求めます。

6点目は、ごみ箱を設置する考えはないか回答を求めます。

以上、3問を私の一般質問させていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 第1問、非課税世帯への福祉灯油助成（燃料費助成含む）について、第2問、犯罪被害者の救済について、第3問、ながすか多目的広場の整備、管理について回答を

求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

[町長 寺澤 薫君 登壇]

○町長（寺澤 薫君） それでは、4番木村議員の1問目の御質問、非課税世帯への福祉灯油助成についてお答えをさせていただきます。

御質問にありました今年の冬に高齢者等の非課税世帯等に対する灯油代等の一部助成の考えはないかについてお答えをさせていただきます。

現時点において、町単独での非課税世帯に対する燃料助成を行う考えはございませんが、国や県による補助金交付等の動きはないかなど、まずは情報収集に当たってまいりたいと思います。まずは動向を注視してまいります。1問目の回答とさせていただきます。

次に、2問目の御質問、犯罪被害者の救済についてお答えさせています。

1点目の御質問、県の犯罪被害者支援条例の施行に対する本町の考えを問うについてお答えをさせていただきます。

近年、様々な犯罪等が後を絶たず、それらの被害に遭われた方やその御家族の方の精神的、経済的などの苦痛は計り知れないものがあると思います。そのようなことを踏まえて、宮城県では条例を制定し、宮城県警察が中心となり相談窓口等を設置していることは、犯罪被害者にとって安心につながるものと捉えているところでございます。

次に、2点目の御質問、県は全国に先駆け犯罪被害者支援条例を施行しているが、本町での条例制定に至らない理由を伺うについてお答えをさせていただきます。

宮城県が条例を制定したことで全県民が対象になるものと考えております。また、8月22日に河北新報の記事に掲載されておりますとおり、そういった要望もなかったことが理由の1つと考えられます。また、宮城県警察が中心となって施策を講じ、全国組織であります公益社団法人みやぎ被害者支援センターと連携し支援を行っていることも理由の1つと捉えているところでございます。

次に、2点目の御質問、町民が犯罪被害者になった場合、早急な救済を行うため、条例を制定し支援策を用意する考えはないか回答を求めるについてお答えをさせていただきます。

新聞に掲載されておりましたが、制度設計には詳細な検討が必要になると考えております。犯罪の内容や犯罪被害者等が置かれている状況は様々であり、支援方法が多岐にわたるものがあります。また、犯罪被害者の方の情報は個人情報であり、どの程度まで把握できるのかといった課題もあります。条例の制定が必要か、その他の方法がないのかを含め、県内の市町村と情報交換してまいりたいと思います。

次に、3問目の御質問、ながすか多目的広場の整備、管理について以下の6点を問うについてお答えさせていただきます。

まず、1点目の御質問、芝の活着状況と今後の雑草の除草管理に対し回答を求めるについてお答えをいたします。

芝の活着状況については、多目的広場として利用するにはおおむね十分な状態と思われま。点在する育成不良箇所は、周囲より芝目の張り出しがあり、目土をかけるなどで活着を促します。除草管理としては、町シルバー人材センター委託と職員の直営除草作業、状況により散水や施肥等を委託し、良好な状態を継続するよう考えているところであります。

次に、2点目の御質問、ペットの排泄物に関する苦情が寄せられていないか回答を求めるについてお答えをさせていただきます。

利用者よりの連絡や除草作業時に、職員で排泄物の回収処理を行っております。また、散歩等で訪れている住民の方々にも御協力をいただいているところであります。ペットのマナーについては、ホームページや案内看板にも明記しているところではありますが、注意喚起看板を増設するなど、マナー向上を図りたいと考えております。

次、3点目の御質問、管理棟の使用目的と今後の活用に対し回答を求めるについてお答えいたします。

管理棟施設の用途につきましては、事務室スペース、公衆用トイレ、広場、管理機材用具の倉庫で構成しております。現時点では、職員や管理員等を配置せず、巡回確認や除草作業を定期的に行っております。今後の活用については、当面、町や関係機関等が行うイベント開催時などに使用することを想定しているところであります。

次に、4点目の御質問、あずまやを設置する考えはないか回答を求めるについてお答えをさせていただきます。

複合遊具のある広場に日差しを和らげるパーゴラ2基とベンチを設けております。また、管理棟周りにも日よけを想定した大きな軒下にベンチを設け、休息できるスペースも設けておりますので、現時点では新たなあずまやを設ける考えはございません。御理解をお願いしたいと思います。

次に、5点目の質問、広場の当初の整備計画からの変更箇所の有無に対し回答を求めるについてお答えいたします。

ながすか多目的広場は、復興交付金の市街地復興効果促進事業により復興庁と協議を行い、承認を得た内容で整備を行っております。用地取得の状況により、大型車の駐車場を西側端部

に、西側端のほうに、端側から中央北側に位置を変更し、現在の広場設計概要により本工事費の協議を行い、承認され着手したもので、当初計画からの大幅な変更はございません。

次に、6点目の御質問、ごみ箱を設置する考えはないか回答を求めるについてお答えをいたします。

ながすか多目的広場においても、ほかの公園、広場と同様にごみ箱を設置する考えはございません。ごみの問題は、持ち込んだ当事者が責任を持って片づけることが当然であると考えているところであります。多目的広場に捨てられたごみは、職員等の巡回により回収処理を行っておりますが、利用されている方々にマナーを守っていただくようお願いしていくとともに、多目的広場の景観やきれいな施設管理に努めてまいりと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上を回答とさせていただきます。

○4番（木村 稔君） 議長に申し上げます。同じ会派で申し訳ないんですが、私も資料を忘れたので、ちょっと自席にて取ってまいります。

○議長（岡崎正憲君） それでは、1問ずつ。木村議員。

○4番（木村 稔君） 第1問目の再質問させていただきます。

1点目、昨年に続き、今年の冬季間も高齢者が新型コロナウイルスの影響により室内で過ごす時間が過去にないほど多くなるのではないのでしょうか。昨年と同様、光熱費に財政的体力を消耗することは十分に予想されます。今年こそは、高齢者を含めた非課税世帯にコロナ禍の冬を余裕を持って暮らしていただけるように灯油代（燃料助成含む）の一部を助成する考えはないか、再度回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 再度。今、回答あったことに対して、もう一度。

○4番（木村 稔君） 毎年、同じことをやっているんです。

○議長（岡崎正憲君） 先ほどの回答では不足なのでもう一度聞きたいということですね。

長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 回答のとおり現段階では実施の予定はございませんが、国・県の以前実施しましたことなどの動きについては、引き続き情報収集に当たってまいりたいと思います。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 前者の質問で、エアコンをやりくりで何とかしてほしいという話がありましたので、助成があればできるんじゃないかなんてちょっと思ってしまう。

それでは、第2問目の再質問に移らせていただきます。県の犯罪被害者支援条例の施行に対する本町の考えを問うというものです。

再質問なんですが、県の犯罪被害者支援条例のこのような犯罪被害者支援というのは、社会的公正を鑑みた場合、本町としてはその犯罪被害者支援条例の意義をどのように考えるか。先ほどは意義というよりも施行に対する考えを伺ったので、その意義に対しての回答をまず求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 意義といっても大変広うございます。まず、犯罪被害者に対してどのような救済をするのかという意義もございまして、そのほかの意義もございまして。

お答えといたしましては、犯罪被害者支援条例につきましては必要なものと考えてございます。町長も答弁したとおり、宮城県さんのほうで県民全てを網羅する条例ということでつくっておられるというところと、あともう一つなんですけれども、この条例に関しましては、宮城県の警察が動きやすくするためにつくられたものと考えられます。まず、つくって警察のほうで相談窓口を設置すると。それによって、犯罪被害者の方が相談をしやすくなるといったメリットがあると考えているものでございます。以上でよろしいでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） それでは、2点目に移らせていただきます。

県は、全国に先駆け犯罪支援条例を施行しております。県の条例に本町での条例に至らない理由というのは先ほど伺いました。再質問させていただきます。

犯罪被害者等の支援に関し、県の条例は理念条例ですが、全国に先駆け犯罪被害者支援条例を執行したわけです。その県から、宮城県としての犯罪被害者支援策としての促進という意味での協力要請、少なくとも勉強会などのインセンティブ、それはボーナスとかのインセンティブじゃないです、動機づけという意味でこういった等の行動というのはなかったのかどうか、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 過去のことでございますので記憶は曖昧でございますし、私にも情報はありません。ですが、こちら塩釜警察署管内におきまして、塩釜警察署犯罪被害者ネットワーク会議というものが組織されてございます。そちらのほうでこの周辺の情報のほうのやり取りをさせていただいているところでございます。ちなみにですが、昨年度は新型コロナウイルスの関係によりやっております。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 第4次犯罪被害者等基本計画の基本方針でも、基本法第3条3項「犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする」と規定されております。その必要な支援策が途切れることなく受けることができるようにという点で、支援団体からは、条例があったほうがスムーズな施策展開が可能になるのではないかという指摘、意見がございますが、本町ではどのようにお考えですか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 先ほども申しましたとおり、ネットワーク会議というもので情報の交換をしております。それに行いまして途切れのない支援を行っていくということになってございます。先ほども町長の答弁にございましたが、条例だけではなくてほかの方法もあるのではないかということで、現在、検討といえますか情報を仕入れているところでございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） それでは、3点目の再質問とさせていただきます。

早急な救済を行うため、条例制定支援策を用意する考えはないのか、ないよということでした。

再質問です。本町では、七ヶ浜町民便利帳は警察と支援団体の電話番号が掲載されているだけでございます。どこが窓口なのか、何が用意されているのか、これは支援団体の方もおっしゃったんですけれども、何が用意されているのか、そこに相談するメリットはあるのかと、それすら住民は分からない状況になっているんじゃないでしょうか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 宮城県の支援センターのほうで出しているパンフレットには、相談窓口、町のほうは防災対策室と記載させていただいてございます。相談がありましたら、宮城県さんのほうで求めているのは、町のほうに相談があった場合は宮城県のほうに橋渡しをしてほしいというところが求められてございます。そのようにしていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） じゃあ、再質問の2回目まいります。今の3点目に、またさらに再々質

問します。

犯罪被害者等基本法第5条、地方公共団体の責務では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とあり、法を鑑みた場合、本町独自の地域の実情に応じた施策を策定しているものと考えます。

そこで、本町の地域の実情に応じた施策の細かい説明を求めたいと思います。犯罪被害者等への医療費サービス及び福祉サービスの分野での施策、先ほどの14条です。もう一つ、次が犯罪被害者等への安全確保の分野での本町の施策の説明、これは15条です。犯罪被害者等への移住、住居の安定の分野での本町の施策の説明を求めたいと思います。これは16条です。犯罪被害者等への雇用の安定の分野での本町の施策の説明を求めたいと思います。雇用の安定は17条です。犯罪被害者等の支援に係る人材養成の分野での本町の施策の説明を求めます。これが21条でございます。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 内容を把握できましたでしょうか。いいですか。防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） おおの今御質問がありました、そのような施策は講じてございません。

なぜかといいますと、やはり先ほども申しましたとおり、町の役割として課せられているものの最大のものが県への橋渡しでございます。そちらのほうで支援策が県の方で示されるという形になってございます。なぜそのようなことになるかといいますと、犯罪と認定する機関が町ではございません。宮城県警察になります。そちらのほうで対応していただくこととなってございます。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） こちらの基本法の第5条は地方公共団体の責務なんです。ここに書いてあるんです。これは河北新報の記事によると、県内の市町村で犯罪被害者の支援策を定めた条例制定が進んでいないと。全国で3割以上の市町村が策定しているが、県内ではゼロ。ちなみに、政令指定都市では20市のうち13市が制定済み。これは支援団体からは、住人に身近な自治体が条例を設け具体的な救済に取り組んでほしいとの声が上がっているという記事です。

本町では、支援に対してどのようなものが具体的には、犯罪被害者への救済に最も必要なものは本町では一体どのようなものであると認識しているのか、具体的に考えているのか、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） いろいろとあるんですけども、一番欲しい情報といたら個人情報なんですけど、これは犯罪に対して町のほうには警察のほうからは一切情報は開示していただけません。実情が分からないというのが一番でございますし、市町村の責務として宮城県の条例にもうたっているとおり、確かに実情に応じてということ、そして施策に協力するよう努めるものとするということになっていきますから、うちのほうで協力できるものということはいたいんですが、いかんせん、うちの町のほうの犯罪となると窃盗が一番多いと。そういった中で、なかなかそういった詳細の情報も分からないというのが私に報告されている現実でございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 再質問します。東京と仙台の支援団体の方にちょっとお話伺ったんですが、犯罪被害者を対象にした国の給付金制度は、給付するまで早くて半年、通常やっぱり1年以上かかるそうでございます。そういった課題があるわけです。その間、弁護士費用や各費用というのは自腹の対応になるそうです。また、犯罪被害者や関係者、裁判後ですら原状回復が難しい方がたくさんいるそうです。特にフラッシュバックというんですか、その当時の硫酸かけられたとかいろいろあるんでしょうけれども、そういったフラッシュバックというのがすごくやはり多い方がいると。そういうのも全部自腹で出すと。

そこで、全国被害者ネットワークでは、今年の春に全国の犯罪被害者を対象としたアンケートを実施したそうです。これは全国の犯罪被害者から返ってきた回答では、住民に身近な自治体が条例を設けて具体的な救済に取り組んでほしいという声が一番上がっているそうです。

犯罪被害者の意見に対して、本町ではどのように向き合うのか、どういう姿勢で当たっていくのか、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） まず、犯罪被害者にどのように向き合うのかということか、その状況が我々は分からないというのが一番でございますし、うちの町では、いい意味でも町内が狭いということ、そして情報がすぐいろいろとうわさが行き交うということ、逆に犯罪被害者の方があまりプライベートなこと町内にいることによって、逆に迷惑を被る部分もあるのではないかなと思います。

というのは、新型コロナで罹患した方が初めてうちの町に出たときの、いろいろな情報が錯綜して逆にここにいれなくなるといったすぐ情報が錯綜するということでは、なかなかそういった支援というのはうちの町では難しいんじゃないのかなと。うちの町にとどまってそういっ

た対応できるというのは難しいのかなと、私はそう思っています。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） じゃあ、次に移ります。

先ほど、犯罪被害者を対象にした国の給付金制度は、給付まで早くて半年、通常は1年以上かかるといった課題があると申し上げましたが、全国の犯罪被害者から返ってきたアンケートで最も切実なのは、国の給付受給までの資金繰りなんです。何も要らないです、お金だけなんです。被害者は、地方公共団体にも見舞金等の給付金制度の制定を求めています。その点を踏まえた場合、金額のもらもろ出てきますから、これは条例制定とやっぱりなるわけです。この場合を鑑みた場合、条例制定が考えられないのか回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） まず、何度も言うようですけども、個人の情報ということで警察官の具体的な情報というのは一切我々のほうには流されません。そういったところで把握しづらいということ。そして、条例云々については、先ほど防災室長が言いましたけれども、塩釜警察署被災者支援ネットワーク協議会と協議をしまいたいと、そういったうちの町だけじゃなくて近隣の状況等も含めて条例化をすべきなのかどうなのか、その辺はもう少し詳細を詰めてまいたいと思っていますところございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） まず、給付金受給に関しては申請制ですから、まずいるのがばれることはないんです。自分で足りなかったらくださいと言いに来るわけですから、もしばれるのが嫌だったら、本当に嫌だったら受給は申請主義ですから、だからそれは違うんじゃないかなと。

先ほど、ネットワークのことをお話しした、全国被害者ネットワークと。私はそこに電話をかけてその人から聞いているわけですから、やはり給付金は必要だと皆さん認識していただきたいなど。

犯罪被害者等基本法には、意見の反映及び、これは法律ですから、透明性の確保として、第23条に、これは地方公共団体にも「犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。」とあります。つまり、犯罪被害者等の意見を施策にこれは反映しなさいということなんです。

さらに、犯罪被害者基本法第5条、地方公共団体の責務では施策の策定を実施する責務を有するというを鑑みれば、地方公共団体からの見舞金の給付金支給に係る充実は必要不可欠

と考えますけれども、町長はどのようにお考えですか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） まず、給付金のことからお話しさせていただきます。

国の給付金6か月から1年かかるということですが、その過程におきまして、犯罪被害者であるという認定まで3か月かかります。それは町で行ったとしても同じ結果になります。どこまでが犯罪被害者かという目安がなければ、こちらとしても支給することは難しいと考えてございます。それを考えますと、町で支給するにしても6か月まではいきませんが、5か月くらいはかかるのではないかなと考えているところでございます。

それと、あと情報なんですけれども、犯罪被害者の情報というのは、先ほどから町長おっしゃっていますが、ありません。警察のほうから私たちの手元には犯罪被害者というものは教えていただいているわけではございませんので、どのように情報を集約するかという手法も問題になってくるかと思えます。その辺も含めまして、先ほど来から言っております塩釜警察署のネットワーク会議のほうで議論をさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） それは警察と連携取ればいい話じゃないんですか。課長、犯罪被害者等基本法第13条というのを見ました、13条。犯罪被害者等基本法の13条には、給付金の支給に係る制度の充実等について明記されているわけです。これは国だけじゃなくて、「地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。」とあって、給付金の支給に係る制度には条例制定が必要なんです。これ新聞に掲載されているこの記事の内容は、気ままなことを言っているわけじゃないんです。これは法にのっとった根拠のあることで、逆にほこりかぶった法に光当てているすごい記事なんです、これ。これは感慨深いことだと思いませんか。

そこで伺います。警察庁において、地方公共団体に対し犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入を要請されているのではないですか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 求められてございません。

先ほど来、見舞金につきましては、先ほどからもう知っているとおりの情報をやり取りすればいいという問題でございません。また、犯罪被害者かどうかというのを確定させるために時間を要するという回答でしたが、その辺を御理解いただきたいと思います。

それと、情報といいますか見舞金制度なんですけれども、申し訳ございません、今朝です、今日の午前中にいらっしゃいました。（「見舞金がいらっしゃったの」の声あり）見舞金制度の説明に塩釜警察署の署員が今日の午前中に来庁されました。以上でございます。（「よかったねえ」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） ぎりぎり間に合ったんですね。

先ほど、ないと言っていましたけれども、これは令和3年度の令和3年3月に第4次犯罪被害者等基本計画ができています。この10ページに基本法の第13関係に、これは明細あるんです。読みます。これは警察庁から、先ほど言った見舞金制度支給、生活資金等の貸付制度の導入を要請すると。これは地方公共団体による見舞金制度の導入促進等と書いてあるんです。これは第4次だから第1、第2、第3も同じことを言っているんです。説明ないというのはちょっと違うんじゃないのかなと思います。法律にも明記されていて、さらに警視庁にも要請されているわけです。

犯罪被害者等を守るということは、自分の町を、町民を守るということとイコールなんです。被害者は最初から被害者じゃないですから、町民が被害者になっちゃうわけですから、条例制定を行う理由にこれ以上でふさわしい理由ではないんじゃないかなと思います。犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、支援団体と交互に連携を図りながら協力していただきたいなと思います。

それでは、3問目の質問にまいりたいと思います。

芝生の活着と今後の雑草除去の管理に対し回答を求めるといことでございます。こちら、高齢者の皆さんが多目的広場でグラウンドゴルフすることを大変心待ちにしているわけでございます。しかし、現在、先ほど説明がございましたけれども、芝生がまだまばらになっているところがございます。芝生の活着を邪魔しないように自分たちで自粛しているようでございます。でも、すごく楽しみにしていて、具体的に広場でグラウンドゴルフを楽しめるにはどのぐらいになるのかなと。これは本町としての手応えとしていつぐらいになるのか、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 木村議員さんがおっしゃったとおり、芝が一部活着していない部分もあると思います。ただ、その部分は土をかけて保護したいと考えておりまして、9月の中旬ぐらいにはもう一度草刈り考えておりますので、その辺の段階ではグラウンドゴルフもでき

るんじゃないかなと考えています。

ただ、先日も関係者と現場のほうで協議しまして、何人か来まして試打、試し打ちといった状況の確認もしているような状況であります。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） また、第1工区、西側です、当初は、マイクロローバーと聞いていました。確かに、当初マイクロローバーだったんです。しかし、これはちょっと除草されたんですけれども、その前は女性であれば膝ほどまで伸びているマイクロローバーなんです。でも、今度はマイクロローバーはないわけなんです。マイクロローバーじゃない。今後の方針ですか、草刈りしても結構伸びが早いし、かなり膝丈までなるわけなんです。そうすると、誰も遊びたがらないんです。その辺に対して何か対策というか今後やっていく方針というか、何かそういったものはあるんでしょうか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） クローバーの部分、工事した際には発芽の状況が悪いということもありまして、4月の下旬と6月の下旬、2度ほどマイクロローバーの種をまいたんですけれども、やっぱり雑草等に負けておりました。この前、伸びた部分を6月にちょっと刈りまして、7月のオープン直前のところにも一度刈って、次に刈ったのは8月の下旬だったので、2か月弱ぐらい伸びてしまったということがあって、雑草もぐんと伸びてしまったのかなと思われま

す。

今後、月に一度程度、職員のほうで草刈りをして雑草が伸びる前に草刈りをして、よりよい広場にしていきたいと思っております。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 約束です。

それでは、2点目の再質問に移りたいと思います。

ペットの排泄物の駆除がちょっと問題なんです。ふんだけじゃなくおしっこに関しても、高齢者等から、衛生面で遊んでいる子供たちに悪影響じゃないのかなという意見もあります。また、芝生の活着にも悪影響なんじゃないかなという意見もございます。

これはちょっと情報寄せられたんですけれども、犬をノーリードで散歩させていると。結構な大型犬なんです。子供が危ない、怖がると、親も危惧していると。大型犬。ノーリードなので、あっち行ってやってこっち行ってやって、結構町外からも来ているんじゃないのかな。犬なのでちょっと分からないですけれども、それに対してやはり苦情がかなり寄せられています。

でも、個人的にはドッグランとか広い公園で犬を散歩させたいという気持ちは分かるんです。分かるんですけれども、しかし、このままではペット立入り禁止になるという可能性も、真面目にやっている方々からはそういう可能性も出てくるんじゃないのという心配する声がござい
ますけれども、それについて回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 町の職員でも、一度リードをつけないで散歩をやっている方を見かけたので、直接注意はまずしております。あと現地のほうにもそういった注意を促すような看板はちょっと立てているような状況でありまして、どうしてもペットを飼う場合、基本的に犬を飼う場合であればもうリードをつけるというのは基本中の基本でありますので、それはマナーを守っていただいて利用に当たっていただきたいと考えております。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） やはりかなり著しい悪臭を放つもの、著しい悪臭があると思うんですけれども、やはり迷惑な行為には変わりないですね。悪臭すごいですよね。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 確かに、犬のふんとかの悪臭とかはありますけれども、それが分かった段階で職員とかで巡回で拾っております。

あとおしっこ、マーキングということだと思うんですけれども、その際は普通にペットの飼い主がペットボトル等を持参していただいて水で洗い流すとか、そういった部分は飼い主のマナーの範囲だと思っております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） ところで、犬のふんというのは一般廃棄物なんですか。どうなんでしょう。これは一般廃棄物であれば、半分正解で半分間違いなんです。その町によって違うんです。そうなんです。どちらなんですか。一般廃棄物ですか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） ただいまの御質問なんですが、放置されているものになりますので一般的に一般廃棄物扱いにはなってしまいます。というのは、産廃ではございませんので一般廃棄物扱いになってしまいますが、一般家庭から出るごみ等々とはまた扱いが変わりますので、家庭用のごみとまた違う解釈になるということになっております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 著しい悪臭を放つものですから。七ヶ浜の廃棄物の減量及び適正処理に

関する第7条（5）排泄禁止物に著しく悪臭を放つものは出しては駄目なんですよ。

ということで、次の質問にまいります。

第3点目の再質問です。管理棟の使用目的と今後の活用に関して。これはトイレと倉庫のままでこのまま使用するかどうか、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） まず、当面はトイレと倉庫で使わせていただいて、先ほどの町長の答弁にもあったとおり町のイベントがある際は、その管理棟の部分に関しては放送設備もありますので、そういった関係者の控室だったり、あとは待機室、あとは一時的な救護施設とかそういった形で利用したいと考えております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 当面の間という言葉が多いんですけども、逆に町でずっと管理するんだと言ってくれたほうが気持ち的には楽なんです。今後も管理者は本町ということで理解していいのかどうか。当面とはつけていますけれども、そういう理解でいいんですよ。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 多目的広場の管理に関しましては、町のほうで行なつてはいきたいと今のところは考えております。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） そうでないのであれば、管理者の制定に対して本町は積極的な行動を取っているのかという疑問が出てくるんですけども、特に取つてはいないんですよ。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 建設課の職員のほうで今管理してございますので、うちのほうの職員でできる範囲の形で管理しているような状況であります。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） だから、ずっとじゃあ町で管理するということなんですよ。

4点目にまいりたいと思います。

あずまやを設置する考えはないと明確に答えられたので、これに対して再質問はないです。でも、高齢者の方からは、やはりあずまやは欲しいよねというので、大体ボールを打つわけじゃないですか。そうすると、子供たちがいる管理棟からなるべく離れてやることになるという

んです。そうすると、オリンピックでも、タイとか南国の選手が日本が暑くて死ぬと言っているのに、高齢者が休まれないとちょっと大変かなというので、クーラーボックスとか私物とかこういったのを置けるのがやっぱり欲しいなという意見はあるんです。

でも、町長はないということなので、5点目にまいりたいと思います。

5点目の再質問です。広場の当初の整備計画から変更箇所、当初、管理棟管理者をつけるという予定だったんですけれども、町が管理すると。でも、その中には受付カウンター、掲示板、さらには給湯室、トイレ、更衣室、こういった計画でしたけれども、設備のそういった変更というのはなかったのか、そういうのは用意してあるのか、回答求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 事務室の中には、今、木村議員さんがおっしゃったとおりの部分は備えてあります。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 当初は、本町をアピールするための掲示板を有効活用と町長は何か言っていましたよね。何か置いて、ここであれすると。有効活用、掲示板に本町をアピールするものを掲載したりとか、そういった話ですよ。これは議決をさせて管理棟を整備したものの、常時閉門となるんでしょうか。常時の閉門。開けないで閉めっ放しにすると。回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 常時施錠したままなのかどうかということです。建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 管理棟の事務室に関しては、常時閉鎖で施錠はしております。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） これは私たちの議決したイメージと全然違います。あと一般質問前にいろいろなことをほかの議員さんにも言われるんですけれども、さっきのトイレ、犬専用の柵とか、そのスペースだけは犬が散歩してもいいゾーンをぜひとも提案したいという議員さんもいたりとか、さっきなんか、突然なっから椅子の数が足りないというのも言ってくれと、様々な意見がやはりあります。高齢者からはトイレも欲しいんだなんていう話も言われて、木村さん、あそこまで車でトイレに行かなきゃいけないじゃんなんていう話もありました。いろいろな意見がありますので、各団体、関係者のやはりもう少し意見を聞いて、ちょっと調査してやっていただきたいなと思います。

それでは、6点目の再質問にまいります。

先ほど、ごみ箱を設置する気はないか、ないよと、ごみの散乱が目立つが、本町の具体的、

現実的な対策に対して回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 多目的広場の周辺のごみの管理に関しては、どうしても土日に利用者が多いので月曜日の朝一番に町の職員で巡回しているのと、あとシルバーの方々にも朝一番でトイレの掃除をしてもらっております。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 環境美化の観点からごみ箱というのは必要じゃないのか、改めて回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） やっぱりごみ箱については置く考えはございません。というのは、やっぱり今見ても、町内のコンビニに限らず見たことありますか。町内のコンビニですら外に出しているところは1件くらいしかないはずですよ。みんな、ほとんど中に。その中に入れても、今度は臭いとかいろいろなスペースの問題とかで逆に苦慮していると、いろいろなごみが捨てられると。これはあそこに逆に、昔は海水浴場とかにごみ箱を置いた経緯があるんです。ところが、もう收拾がつかない状態。今ですら海浜をほとんど、一生懸命掃除していただいている方もおりますけれども、ごみの状況は、ごみ箱なんか置いたらそこは逆にごみ捨て場になる可能性がありますので、今のところは考えはございません。持ち帰りが基本だと思っています。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 地域環境美化促進計画に書かれている地域環境美化促進重点地区の範囲について説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） ごみ箱の問題から環境美化のほうに移り、確認したいということですか。

○4番（木村 稔君） 環境美化促進計画の地域環境美化促進重点地区、町内で環境美化の促進計画をつくっていますよね。その中の重点地区と置いていますけれども、その範囲というのはどこまでなのかと。私は全体的なものなんじゃないのかなと思っているんですけども。回っているんですけども。

○議長（岡崎正憲君） 今、ながすか広場の件でやっておりますので、そこら辺がながすかにも当てはまるかどうかという質問として受け止めていいんですか。そういう考え方でいいんですか。

○4番（木村 稔君） そうです。何で時計を回しているんだ。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） ただいまの御質問、計画区域のながすかの公園が入るかどうかという御質問ということで承ります。

町内全域、御指摘のとおり町内の区域が範囲とは原則的になりますが、公園等、ここの公園に限らずほかの公園も町で管理しているものに関しましては、当然、町の管理下の中でやることとなりますので、ながすかの公園に関しましても、環境美化の一環としてはやるものの管理においては所管課で行うという認識でございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） それは私の興味でした。

七ヶ浜町環境美化の促進に関する条例第4条、土地又は建物の占有者等の責務で、「土地又は建物を占有し、又は管理する者(以下「占有者」という。)は、その占有し、又は管理する土地又は建物におけるごみの散乱を防止するため、土地又は建物の利用者の啓発を行うとともに、散乱ごみの清掃を行うなど環境整備に必要な措置を講じなければならない。」環境美化ではなくて、これは環境の整備に必要な措置を講じなければならないと。3項「公園、広場(海水浴場、キャンプ場、バス停)等の公共の場所の管理者は、当該公共の場所におけるごみの散乱を防止するため、適当な場所にごみを回収する容器を設け、これを適正に維持管理しなければならない。」とあり、ごみ箱の設置は条例遵守の立場から必要ではないのか、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 副町長、お願いします。

○副町長（平山良一君） それでは、私のほうから回答申し上げます。

確かに、条例等々では、そういうふうにごみ箱の設置といったものについては設置するよという載せ方はしていますけれども、現実には、ごみ箱を設置することによって逆にごみ散乱の誘導をするようなものになってしまいますと、その条例を制定した趣旨から逆に外れてしまうということがありますので、その時期が来るまでは、住民がきちんとそういったことを守っていただけるということになるまでは、その条例については本来の環境美化の条例の制定の趣旨から持ってきて、今のところはちょっと置かないという方針にさせていただいております。これについては住民の方たちにも御理解をいただきながら運動を進めていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 通称、廃棄物処理法、正式名称、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第5条（清掃の保持等）「土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければなら

ない。」、そして6項には「市町村は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。」とあります。この法律から派生したのが本町の条例です。

この条例にもう一度、本町の条例にもう1回当てはめてみます。七ヶ浜町町環境美化の促進に関する条例の4条3項「公園、広場(海水浴場、キャンプ場、バス停)等の公共の場所の管理者は、当該公共の場所におけるごみの散乱を防止するため、適当な場所にごみを回収する容器を設け、これを適正に維持管理しなければならない。」法律上、市町村が必要と認める場所に、本町の必要としている場所は、公園、広場、自分で必要と認めているんです。法律はそこまでやっていないのに、条例でさらに縛りを本町はかけているんです。必要と認めているんです。認める、公園、広場と指定している。これは即設置するよう求めます。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） おっしゃられるとおり、設置するのが必要だということは理解しています。ただ、今の状況の中で設置をした場合どうなるかということ考えた場合には、今の条例なりなんりの施行をするということについては、ちょっと一考が必要なのではないのでしょうか。その時期になりましたら、じゃあ条例を変えればいいんじゃないかということになるかも分かりませんが、今後の状況のこともありますのでずっとそのままでいいとは考えておりません。必要な時期になれば、当然、ごみ箱といったものは設置するようになると思いますけれども、今の段階ではまだ設置するという段階だとは思っておりませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 町内の運転死亡事故が少ないから、勝手に町内が町内限定でシートベルトの着用を要らないとはならないんですね、基本的に。本町のタウンチェッカーとしては、法律または条令の軽視というのはやっぱり看過できないものがあります。町民との約束ですから、条例は。後ろに町民の方も見ていますから。これは看過できません。再度、強く設置するよう求めます。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 何度おっしゃられましても、現段階ではそのようにする考えはございません。もう少し様子を見させていただきたいと思います。

法律の読み方、今さら木村議員に説明するつもりはなかったんですけども、本来、制度あるいは法律あるいは条例の設け方として、目的がございます。環境美化は、あくまでも環境美

化の施策を講じることによって環境がよくなるんだということが前提にあると思います。それがよくなる、逆に悪くなるんだとすれば、どちらを優先するかということについては、条例に書いてあるそのままを優先するか、それとも法律をつくるまで、あるいは条例をつくるまでの背景なりそういった趣旨を重んじるかということについて、私は趣旨といったものを重んじたいと思います。

ただ、そのままずっといいということではございませんので、その時期が来るまでそちらのほうを優先させていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） そんなことを言ったら、副町長、四十のときに、国保でもそうだけれども、所得があるからと、これは条例で決まっているからと泣いている方々もいて、そういった条例を遵守したいというのはちょっとどうなのかなと。

もう時間ですから。ちなみに、犬のふんが一般廃棄物だというのは今日初めて認識しました。

以上、3問、私からの一般質問は全て終わります。

○議長（岡崎正憲君） ここで暫時休憩いたします。午後2時25分、再開いたします。

午後2時12分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

次に、1番佐藤直美議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔1番 佐藤直美君 登壇〕

○1番（佐藤直美君） 1番佐藤直美でございます。議長より質問の許可をいただきましたので、1問質問させていただきます。

放課後児童クラブ運営についてでございます。

こちら教育民生常任委員会では、所管事務調査である放課後児童クラブの運営について、放課後児童クラブ利用者の皆様を対象にアンケート調査を実施いたしました。利用世帯158世代と子ども未来課から聞いております。そのうち75世帯の方が回答してくださいました。アンケート結果を読み取り、課題が見えてきました。その課題を解決するため、以下の点を伺います。

1点目、児童1人当たり使用料月額2,500円、保護者会費、こちらはおやつ代などとなっています。月額2,500円となっています。現在は、夏休み、冬休み、春休みのみの長期休業期間中の利用者が、例えば、月に1回利用しても5回利用しても10回利用しても通年利用者と同額

の使用料、そして保護者会費イコールおやつ代を満額支払っております。例えば、今年であれば夏季休業日が7月21日開始だったため、4月21日から利用開始した児童は、月曜日から土曜日まで毎日利用したとしても10回しか利用できない。通年利用している児童は、最も多くて27回利用していることとなります。

保護者の皆さんの声としては、特に保護者会費はほとんどがおやつ代、そして誕生日会等のイベントのための積立てということもあり、食べないおやつや参加できないイベントの食べ物は食べられないが集金されていると回答している方が多くおりました。保護者会費を日割りにし、月2,500円がどのように運用しているか明確にする必要があると考えます。

保護者の意見としては、おやつ代は日割りを希望している方が本当に多くおりました。例えば、日割りが難しいのであれば持込みを可能にするなど、柔軟な対応を求めています。また、使用料も保護者会費も現状から変えられないとなるのであれば、3月、4月、7月、8月、12月、1月の長期休業月は、休業中の利用に限定するのではなく月単位の利用を可能にするなど、それから兄弟割など導入する等の改善を求めます。

2点目です。使用料は、毎月、放課後児童クラブを通じて納入通知書を受け取り、月末までに七十七銀行、杜の都信用金庫、仙台農業協同組合、宮城県漁業協同組合七ヶ浜支所、そして七ヶ浜の役場の会計課のみで支払いが可能になっております。この時代でも納付書でのみの支払いとなっております。そして、保護者会費はそれぞれの施設にいまだに現金で支払っております。

保護者の皆さんは、皆さんも御存じかと思うんですが、仕事をしているから放課後児童クラブを利用しているのに、必ず月1回、15時までしか支払いができない銀行や17時15分に閉庁してしまう役場での支払いのみでは、支払いを済ませることができない保護者も多くいらっしゃいます。今は、この時代、七ヶ浜町内で働いている保護者は少なく、働く場所や働き方も多様になっています。アンケートの結果、5割以上の方が納付方法は不便と感じていると回答しております。

保護者が月1回、わざわざ仕事を休んで使用料の支払いをすることがなくなるよう、ほかに町や国民健康保険税と同様に、口座振替、コンビニ支払い、PayPayやLINE Payなどで支払えるよう、早急な整備を求めます。

3点目、平日の閉館時間、学校休業時の運営時間に関して、様々な意見が寄せられました。小学校入学前までは保育所やこども園で朝7時半から預けられ、帰りは延長保育利用で19時半まで預かってもらえますが、小学校1年生になった途端に変わってしまうというのは、現在の

多様な働き方に順応していないと思います。様々な状況で勤務している保護者側に立ち、開閉時間を変更する考えがないか伺います。

4点目、施設の面積のみならず、空調や設備など改善を求める意見を多く出ております。暑さに耐えられる空調設備、体調不良の児童がいる場合、隔離できる部屋の整備またはしっかりとしたスペースの確保が必要になってきている時期かと思います。また、雨漏りや結露、カビ発生への対処、暑さ、寒さ、湿度に考慮した計画的施設の設備、例えば、屋根や窓、それから壁の断熱化等も考えられます。児童や支援員が安心して過ごせる環境を整備する必要があると思いますが、その考えはないか伺います。

最後5点目、現在、放課後児童クラブ側から保護者への連絡方法としては、電話のみでの連絡となっていると聞いております。電話回線がたぐさないため、折り返しかける際に話し中になりつながりにくく、緊急を要する電話であればあるほど保護者の不安は本当に大きくなります。皆さんも同じかと思いますが、仕事中は電話に出られないため、メールであれば確認できる場合が多くあります。また、緊急連絡時も電話を1件ずつかけるとなると時差も生じるので、小学校、中学校のように一斉メールを送れるようにしてほしいとの声が多く上がっております。また、児童の休みの連絡もメールで文字をしっかりと残して連絡をできれば、本日は利用しますよ、本日は休みますよという連絡のずれも解消できます。

今後も新型コロナウイルスや悪天候、それから震災等で下校時間の変更や児童館の閉鎖など出てくる可能性もあることを考慮し、早急にメールでの連絡を可能にするための環境整備をする考えがないか伺います。

以上、1問5点、私からの質問です。

○議長（岡崎正憲君） 放課後児童クラブ運営について回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、1番佐藤直美議員の御質問、放課後児童クラブ運営についてお答えをさせていただきます。

初めに、今回の放課後児童クラブに対する一般質問回答につきましては、令和2年定例会12月会議において佐藤直美議員より御質問ありました時代やニーズに合った放課後児童クラブの環境改善についての回答と重複する部分がありますが、御了承を願います。

それでは、1点目の御質問、使用料及び保護者会費の日割り等の改善の考えはないかについてお答えをさせていただきます。

まず、使用料についてお答えをいたします。長期休業のみ利用する保護者さんにも通年利用者同様に月単位での利用料であること、例えば、夏休みであれば7月、8月分の料金が発生することを申込み時点で説明し、御理解の上で御利用をいただいているところでございます。しかし、放課後児童クラブの使用料につきましては、通常の通年利用とは別に夏休みだけの利用料金と長期休業区分の料金を設けている市町村もあることから検討してまいりたいと考えますが、当面の間は長期休業のみ、いわゆる夏休みだけの使用ではなく該当する月、例えば、7月、8月の2か月間が使用できることとし、月単位の利用であることを利用される保護者の方と放課後児童クラブを運営する指定管理者に周知しているところでございます。

また、保護者会費につきましては、放課後児童クラブ指定管理者と保護者の間で行われていることから、指定管理者にお話しをし、協議、検討していただくよう伝えてまいります。

次に、2点目の御質問、使用料の納入を口座振替やコンビニ等で支払えるよう早急な整備を求めるについてお答えをさせていただきます。

使用料の納入方法につきましては、令和2年定例会12月会議でお答えしたとおり、使用期間中の変更など利用者のニーズに合わせた利用による返金手続等、保護者の事務手続上の負担なども考えられるため、現在のところ実施してはおりません。また、システムの構築につきましては、導入費用やランニングコスト、コンビニ収納に係る手数料等を考えると導入するまでには至らないと捉えております。ただし、放課後児童クラブ使用料の口座振替納入につきましては、指定管理者と協議し検討してまいりたいと思います。

次に、3点目の御質問、開閉時間を変更する考えはないかについてお答えをさせていただきます。

まず、放課後児童クラブの使用時間につきましては、小学校の休業日以外は放課後から午後6時半まで、小学校の休業日は午前8時から午後8時半までとなっております。こちらも令和2年議会12月会議でお答えしたとおり、開所時間内にお迎えが難しい保護者の方には託児サポート事業の利用を促しているところでございます。しかし、有料事業であることからなかなか託児サポート事業の利用までにはつながらず、放課後児童クラブ支援員が残って対応している現状であります。したがって、延長利用につきましては、有料化なども含め慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目の御質問、施設や設備の環境を整備する考えはないかについてお答えをいたします。

放課後児童クラブの施設、設備につきましては、それぞれの児童クラブで状況は違っており

ますが、今年の夏もエアコンの不調や故障といった事例はありましたが、その都度、対処したところであります。これまでも、その都度、修理、修繕等を行い対応してまいりました。しかし、施設の環境整備は以前から課題の1つとして捉えているところであります。

次に、5点目の御質問、学校の一斉メールのようにメールでの連絡を可能にするための環境整備をする考えはないかについてお答えをいたします。

町内の学校の一斉メールに関しましては、運営費がPTA会費で賄われていると伺っております。児童クラブに関しても、指定管理者とも協議し、学校と同じように保護者会費で賄い運営ができないか検討してまいりたいと考えております。

以上を回答とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） 町長おっしゃったとおり、こちらに私が定例会12月会議に質問したときの全て、ちょっと私の質問と町長と課長の答弁が載ったものを持っています。今あった答弁そのままです。12月のときに答弁してもらったのと全くほぼ一緒なので、新たにいろいろ質問させていただきます。

今の答弁でちょっと1つ確認なんですけれども、月の使用料に関して7月、8月で1か月と見てとおっしゃっていたんですけれども、それは7月、8月の夏休みを一緒にして1か月として払えるということですか。それとも、7月21日から末まで、8月1日から学校が始まるまでという2か月間で見ているということよろしいですか。

○議長（岡崎正憲君） いいですか。

○1番（佐藤直美君） 今の確認です。それに対して、町長が答弁したのに関して。

○議長（岡崎正憲君） 確認で新たに答えますか。

○1番（佐藤直美君） 質問じゃないです、今の。確認です。

○議長（岡崎正憲君） 確認の質問でしょう。未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 確認として、町長が答弁したのは、7月1日から7月31日までで1か月、8月1日から8月31日で1か月分という1か月ごとの単位のそれです。

○1番（佐藤直美君） 確認いいですか。

○議長（岡崎正憲君） 確認の質問として質問してください。

○1番（佐藤直美君） じゃあ、質問しちゃいます。

それは、通常利用は私も分かります。7月1日から7月末、8月1日から8月31日、長期休業の場合は、私とか常任委員会の、私は今日、常任委員会の代表として質問させていただいて

いるんですけれども、教育民生常任委員会のほうでアンケートもしていますので、そちらの代表として質問させていただいています。通年利用なら、それは分かります。夏休みとかの長期休業時の場合です。7月の終業式もしくは終業式の次の日から始まって末、そして8月は、長期休業の利用者は8月1日から学校始まるまでと考えてよろしいんですかという確認だったんですけれども。時計進んでいるのにもったいないなとは思っていますけれども。すみません。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 今までは、そのような内容で利用をいただいていた。長期休業ということで、夏休み入った時点から夏休み明けまでということで、7月は7月分、31日まで、8月は8月1日から学校が始まる前の日までの利用としておりましたが、今、町長が回答いたしましたように、そういった利用ではなく、7月分、8月分として利用料をいただきますので、長期休みだけということの申込みであっても7月1日から御利用できますよというアナウンスをしていきますと、もう既にしております。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、春休み、冬休みはどのようになるか、併せてお伺いしたいんですけれども。12月、1月、それから3月、4月、それから秋休みもございます。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） ただいまのそのほかの夏休み以外のお休みの部分につきましては、秋休みだけという利用はあまりございません。ただ、秋休み利用の場合も、まずは秋休みですと、秋休みを利用したいという場合は10月1日から31日までということの利用ができますというアナウンスをしていきます。

ですから、冬休みも春休みも同じです。12月1日からあと1月31日まで、学校がお休みのときも、ただ年末年始休暇は放課後児童クラブそのものが休みとなっておりますので、それ以外のところについてはやっているところでございます。利用ができますというアナウンスを行います。あと春休みも同じです。

ただ、4月につきましては、新しい新入生、1年生のところでは4月からの利用をしたいという場合については、今までどおり1日から利用できますよというアナウンスはしますが、親御さんと家庭の状況によりまして利用する日が定まっているような状況でございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、使用料に関しては十分理解できました。

次、おやつ代に関してなんですけれども、保護者会費は指定管理者のほうでコントロールし

ていく。ただし、指定管理者になる前も、町で管理していたときも同じ制度だったのでちょっと多分御存じなのかなとは思いますが、利用している保護者も何円おやつに使われていて、何円保護者会費に使われているかというのを、最後の年度末に一応は保護者の担当の人たちだけが監査しているらしくて、その要旨が保護者一人一人の手元には届いていないと私のリサーチから、保護者の方々から答えが来ているんです。なので、保護者の方は本当にそのお金2,500円が何に使っているかというのが本当に分からない。

私も、もし通わせていたら同じように思うかと、それ掛ける12か月なので。本当に様々な人なんです、皆さんみたいにフルで働いているわけじゃなくて、パートで働いている方が通わせている。そうすると、2名通わせていたら使用料2,500円掛ける2で5,000円、おやつ代2,500円掛ける2で5,000円、2人通わせて1万円。結構やっぱりきついところが皆さん、正直な気持ちなんです。

なので、私、ほかの市町村はどういうふうになっているのかなと思って電話かけまくって聞いたんです。

まず、多賀城市さんなんですけれども、こちらのほうはおやつ代は徴収していないということなんです。保護者会費も全く徴収しない。ええ、おやつはどうしているんですかと、学校におやつを持っていっているんですかと聞いたら、各子供のボックスを児童館に用意していて、親御さんが持っていけるときにまとめて持って行って、その子専用のおやつとして配るらしいんです。なので、お金も本当に自分が払って分かるだけ子供が食べて帰ってくる。例えば、土曜日、長期休業であれば、子供がお弁当を持っていかなきゃいけないので、お弁当と一緒に腐らない物を各自本当に持って行ってやっていると。今、アレルギーの子も多いので、そういうふうになればアレルギーのアナフィラキシーになったりとかそういう心配もないので、そういうふうにしていますよということでした。保護者会費も必要だなと思うんですが、芋煮会をやったりお誕生日会をやったり保護者会でやるときは、その都度、集金をして参加する人だけが払うという、本当にみんながどちらにとっても損する人もいないし、子供も楽しくやれるというような方法を取っているということでした。

なので、やっぱりそういうお金の絡む問題ですし、アレルギーというのも今出てきているというのもあるので、ぜひ指定管理者のほうにはこういう方法を取っているところもあるんですよということをお伝えいただきたいと思うので、そういったことをお話しできるかどうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 指定管理者との協議はその都度しております、もう既におやつの件につきましても、保護者会費につきましても話をしております。実際、指定管理者でありますシダックスにつきましても、七ヶ浜だけを請け負っているわけではございませんので、実際、ほかのところの状況も確認を再度してくださいという話もしております。館によっては、おやつなしというところもあります、実際。

ただ、持込みというところにつきましては、やはり食品の管理、そしてその子の親御さんがきちきちと皆さん持ってきていただければいいんですけれども、中には、あ、忘れたという方もいらっしゃる、そうすると子供さん同士でこれあげるとか、そうするとアレルギー管理上ちょっと危ない場面があるということもあり、持込みはちょっと避けたいというようなお話も出ております。

ただ、指定管理業者のほうには、そういったところも踏まえて協議、検討を再度してもらうようにもう指示をしております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、改善されることを本当に願って、心の底から祈っております。次の質問に移りたいと思います。

使用料の支払い方法なんですけれども、町長から12月も手続が煩雑になるのでやりませんということでこれはお答えいただいています。何回読んでも本当にそういうふうに言っているなと思って、私も何度も何度も読み返しているんですけれども、調べました。納付書だけで支払っているのは、多賀城、塩竈、利府、松島、七ヶ浜のうちだけです。ほかは全部口座振替をしてくださっております。

多賀城市さんは原則口座振替なんですけれども、同じようにLINE PayとかPay Payとかコンビニ支払いとか納付書支払い可能となっています。市なので規模が大きいし人数もいるからそういった投資してもいいんじゃないかと思われるかもしれませんが、同じくらの規模の松島のほうでも口座振替をしてくださっています。

やっぱりこれはアンケートを取って、保護者の方から一番変えてほしいという意見が本当に多く寄せられています。5割以上の方が、本当に本当に不便だから、お願いだからどうかしてくださいと。私の知り合いでは、もう本当に払いに来れなくてどうしようもなく本当に困っています。今でも言っています。

なので、その煩雑だというのは役場の方々の手続が煩雑でやれないのか、町長は保護者の方に負担をかけると言っておられますが、それは学童だけじゃなくて給食費とかも同じように口

口座振替でやっているしというところもあるので、なぜ本当にそんなに煩雑で口座振替、デジタル庁できてデジタル化進んでいましょうというこの時代に、なぜ納付書（割賦）持ってわざわざ役場とか、そんな漁協さんの今まで行ったときがないような銀行で支払わなければいけない意味が、本当に私は心の底から理解できないので、ちょっと本当に真剣に考えていただいて答弁いただければなと思うんですけれども。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 口座振替につきましては、先ほど町長からの答弁にございましたように、指定管理者と協議をして口座振替導入の方向で検討していくということになっておりますので御理解願います。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） 検討というところどれぐらいかかりますか。今年度中には前向きにやっていただけなのか、それとも1年、2年待たなければいけないのか。そのところ、やっぱりこれ長年、もうこれ検討しますと令和2年12月会議のときも延長保育や支払い方法、町長がおっしゃっていた答弁なんですけれども、まずは今、指定管理者さんほうが新たになりましたので、そういった形でうまい方法でそういう業者さんとの協議の中でやれないかということを検討させていただきますという答弁をいただいています。それが令和2年の12月です。今、令和3年9月です。もう少しで1年たちます。あとどれぐらい待てば解決できるのかなというところをお聞かせ願います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） そのときも答弁の中に入っているかと思いますが、口座振替にするためのシステム構築であるとか手数料関係、そしてあとは指定管理者のほうで集めることとしたほうがいいのか、口座振替でしたほうがいいのか、それとも町でそういった口座振替を実施するのか、そういったことを検討してまいります。

ですので、実際に口座振替がいつかというところはまだ決まっておりませんが、口座振替に向けて協議、検討を進めているところですので、御理解いただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） 理解はしております。こちらの12月会議から理解はしておりますけれども、本当にたくさんの方々から、本当に不便だと、何度も役場や銀行に行けない、平日休みがないため、仕事のため銀行口座とかやっぱり役場に行けないから、仕事をしているから預けているという、本当に切実なんです。

私、12月のときも言わせていただいていたんですけれども、保護者にとってその1時間は大切に、皆さんのように役場で働いているわけじゃないので、お昼休みの1分、2分で会計課に行って働けるわけではないんです。なので、本当にこれ一番多く、皆さんにどうかしてほしいというお言葉をいただいています。

七ヶ浜、本当に人口が減る中、これからどんどん子供も減る中、子供に親切というか本当に暮らす人たちに親切なサービスをするというのが行政サービスだと思いますので、検討するのではなく、本当に必要だと考えてシステムなり構築するなりを希望して、次の質問に移ります。

次の質問なんですけれども、これは一番本当にこれも皆さんから多く上がっています。開始の時間とそれから閉所の時間なんですけれども、前、町長のほうでも、お腹がすくからやっぱり延長保育というのはいらないですということもありました。

ただし、やはり調べたところ、何回も申し上げて申し訳ないんですけれども、延長保育を設けていない利府と松島、こちらは通常利用でしたら、放課後から延長利用を設けていなくても7時まで保育時間になっています。

そして、塩竈市と多賀城市は、6時までが通常使用で、延長使用が6時から7時まで。もちろん、こちらは保育園同様プラスの料金が取られています。

でも、こちら皆さん、保護者の方もそうなんですけれども、プラスで払ってもいいのでやはり延長保育を望みますと、やはりちまたで言われている1年生の壁じゃないんですけれども、今まで保育園とか幼稚園、こども園に預けていて7時15分までとか預けられていたのに、急に6時半となられても、やはり仕事のパターンを変えることもシフトを変えることもなかなかやはり難しいと。なので、なぜ小学生になった途端、こんなに急いで帰らなければいけないのかというのを本当に困った声が上がっておりますので、そのところ、追加料金払ってもいいので延長保育をしてほしいという親御さんの希望もあるので、そういった考えがないか、もう一度お聞かせ願います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 先ほどの町長の答弁にもございましたように、延長利用につきましては、先ほど議員さんおっしゃいましたように有料化なども含めまして慎重に検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、保護者の皆様から延長利用のみならず、朝の土曜日とか、あとは長期休業、夏休み、春休み、秋休み、冬休みとあるんですけれども、朝早く働いている方

もいらっしゃいます。それが土曜日だからとなって、急に8時半出勤だったのが9時半になりますよとは一般の企業はならないところも多くあります。

なので、学校が7時、今はコロナの関係で45分かな、門が開くのが7時45分なんですけれども、45分前に行ったとしても、先生たちが昇降口の前でまだ入って駄目だよとして子供たちが入れないようにしているんですが、保護者としては、学校に行ってきたさいということで自分は仕事に行ける安心感、子供たちは徒歩で行けるので。ただし、放課後児童クラブですと、やっぱり親御さんが休業日は連れて、下ろしてお願いしますというふうにご子供預けるといのが普通になっています。そうすると、8時開園となってしまうと、やはり早くに働いている方は、学校の時間に合わせているのでなかなかちょっと困っているという声も上がっています。

なので、土曜日、それから長期休業中、開所時間も30分早めるといったことも考えたことがないか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 始まりの時間につきましては、ほぼほぼ学校の時間に合わせてというような形になっておりまして、それぞれの小学校においても、早くて赤楽小学校が7時45分から8時10分までの間に来てくださいますと、あまり早く来ないでねということでアナウンスをしております。あとのほかの松小、汐見小は、7時50分から昇降口から入れますよという内容になっております。

小学校につきましては、保育所などとは違いまして、お子さんが学校に来るように徒歩で来ることを想定しております。実際、こういった雨の日であるとか、あと雪がすごく積もっているとか、そういったときには部屋を暖めたり準備のために支援員さんが前もって来しております。ですので、絶対入れないよというようなわけではございません。

ただ、そういったアナウンスをさせていただきますと、どんどんと7時半とかそういった形でどんどん早くなっていくような状況が見受けられますので、放課後児童クラブの開所につきましては8時からというところは変えずにいきたいと考えております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） 二市三町を比べても、7時半から開けているのは松島だけなんですけれども、やはり松島、七ヶ浜も、やっぱり結構勤務先までは遠いというところは共通しているのかなと。本当に親切な時間帯設定だな、朝の7時半から夜の7時まで延長利用のプラスもなしにやってくれているというところもあるので、そういったところも見てもらいながら、やはり朝の開所時間に関しても本当に困っている方がいるということをちょっと頭の片隅というか真

ん中のほうに置いていただければなと思います、次の質問に移らせていただきます。

施設に関してなんですけれども、こちらはもう長年問題になっている問題ですよね。こちらのプレハブ、さくらのほうは図工室を開けていただいて大分広がっていますと、遊んで楽しいよと、子供たちは楽しんで帰っていきますと言っているんですが、猛暑の日にのぞいてみたときがちょっとあったんですけれども、その中にこういう小さいファンが本当に2つだけ回っていて、え、これだけという、エアコンは学校施設なのでそこには引っ張られないというのは説明を受けているので分かるんですが、今、そういった状態でやっていました。親御さんに聞いても、すごいもう汗かいて帰ってきて、もう疲れたと、楽しいけれども、ごたごたになって帰ってくるんだよねと。それはそうだよなとしか私はちょっと返事ができなかった。

今、このコロナ禍ですし、やはりちょっとそういった環境、さくらだけではなくて松小のほうもだんだん、さくらよりは大分外見はいいんですけれども、やはりもう結露がすごい。やはり、そういった断熱素材とかも入っているのか入っていないのか分からないんですけれども、プレハブもそうなんです、一番やっぱり親御さんの話を聞いていても、汐見小の児童館に通わせている保護者の方は、そういった施設のことについてはほぼ何も触れていないというところが現状です。

やはりさくらとまつかぜをもう一度、やはりすごくお金がかかることなんです、小さなことでもやはり何か断熱材を張るとか、もう少し大きいファンを図工室に置くとか、何かもう1回一緒に点検に行っていて、どういうふうにできるんだろうと。やっぱり子供は宝じゃないんですけれども、あれではちょっと熱中症になってしまったり、カビが生えて肺炎というか本当に病気になるんじゃないかなという心配もあるので、そういったところを見直す考えがないかお伺いしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） 再度、現地を確認したいと思います。ただ、さくら児童館、確かにプレハブでもう大分古いと。たしか2012年ですから平成24年か、結構改修したつもりなんですけれども、それでも全然、8年以上経過しているのです。そうなのかどうか、再度、その辺を確認して環境改善に努めたいということで、本当に課題としては捉えておりますので、その辺すぐにでもと言えればいいんですけれども、その辺のいろいろな建設なりいろいろなところを、場所とかいろいろなことがありますし、利用者の状況等も踏まえて大きな課題だと捉えておりますので、その辺は検討してまいります。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それから、これから冬に向かっていきます。コロナだけではなくていろいろなやっぱり子供たちは本当に急に具合悪くなったりします。なので、具合悪かった子の保護者が迎えに来るまでの間、パーテーションをしたりというふうには、支援員の方々もいろいろな工夫しているというのは保護者からは聞いていますが、やはりそういったちゃんと確保されているのか。今はコロナ禍というところもあるので、そのところしっかり指導が入っているのかどうか、お聞かせ願います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 実際、1つの部屋を安静にする場所として確保するのはなかなか難しい部分があります、現実。ですので、先ほど議員さんもおっしゃったように、支援員さんの工夫でパーテーションや仕切りを使って安静をさせる場所を確保するというような指導はしております。ただ、保護者の方には、連絡するときにはこういった状況ですので早めに来てほしいということも添えて、子供の安全確保をしっかりするよう指導はしております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、お金もかかることなんですけれども、しっかりと視察に行くと、問題は本当に多いので、天井にちょっと黒いものが見えてきたとか、何かめくればカビ生えているんじゃないとか、隙間から虫入ってきたり、いろいろな本当に問題点があるので、ちょっとそこをないがしろにせずに本気で本腰で取り組んでいただきたいなと思い、次の質問に移らせていただきます。

メールの件です。最後になります。こちらの小中学校は、PTA会費でメールをやっています。私も4人分登録しなきゃいけないので最初は本当に大変なんですけれども、1回登録してしまえば本当に便利です。こういったときでも、議会中に電話に出れないとしても、メールが来ていたら休憩中に読めますよね。それで本当に助かっているということがあります。

費用がかかるとさっきおっしゃっていたんですけれども、私、いろいろ聞いたら、多賀城、塩竈、利府さん、こういったれんらっこメールというのを使っています。これは私のちょっと記憶が正しければ、私も子供幼稚園に預けていたときにこのれんらっこメールでメールが来ていました。私もさらっとしかちょっと見れていなかったんですけれども、金曜日の日に皆さんに電話までしていろいろ聞いていたので、よくよくはまだ詳細見れていないんですけれども、簡単に本当に登録できるらしいんです。

なので、費用が云々と言うのであれば、相互のメールにはならないです。本当に一斉メール。

今、コロナになっています、誰々、どこどこ小学校で出ました。では、あした、児童館も休業にしますというときに、支援員さんが一件一件電話して、あら、つながらない、どうしましようという心配があるのであれば、こういった簡単に無料でできる、たしかホームページ見て無料だというところがちょっと私もぱっと目に入ったので、あ、無料なのかなとは思ったんですが、ちょっと調べていただいて、ほか市町村でもやっていますので、本当の学校でやっているのと同じと考えずに、視野を広くして、あ、こういうのもあるんだ、ああいうのもあるんだとちょっと他市町村に聞いていただいて、シダックスさんのほうに導入できないかどうかというのをお話できないか、お伺いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） ただいまの御質問にありました無料のシステムについても、もう既に検討しました。そうしてしましたところ、やはり無料のものについては一方通行で、親御さんが確認したくてもそちらから送れずにごく不便だというような声が上がっていますということも承知しております。

ですので、それでもいいのか、それともやはり構築するに当たっては双方向で使えるような、ちょっと料金は取られますけれども、そういったものがあるのか、そしてシダックスのほうでやっているところでどういった状況でやっているところもあるのか、そういったところを今調査しておりますので、そちらにつきましてもちょっと今後、協議、検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） こちらは受けるだけで返信はできないというようなメールシステムになっています。ただ、一斉メールという観点では、やはりきちんと、迷惑メールのほうに入らないようにすれば、確実に私も自分で体験しているので、これ、受けることができるという点ではすごく簡単だし始められるのかな、このコロナのなかなか落ち着かないウィズコロナで生きていかなきゃいけない状況であれば、これを一旦してみるというのも1つの手なのかなと思います。

それから、七ヶ浜がほかの市町村よりも一歩でも二歩でも進んで相互でやり取りできる、あした、誰々、佐藤誰々、何年生お休みしますとか、そういったこともやはり文字で残しておけばトラブルがなくなるんです。実際、保護者の方から、休むと子供に言ってもいないのに、子供が勝手に休むと言ってしまって帰ってしまったと。それで、家に1人ぼつんとお父さんとお母さんが帰ってくるまで待っていたというようなケースもあるので、やはり子供は何するか分

からないというところもあるので、早急にそういった整備をしていただくことを本当に心から願ひまして、私の一般質問を本日は終わらせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） もう少し続行させていただきます。

—
日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「令和3年度七ヶ浜町
一般会計補正予算（第5号）」

○議長（岡崎正憲君） 日程第4、承認第2号専決処分の承認を求めることについて「令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 承認第2号専決処分の承認を求めることについて「令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第5号）」について説明いたします。

今回の補正につきましては、令和3年8月17日に国のまん延防止等重点措置について、8月20日から宮城県が再適用されることとなり、県知事からは、仙台市を除く県内全域においても、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく飲食店等の時短営業を要請することとしたと説明があり、18日に宮城県において時短要請に伴う協力金の補正予算を専決処分により措置し、県内市町村がその申請事務等を行うこととなりました。

七ヶ浜町では、8月20日より保健所に登録されている飲食店の状況確認及び申請案内等を行う必要があったことから、地方自治法第179条による専決処分により令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第5号）を編成し、事業に当たることとしたものであります。

それでは、補正予算の内容について説明いたします。

議案書3ページをお開きください。

補正の額は1,812万9,000円の追加で、歳入歳出の総額をそれぞれ70億8,991万円としたものです。

今回の補正は、県知事から出された新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく時短要請に協力した飲食店へ交付する協力金の補正で、財源は県からの補助金となります。

歳入から説明いたします。

8ページをお開きください。

15款2項1目総務費国庫補助金12万9,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金へ追加し、事務費に充てることとしております。

16款県支出金 2項 9目商工費県補助金1,800万円につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付事業補助金で、町で支払うこととなる協力金の財源であります。

次に、歳出について説明いたします。

9 ページを御覧ください。

7款 1項 3目新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業費1,812万9,000円につきましては、まず18節負担金、補助及び交付金が時短要請に応じた飲食店 1店舗当たり 1日 2万5,000円、これが24日分として60万円、30店舗と見込み、1,800万円としたものであります。そのほかは事務費12万9,000円を追加補正したものであります。

なお、今回、専決の第5号補正予算につきましては、8月20日時点での対応でありました。しかし、宮城県に発令された8月27日からの緊急事態宣言により、飲食店等事業者への協力金に変更があり、まん延防止措置の期間が8月20日から26日までの7日間で、前段で説明した協力金の額となっております。

その次に、8月27日から9月12日までの緊急事態宣言の期間については、前年または前々年の売上高もしくは売上高減少額によって、1日当たりの協力金の額が4万円から限度額20万円までで対応するものとなります。その変更に伴う予算につきましては、5月会議の専決の承認でいただいた令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第1号）の執行残と今回専決の第5号補正予算により確保した費用で対応することとしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（岡崎正憲君） 日程第5、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、人権擁護委員推薦理由について説明をさせていただきます。

それでは、諮問第1号ということで推薦する方は引地淑子さんであります。引地淑子さんは、町母子福祉会の会長をはじめ、仙台地方母子福祉連合会会長、また宮城県母子福祉連合会会長として、長年にわたり社会福祉活動に貢献されております。

引地さんは、現在、人権擁護委員の5期目ですが、年間の人権相談業務をはじめ幼稚園や保育所での人権教室の開催、また塩釜人権擁護委員協議会の啓発委員会委員として活動するなど、積極的な活動に取り組んでおります。

また、引地さんは、人格、識見高く、広く社会の実情に通じており、また人権擁護委員としての活動は同僚の委員からも認められていることから、人権擁護委員に適任と考え、再推薦したいので御同意賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） これより諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦について意見を伺います。御意見ございませんか。（「なし」の声あり）意見がないようですので、意見の聴取を終了いたします。

本件について、引地淑子さんを適任者と認める旨の意見を答申しますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本件は引地淑子さんを適任者と認める旨の意見を答申することに決しました。

—

日程第6 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（岡崎正憲君） 日程第6、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦について説明をさせていただきます。

推薦する方は原田 武さんでございます。原田 武さんは、建設関係の民間企業に長年勤務され、退職後は要害地区の役員や環境美化推進員を務められております。原田さんは、現在、人権擁護委員の1期目でございますが、年間の人権相談業務をはじめ幼稚園や保育所での人権教室の開催、また塩釜人権擁護委員会協議会の常務委員会委員として活動するなど、積極的な活動に取り組んでおられます。

また、原田さんは、温厚な性格で地域住民からの信頼も厚く、広く社会の実情に通じており、また人権擁護委員としての活動は同僚の委員からも認められていることから、人権擁護委員に適任と考え、再推薦したいので御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡崎正憲君） これより諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦についての意見を伺います。御意見ございませんか。（「なし」の声あり）意見ないようですので、意見の聴取を終了いたします。

本件について、原田 武さんを適任者と認める旨の意見を答申しますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本件は原田 武さんを適任者と認める旨の意見を答申することに決しました。

—

日程第7 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（岡崎正憲君） 日程第7、諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦について説明をさせていただきます。

推薦する方は鎌田陽子さんでございます。鎌田陽子さんは、宮城県公立学校におきまして、主に特別支援学級の教員として長年勤務されておりました。鎌田さんは、現在、人権擁護委員

の1期目であります。年間の人権相談業務をはじめ幼稚園や保育所での人権教室の開催、また塩釜人権擁護委員会委員協議会の子ども人権委員会委員として活動するなど、積極的な活動に取り組んでおられます。

また、鎌田さんは、教員としての経験から偏見や差別に対する様々な諸問題に詳しく、広く社会の実情に通じており、また人権擁護委員としての活動は同僚の委員からも認められていることから、人権擁護委員に適任と考え、再推薦したいので御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡崎正憲君） これより諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦についての意見を伺います。御意見ございませんか。（「なし」の声あり）意見がないようですので、意見の聴取を終了いたします。

本件について、鎌田陽子さんを適任者と認める旨の意見を答申しますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本件は鎌田陽子さんを適任者と認める旨の意見を答申することに決しました。

—

日程第8 議案第46号 教育委員会の委員の任命について

○議長（岡崎正憲君） 日程第8、議案第46号教育委員会の委員の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 議案第46号教育委員会の委員の任命について、任命する方が鈴木 博さんでございます。

御提案申上げました鈴木 博さんは、平成29年10月1日より町教育委員として就任以来、向洋中学校のPTA会長としての経験や保護者としての視点から、本町の将来を担う子供たちの学習現場を精力的に視察し、教育委員として熱心に取り組んでいただいております。また、塩釜警察署少年補導員として少年非行防止問題においても強い責任感の下、御活躍いただいているなど、学校教育をはじめ青少年教育を含む社会教育行政においても多大なる御尽力をいただいているところであります。

鈴木さんのこれまでの実績、誠実な人柄、そして教育に対する姿勢や熱意は、今後も本町の教育行政にとって欠かせないものであり、大いに寄与していただけるものと考え、再任を御提案するものであります。

御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより本案について採決いたします。本案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、議案第46号教育委員会の委員の任命については、これに同意することに決しました。

—

日程第9 議案第47号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（岡崎正憲君） 日程第9、議案第47号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 議案第47号固定資産評価審査委員会の委員の選任について説明申し上げます。

選任する方は稲妻憲昭さんであります。御提案いたしました稲妻憲昭さんは、昭和47年2月から平成2年9月まで七ヶ浜町役場に勤務され、国土調査室や税務課を経験されておりました。特に税務課においては固定資産税を担当するなど、その経験から固定資産評価に対する知識を有する方です。また、塩釜地区交通安全協会七ヶ浜支部事務局長として活躍され、現在は七ヶ浜町選挙管理委員会委員をされるなど、人格、識見にもすぐれておられますので、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考え、提案するものであります。

御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 日本共産党、歌川です。

信に伴う毎回の質問であります。今回についても公募をすべきと考えますが、公募できなかった理由について説明を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） まず、固定資産評価審査委員でございますが、やはり不服の申立てとかなんかあった場合に、中立性と公正性ということが求められる、判断力というかそういったものも求められるわけでございます。公募に際しまして、例えば、経歴も出していただいたにしても、どのくらいの識見があるか人格まではちょっとなかなか分かりづらいということでございまして、今回、経験を有する稲妻憲昭さんを推薦させていただいたものでございます。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより本案について採決をいたします。本案に同意することに御異議ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 日本共産党の歌川 渡です。

議案第47号固定資産評価審査委員会の委員の選任について、反対の立場で討論いたします。反対の第1点は、前任者の任期満了の年度で……。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員、失礼しました、人事案件につきましては討論を省略することになっておりますので、討論ではなく異議としての内容をお願いいたします。討論はいたしませんので、異議があった場合の……。

○12番（歌川 渡君） 異議申立てするものであります。その異議の内容について、3点ほど述べさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） それは討論になりますので、結構でございます。異議があるということで認めさせていただきます。

○12番（歌川 渡君） 異議がありますので、3点述べさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） いや、内容については結構です。討論と同じになりますので。

○12番（歌川 渡君） だって、反対討論だけでいいんですか。反対とか異議あり、異議なしだけでいいの。その理由をちゃんと説明しないと選任された人に申し訳ないだろう、あんたは何で駄目なのかということ。

○議長（岡崎正憲君） 分かりました。異議の内容の説明を簡単をお願いします。

○12番（歌川 渡君） 3点あるので、簡単にでは。

まず第1点は、前任者の任期満了の年度であれば、後任者の選任も踏まえた前任者の継続及び退任の意思の確認期間を一定確保し、公募による委員の選出をすべきであります。

2点目は、町長期総合計画の総合戦略に、うみ・ひと・まちの中に人として有能な人材確保が掲げられていることから、町民の積極的な公募を進めるべきであります。

第3点は、前任者も元町職員、新任者も元町職員。知り得る範囲の人選ではなく、もっと広い視野で公募をすべきではなかったでしょうか。

これらの考えから、いまだ町当局がこの立場から改善を求めていることに異議を申し、反対するものであります。

○議長（岡崎正憲君） ほかに異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 本件につきましては異議がありましたので、会議規則第87条の規定により、本案について起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって、議案第47号固定資産評価審査委員会の委員の選任については、これに同意することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。午後3時45分、再開いたします。

午後3時32分 休憩

午後3時45分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

日程第10 議案第48号 財産の取得について「令和3年度七ヶ浜町消防団通信機器（無線機）一式」

○議長（岡崎正憲君） 日程第10、議案第48号財産の取得について「令和3年度七ヶ浜町消防団通信機器（無線機）一式」を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 議案第48号財産の取得について説明いたします。

議案書は15ページになります。

今回の財産の取得につきましては、令和3年度一般会計予算で令和3年度七ヶ浜町消防団通信機器（無線機）一式を購入しようとするものであります。

具体的には、ハイブリットIPトランシーバー60台等を購入し、既存の機器との併用により

通信環境の途絶を防ぐものであります。

契約の方法につきましては一般競争入札で、契約の相手方は株式会社テレコム東北支店です。

契約金額は1,287万円で、うち消費税117万円となっており、現在、物品売買仮契約を結んでいるところであります。

なお、納入期限につきましては令和4年2月28日までとなっております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（岡崎正憲君） ただいま、執行部のほうから48号関係についての資料が配られておりますので、議案参考資料としてお取扱いいただきます。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 今、突然として48号関連資料指導が出たので、質問2問についてなくなりました。

そこで、1点のみ質問させていただきます。ハイブリッド型の無線機だということで、60台と説明がありました。町内には10分団ございますが、それぞれの分団への配置台数というのは決まっているのか、予定しているのか、そのことについて説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 各分団の配備についてですけれども、各1分団3台となっております。それとあと、ほかの30台につきましては、地区避難所に避難所を開設した場合に使うために1台と、残りは本部の分となっております。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。渡邊議員。

○10番（渡邊 淳君） これは先ほどいろいろなシステムと一緒に使うという内容になっていると思いますが、MCA無線機というのは昔からあったような気がするんですけれども、それはどういうふうな、これと一緒にやはり使われるということになるんですか。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） いろいろなものといいますのは、各分団にありますトランシーバーと接続できるようになります。MCAのほうに関しましては廃棄する予定でございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 今、MCAのほうは廃棄するということだったんですけれども、年間の電波使用料というか、払っているはずですよ。その金額はどのくらいで、そしてその残った金というか、今後、どういうふうな扱いをするんですか。

○議長（岡崎正憲君） 議題外になりますので、ただいまの質問は受け付けいたしません。

ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第49号 令和2年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（岡崎正憲君） 日程第11、議案第49号令和2年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（小野誠司君） それでは、議案第49号令和2年度七ヶ浜町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について説明いたします。

議案書16ページを御覧ください。

本議案は、地方公営企業法の規定に基づき、令和2年度の未処分利益剰余金の一部を建設改良積立金に積み立てることについて、議会の議決を求めるものでございます。

17ページを御覧ください。

内容については、剰余金処分計算書に記載のとおり、未処分利益剰余金の当年度末残高5億1,102万348円のうち、議会の議決による処分額として建設改良積立金の積立金を5,000万円、未処分利益剰余金の処分後の残高を4億6,102万348円に定めようとするものでございます。

以上、議案第49号の説明とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

—
日程第12 議案第50号 令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第6号）

○議長（岡崎正憲君） 日程第12、議案第50号令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 議案第50号令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第6号）について説明いたします。

議案書の18ページをお開きください。

第1条は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億1,293万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億284万2,000円に定めようとするものであります。

第2条では債務負担行為、第3条では地方債を補正するものであります。

議案書の22ページをお開きください。

第2表につきましては、債務負担行為の補正2件であります。

新たに追加するのは、新型コロナウイルス感染症対応事業者支援事業として限度額を4,500万円を計上しております。売上げの落ち込んだ事業者に対する支援事業であり、県からの補助金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として行う町独自の事業となります。

次に、変更分につきましては、ダーツオンライン用筐体リースの限度額211万2,000円を237万6,000円に変更するもので、メンテナンス込みでの契約が必要であったことから、限度額を増額するものであります。

議案書23ページをお開きください。

第3表につきましては、地方債の補正4件変更分であります。

臨時財政対策債について、発行可能額が確定したので5,418万3,000円を追加し3億418万3,000円に、現年発生単独災害復旧債は、国際村施設災害復旧工事及び工事監理委託分の2,420万円を追加し9,080万円に、過年発生補助災害復旧債1,120万円の減額につきましては、災害公営住宅の災害復旧分が過年発生としたものではなく現年発生として区分が変更となったことに

よるものであります。現年発生補助災害復旧債は、区分が変更となった災害公営住宅分と向洋中学校の災害復旧工事分で、2,820万円を追加し2,910万円に変更するものであります。

今回補正する主なものにつきましては、確定した地方交付税の整理や令和2年度決算に伴う繰越金の整理、国県補助金等への過年度精算に伴う返還金、東日本大震災復興基金の津波分の事業完了に伴う返還金、国際村事業協会へ心とからだの健康イベント支援事業補助、新型コロナウイルス感染症対策事業費への追加、国際村や向洋中学校施設の災害復旧工事などであります。

それでは、歳入から説明いたします。

26ページをお開きください。

10款1項1目地方特例交付金125万8,000円につきましては、今年度分の地方特例交付金が決定したことによる追加であります。

11款1項1目地方交付税1億7,237万1,000円の追加につきましては、8月本算定により普通交付税の今年度分が増加する見込みであることから、補正するものであります。

13款1項2目衛生費負担金18万2,000円につきましては、町外の方が町内で新型コロナウイルスワクチンを接種した分の費用が居住市町村より国保連合会を通して入金されるものであります。

15款1項1目民生費国庫負担金10万6,000円につきましては、介護保険の低所得者保険料軽減負担金過年度分の精算分で追加されるものであります。

2目衛生費国庫負担金18万2,000円の減額につきましては、13款で説明しました分の相殺で減額するものであります。

3目災害復旧費国庫負担金3,178万6,000円につきましては、向洋中学校の災害復旧費に対する国からの負担金で、対象事業費の3分の2の負担率となっております。

27ページになります。

2項1目総務費国庫補助金1,487万6,000円につきましては、まず文化施設感染拡大予防活動支援環境整備事業補助金で、国際村の映像配信環境整備事業の財源となっており、2分の1の補助となっております。これは604万2,000円となっております。

また、その補助裏として434万円が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として別枠で交付されるものであります。

さらに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の400万円につきましては、国際村事業協会に対する心とからだの健康イベント支援事業開催の事業補助に充てるものであり

ます。

3目衛生費国庫補助金725万1,000円につきましては、接種会場へのクーラーや空気清浄機等の整備に充てているため、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金へ追加するものであります。

4目土木費国庫補助金14万2,000円につきましては、社会資本整備総合交付金で木造住宅耐震診断助成事業へ追加するものであります。木造住宅耐震診断件数のほうが2月、3月の地震の影響で増加していることによるものであります。

16款2項2目民生費県補助金100万円のうち、特定不妊治療助成金の財源とする少子化対策市町村交付金15万円の追加と、ひとり親家庭支援事業の財源として県からの補助金85万円であります。

28ページになります。

3項1目総務費委託金242万円につきましては、衆議院議員選挙執行経費へ追加するものであります。

18款1項2目指定寄附金4万9,000円は、星の子弦楽団から2万5,000円の寄附があったもので、被災者の地区活動に充ててほしいとのことから安心・元気な地域社会づくり補助金事業に充当し、2万4,000円は、個人から海浜の清掃に充ててほしいとのことから環境美化推進事業に充当するものであります。

19款繰入金1項1目国民健康保険事業特別会計繰入金、それから3目介護保険特別会計繰入金、続いて4目後期高齢者医療特別会計繰入金は、いずれも令和2年度決算により一般会計負担金の負担分の精算に伴う繰入れであります。

2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、令和3年度の財源として当初多くを見込めなかった交付税や繰越金など、今回財源として見込めることとなったことから、当初予定していた繰入額を少額にするものであります。

8目東日本大震災復興交付金基金繰入金2億4,798万3,000円につきましては、ながすか多目的広場・葎ヶ森地内避難誘導標識設置工事の財源60万円と、東日本大震災復興基金の津波分について事業完了により返還するものなどであります。

29ページになります。

20款繰越金1億60万5,000円につきましては、令和2年度の剰余金が確定したことにより追加補正するものであります。

22款1項1目臨時財政対策債5,418万3,000円につきましては、発行可能額が確定したこと

よるものであります。

5目災害復旧債1節現年発生単独災害復旧債2,420万円は、国際村施設災害復旧工事の財源とするものであります。

2節過年度発生補助災害復旧債1,120万円の減額につきましては、先ほども歳入のほうで説明しました災害公営住宅の過年度補助災害復旧を現年補助災害復旧に充てることとなったため、減額するものであります。

3節現年発生補助災害復旧債2,820万円は、前述の災害公営住宅災害復旧分1,240万円と、向洋中学校施設災害復旧工事分1,580万円であります。

続いて、歳出について説明いたします。

初めに、職員人件費の給料、職員手当、共済費、退職手当組合負担金等につきましては、職員の人事異動等に伴う人件費の追加ですので、説明は省略させていただきます。

30ページになります。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費160万6,000円につきましては、庁舎正面玄関の自動ドアが劣化したための修繕料104万5,000円と、サーバー室のエアコン老朽化による改修工事49万2,000円などであります。

8目諸費1,016万6,000円につきましては、国及び県に対する令和2年度補助事業の実績報告に基づく精算による返還金で、子ども・子育て支援交付金などであります。

9目財政調整基金費5,666万6,000円の追加につきましては、令和2年度決算に伴い、法令で義務づけられております決算剰余金の半分を積み立てるものであります。

10目グローバル人材育成基金費30万円は、昨年度に一般財団法人英語教育協議会よりE L E C英語教育賞の賞金として頂いたもので、年度末ぎりぎりの入金のため雑入で処理していたものを今年度に繰り越し、基金に積み立てるものであります。

12目減債基金費1億円につきましては、将来の町債償還に充てるため積み立てるものであり、今後も安定した財政運営を可能とするため措置するものであります。

15目東日本大震災復興基金費92万5,000円につきましては、今回、国へ返還する津波分の利息分で町の収入として会計に組み入れて差し支えないこととなったことから、一旦基金に積み立てておくこととしたものであります。

31ページになります。

4項3目衆議院議員選挙費242万円につきましては、選挙用備品購入代で最高裁判官国民審査投票用紙読取機を購入し、開票事務の効率化を図るものであります。

6項4目七ヶ浜国際村運営費1,211万5,000円につきましては、文化施設感染拡大予防活動支援環境整備補助金により実施する映像配信環境整備工事及び映像配信用モニターTV等の購入代などであります。

8目震災復興基金事業費2億4,705万8,000円につきましては、ながすか多目的広場と葦ヶ森地内の避難誘導標識設置工事60万円と、津波分の復興事業終了に伴い、県に対する東日本大震災復興基金返還金2億4,645万8,000円であります。

12目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費500万円につきましては、コロナ禍の中で町民の心身のリフレッシュのため、心とからだの健康イベント支援事業を国際村事業協会主催で開催するための補助金であります。

32ページになります。

3款1項3目老人福祉費21万5,000円につきましては、介護保険特別会計への事務費繰出しであります。

8目地域福祉基金費5,000万円につきましては、将来の福祉施策の実施のための積立金であります。

33ページになります。

2項6目子育て支援推進事業費18節負担金、補助及び交付金80万円につきましては、特定不妊治療助成金の追加で、当初想定していた人数より増加していることによるものであります。

9目母子父子福祉費85万円につきましては、ひとり親家庭支援事業委託料で、県から全額補助により該当する170世帯に1世帯当たり5,000円相当の物品を配付する事業であります。

4款1項7目環境衛生費60万9,000円につきましては、海岸漂着物清掃等ごみ運搬委託料へ追加するもので、市町村海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金の追加があったことにより増額するものであります。

9目新型コロナウイルス感染症対策事業費725万1,000円につきましては、ワクチン接種会場で使用するレンタルクーラーの追加によるものと、年度末までの予約受付システム使用料などであります。

34ページになります。

7款1項2目観光費80万円につきましては、観光協会の事業補助として全国豊かな海づくり大会プレイベント補助金を計画しておりましたが、9月12日までの緊急事態宣言が宮城県に発令されたことにより開催日を延期し、内容等も再検討した上で緊急事態宣言解除後のイベントとして対応する予定であります。

35ページになります。

8款土木費3項2目災害公営住宅維持管理基金費411万4,000円につきましては、令和2年度精算分で、災害公営住宅維持管理基金積立金へ追加するものであります。

4項2目公園管理費290万円は、汐見台五丁目の藤棚修繕工事等であります。

36ページになります。

10款1項6目教育振興基金費1,000万円につきましては、令和元年度繰越事業の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事が完了したことから、残金の財源を基金へ戻すものであります。

2項小学校費1目学校管理費197万9,000円は、校務用コンピュータウイルス対策更新業務委託などであります。

3項中学校費1目学校管理費142万3,000円、こちらも小学校費同様、校務用のコンピュータウイルス対策ソフト更新業務委託料などであります。

37ページになります。

4項2目公民館費108万9,000円につきましては、生涯学習センター駐車場区画線が見えなくなっており、1台分の幅を広げた上で整備するものであります。

11款1項1目公共土木施設災害復旧費300万円は、5月の暴風や台風8号に伴う災害復旧等により、当初予算で計上していた災害復旧費が今後の秋の台風等により被害が出た際に不足する可能性があるため追加するものであります。

3項1目農業用施設災害復旧費30万円につきましては、葦ヶ森排水機場施設の災害復旧費で排水機場の接合部分の修繕等であります。

38ページになります。

4項1目その他公共施設・公用施設災害復旧費2,420万円につきましては、令和3年2月13日の福島県沖地震による七ヶ浜国際村の災害復旧工事であります。

5項1目公立学校施設災害復旧費5,533万円につきましても、令和3年2月13日の福島県沖地震による向洋中学校施設の災害復旧工事であります。

以上、よろしく願いたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 2点ございます。

1点目は、議案書30ページの歳出です。2款1項、一番下段の15目東日本大震災復興基金、節区分が24積立金、東日本大震災復興金積立金へ追加92万5,000円ということですが、

組替えに差し支えなかったという御説明をいただきましたが、この算出根拠について伺いたいと思います。

2点目は、次ページ、31ページ、2款6項8目22節東日本大震災復興基金返還金について伺います。事業完了分と説明をいただきましたが、返還金が出た要因について詳細な説明を求めます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 1点目、財政課長。

○財政課長（安達正彦君） まず、1点目の御質問、92万5,000円の算出根拠ですけれども、こちらにつきましては、津波分として基金のほうに積み上げていたものの利息そのままの金額でございます。特別に何かしたというわけではないので、利息分丸まんまでございます。

それから、31ページの返還金になりますけれども、一応県のほうから津波分として来ていた分の事業が全て完了したということで、全て津波分は津波分という形で分けて基金としてちゃんと積み上げておきましたので、残った分は国のほうにお返しするという形になっているものですから、そのままお返しするという形になっています。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 1点目につきましては、国との交渉があつてこういったものが認められたのかなと思いましたが、利息分ということでしたので特にはございません。

2点目につきましては、また返還金が出てしまったのかという声も出てくると思いますが、予算要求した際にもう少し煮詰められなかったのではないかと思う一方で、国・県の信頼度も落ちるのではないかなと心配するところでもあります。当初予算要求した際の計画から見て、津波分ということで県事業は多くを占めているのかなと思いますけれども、今回の返還により住民サービスが低下することがないと判断されてのことか、もう一度伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 津波浸水区域内の宅地だったり住宅のかさ上げということで11億円の予算を取っているんですけれども、その間、23年から令和2年までの間、705件ほど支出しておりまして、その間で残金として約2億6,000万円ほど返還金となっているんですけれども、これは再建を見込んだものの、区画整理地内でのそういった別な建物保証物件といったものが対象になったために、補助金のほうの交付申請より想定を下回ったもので、かさ上げの分としてお金が見られなかったとかそういった部分ではなくて、その分を区画整理事業のほうの中で見たからこちらのほうは余ってしまったという要因であります。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 住宅かさ上げ分ということで、特にサービス低下というか事業の計画からのそういった皆さん完了してのことで余ったものということでございますが、やはりそうしますと、予算要求する際の計画といったものが少し甘かったのかなというところがございますが、震災当時、相当御苦労されて計画に至ったということは十分に理解しております。

そういった中でも、復興を成し遂げるというのは当然大事なことでございますが、早く成し遂げるということが大事なことで、創造的な復興で新たなまちづくり、かさ上げのみならずそういった組替えも可能であったと、毎度言うことなのでございますけれども、そういったところで新たなまちづくりの基盤となる整備、要するに中身も大変重要になってくると思います。そうしたときの当初の計画の甘さといったことが指摘されないように、今後、また期待していくわけでございますけれども、その辺につきまして町としてのお考えを一度伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 今回の震災の部分につきましては、見込みが甘かったといえそうなのかもしれませんけれども、申請を上げた時点でいろいろ精査した上で上げております。ただ、日にちがたつにつれて被災者の考えもいろいろ変わったりとかそういうのもありますし、そういった部分でこういった残金が出てきてしまったという部分はありますので、今後も何かある際には、その辺はしっかり精査した上で直々に合わせた形で対応していきたいと思っております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 副町長、お願いします。

○副町長（平山良一君） プラスして私のほうから答弁申し上げたいと思いますが、当初、やはり少なめに要望を出すとどうしても住民の要求に答えられない部分が出てくるんじゃないかということで、全体的に少しづつ量を多めに計画をしたという現実がございます。なかなか、最初のうちは緩やかに見てくれたこともあったんですけども、だんだんやはり10年近くになってくると、この部分についてはそれがどれと関係するんだとかいろいろな難しい部分があって、こちらでやりたいと思った部分でもなかなか通していただけなかったという部分もございます。

ただ、できるだけ住民の意向といったものを多く見込んだと思っておりますので、その辺、今後もこういったことがあれば、できるだけ住民の利になるように少し多めにというか、これもできるんじゃないかという予想を立てながら計画をしていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 9点ほど。

○議長（岡崎正憲君） 3件お願いします。

○12番（歌川 渡君） まず、歳出の項で質問させていただきます。

31ページ、2款総務費6項企画費4目国際村運営費の節区分17備品購入の111万5,000円のうち、映像配信用モニターTV等購入代108万5,000円について伺いたいと思います。要するに、この部品購入に基づいて我々町民はどういう恩恵なりを受けるのか、そういうシステムについて説明を求めたいと思います。

2点目、同ページの下段です。8目震災復興基金事業費について、前者に関連する質問であります。答弁については前者と同じような答弁が返ってくると思うんですけども、私、県の災害復旧基金というのは、要するに用途自由ですよ、基本的には。なので、私、先ほどの話だと、ちょっと説明では705件の分のこの間のずっと長年の申請事業に伴う事業の差金だと理解したんですけども、私、かさ上げとかいろいろな事業についても申請期間というのは一定設定されていると思うので、その時点で補正をし直ししたり事業計画を見直ししたりすることによって、この2億4,600万円全てではなくにしても、一定の部分が被災者を含めた別なこれまでやれなかった理容・美容師への支援とかそういうことも十分できたのかなと思うんですけども、そういう点では、本来ならきちんと精査すれば返す必要のない2億4,000万円、今、結局、多く見積もって利用者のために利便性を考えたという答弁があったんですけども、そういうところを含めてもっと深く考えるべきではなかったのかなと思いますが、その点、もし前者との答弁に少しでもちょっと足す分がありましたら。

あと3点目です。次ページ、32ページです。3款民生費2項児童福祉費の中の4目児童遊園費の節区分需用費、修繕料の児童遊園施設修繕費への追加36万8,000円について、場所と修繕内容について説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 1問目から、国際村事務局長。

○国際村事務局長（後藤謙一君） それでは、1問目の映像配信用モニターTV等購入、町民のためにどういう利便性が上がるのかというところ、まずこちらについては、館内のいろいろな施設にカメラを設置し、外部から混雑状況とかホールのイベントとかそういったものが、選んだカメラからの映像が外部から見れるというまず利点が1つと、それから国際村のホールとか利用するお客様がホールの状況とかほかの館内の状況を主催者室とか楽屋とかで利用者の人が見れるようにするという利便性が上がるものです。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 2問目、副町長。

○副町長（平山良一君） 加えてということでございますので、加えて答弁を申し上げたいと思います。

確かに当初計画になかったものも途中でこれはどうなのということで、議員さんが思うように、私らもそういったことをできるだけ新しい事業というか別の事業なんかも認めてもらえればということで、再三、復興局のほうに足を運びました。

それで、1つ例を挙げますと、菖蒲田の背後地については当初駄目だったんです。造成工事といったものについては認められないということだったんですけれども、いや、そのままにしておくわけにはいかないので、何とか造成という形で何か事業を起こすということではなくて爪痕を残さないようにという形で申請をした、形を変えたりしてプラスになった部分がございます。ほかにも小さく部分がありますけれども、できるだけそういった億単位のお金とかそういったものについては返したくないと、事業に充てていきたいなと何点か相談させていただきましたけれども、なったものとならないものがあるって、どうしても2億幾らの金が残ったということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 32ページの修繕は、建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） まず、場所ではありますが、境山児童遊園になります。県営の住宅の隣になっています。その児童遊具の西側の通路のところのフェンスの9メートルなんですけれども、老朽化によって支柱が腐食しております、その一部を修繕するものであります。以上です。（「全て了解」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。小林議員。

○2番（小林倫明君） 前者と質問がかぶるんですが、31ページ、全部で5問です。

○議長（岡崎正憲君） 3問、先にお願ひします。

○2番（小林倫明君） 31ページ、2款6項4目の14映像配信環境整備工事と17の映像配信用モニターTV等購入代、こちらのほうの台数とか、あとは設置場所、工事内容とかの詳細を伺いたいと思います。

2問目は、32ページ、3款2項5目10節のほうの修繕料の修繕内容を伺います。

○議長（岡崎正憲君） 3款2項5目、保育所ですね。

○2番（小林倫明君） 保育所のほうです。

○議長（岡崎正憲君） 保育所の修繕箇所。もう1問。

○2番（小林倫明君） 次、34ページの7款1項2目18節のほうの補助金、全国豊かな海づくり大会イベント補助金なんです。こちらのほう延期等のことなんです、これの補助内容を

今お伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 海づくりプレイベントの補助内容ですね。

○2番（小林倫明君） 取りあえずその3問でお願いします。

○議長（岡崎正憲君） 1問目、モニターの内容関係から。国際村事務局長。

○国際村事務局長（後藤謙一君） それでは、まず14節工事請負費の内容です。こちらにつきましては、館内の17か所にカメラを設置します。そちらの映像を1つのシステム、いわゆる監視カメラ的なシステムを活用しながら、画像を選択し外部に配信できる、あと内部で見れるようにするというもののカメラの整備工事を行います。

それから、17節の備品のモニターTV等購入代のほうです。こちらにつきましては、モニターテレビ40インチのものが2台、30インチのものが9台、タブレット式のものが2台で、合計13台の購入を予定しております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 保育所、子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 保育所費の10節需用費で見えております備品修繕料の内容でございます。こちらにつきましては、厨房機器の備品修繕となりましてスチームコンベクションオープンと冷凍冷蔵庫のファンモーターの修繕となります。

○議長（岡崎正憲君） 3問目、海づくり関係、産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） 海づくりイベントの内容なんですけれども、こちら先ほど財政課長が説明したとおり、9月19日に開催予定でしたが、中止延期という形になっております。

その中で、予算の提案がありまして事業計画が出されました。舞台の設置及び出演者の謝礼、あと宣伝広告、その他もろもろ印刷製本だったりありまして、支出が141万円ということで計画が上がっております。

その中で、観光協会のほうでイベントをするんですが、企業への協賛金や会員さんからの協力金といった部分及び中身のほうでワークショップを行うということで、参加費及び各店舗が出るということで出店料を徴収しまして、その中で差し引いたところ80万円ということで補助金の要求、お願いが来ましたので、町として予算要求をさせていただきました。以上です。

（「分かりました」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） いいですか。ほかに質疑ございませんか。安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） 1問、あと確認1個で、その答えによっては質問になると思います。

○議長（岡崎正憲君） 質問2問として伺います。

○7番（安倍敏彦君） 1問目、6款2項2目24節積立金の森林環境整備基金積立金への追加。

○議長（岡崎正憲君） 33ページですね。

○7番（安倍敏彦君） 33ページです。19万7,000円を増額することで、昨年の2倍近くの168万9,000円となります。そこで、この19万7,000円の目的と内容を伺います。

2問目は30ページ、2款1項9目積立金5,666万6,000円、先ほど令和2年度決算剰余金と説明がありましたが、これは令和2年度の2億6,333万1,000円の収支の差額の一部とちょっと考えますが、それでよかったのかお聞きします。

○議長（岡崎正憲君） 先ほどの説明の中身ですね。

それでは、1問目、財政課長。

○財政課長（安達正彦君） こちらにつきましては、森林環境税絡みの部分で市町村側のほうに前倒しで頂いているというものでございます。かなり七ヶ浜の場合、森林というのがなかなか当たるものがないということから、基金に今のところ積み立てているという状況であります。当初80万円弱だったんですけども、それが倍づけに昨年度からなりまして、それが今年度もこの金額になるかどうかというのが不明だったものですから、確定した段階で今回積み上げたというものであります。

それから、あと財政調整基金のほうですけども、2億6,333万1,413円の割る2という2分の1です。これが1億3,166万5,707円になりますので、それよりもプラスが若干出ますけれども、こちらの補正予算の額の計のほうでしっかりその分は積み上がっているという形になっております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） 1問目は了解しました。

2問目ですけども、要するにこれを今から審議するのに、補正予算で審議する前に積み立てることはちょっと乱暴かなと思います。いかがでしょうか。言っていることは分かりますか。

○議長（岡崎正憲君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 私から答弁申し上げますけれども、当初予算なんかも同じですけども、当初予算の段階でも繰越金が幾らと予想を立てまして、その2分の1だとどのくらいになるかということ計上しております。たまたま今回は、6月を過ぎてこのくらいの剰余金が出るということが確定をしておりますので、その分の2分の1に足りない部分を補正としてさせていただいたということでございます。実際の積立については、いつやるかということについてはもう少し先になるかと思っておりますけれども、今の段階では予算を確保しておくということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） 時期は遅れるとは思いますが、もう1個別なところであったんですが、そうするとこの日程については決算の認定が確定してから最後にやったほうが、私はそちらのほうが正確ではないかなと思います。というのは、今から審議する剰余金が2億6,000万円です。これが我々の認定しないうちに財政調整基金に積み立てるという行為は、それはちょっと順番が違うのではないかなと思っています。

水かけ論になると思うので、そういう形でちょっと考える気はないかという。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） これも今、副町長が答弁しましたように、予算枠として取っている部分ですので、そこだけはまず御理解いただきたい。

執行につきましては、当然、決算の認定が終わった後に行うものですので、当然、決算認定を無視しているわけではございませんので、その辺だけは御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございますか。渡邊議員。

○10番（渡邊 淳君） 5点です。

○議長（岡崎正憲君） じゃあ、最初3問。

○10番（渡邊 淳君） 35ページの9款1項の2目と4目。2目についての需用費の中で、消防団員の切創防止用保護衣購入ということがありますが、これはどのような機能で何着ぐらいのもの、要は上から下までどのぐらいのものをカバーして、何着ぐらい準備するのかと。切創防止ですからかなり丈夫な、何か知らないけれども、繊維製品のものでできているんだと思いますが、その辺の機能の説明をお願いしたい。

それから、その下の防災費の行政無線の修繕なんですけれども、これ場所とどんな修繕なのかということ、要は壊れやすいところなのか、ほかにもこういうものが考えられているのか、考えられる可能性があるのか、ちょっとその辺も分析されてやっているのかなというところまで教えていただければ。

それから、その下の木造住宅、ちょっとこれ確認ですけれども、診断件数をどの程度予定していたのか、ちょっと聞き漏らしたかもしれませんけれども、ここは。以上の3点です。

○議長（岡崎正憲君） それじゃあ、1問目、防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 1、2、3まとめてですか。

○議長（岡崎正憲君） 全部。

○防災対策室長（石井直紀君） それでは、まず切創防止用保護衣ですけれども、チェーンソーを扱うときに前にかけるあのタイプでございます。あれが今チェーンソーをやる場合、義務化されているので、それを購入するものでございます。それが23着になります。

次ですけれども、防災行政無線のやつですけれども、こちら汐見台南の子局になります。こちらのほうの修繕箇所ですけれども、アンサーバック、要はその放送局で流れたかどうかというのを本局のほうにバックするシステムでございます。こちらのほうは全部についていますので、あと点検によってまた確認したいと思っておりますけれども、壊れやすいかどうか、業者のほう確認させていただきたいと思っております。

それと耐震診断の件数ですけれども、当初は5件で見えておりました。今回は2件プラスして7件ということになります。現在ですけれども、申請は5件ありました。4件は実施済みで1件がキャンセルになっております。それで、そのキャンセルの補正を上げた後だったのでちょっとタイミングがずれてしまったんですけれども、2件を追加するものでございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊議員。

○10番（渡邊 淳君） 防護用の服だけちょっと確認したいんですけれども、チェーンソー専用なので、これは手袋とかそういうやつも入るんですか。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） すみません、手袋は前回買ってございますので、今回はかける部分だけでございます。以上です。

○10番（渡邊 淳君） あと2点。

○議長（岡崎正憲君） 時間を過ぎましたので、ここで暫時休憩いたします。4時50分、再開いたします。

午後4時41分 休憩

午後4時50分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。木村議員。

○4番（木村 稔君） 1点のみです。

36ページ、歳出、10款教育費3項中学校費の1目学校管理費の中の節区分14工事請負なんです、向洋中学校フェンス改修に至った詳しい経緯、あとは改修の内容、目的を伺います。

○議長（岡崎正憲君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） こちらにつきましては、町有地に出入りするための入り口、門扉を取り付けるというような改修工事でございます。一部、向洋中学校の、これまで民地を通して町の町有地管理していたところではございましたが、その民地が通り抜けできないということになりまして、向洋中と隣接している場所ということもあって、向洋中のフェンスに門扉を取り付けるというような改修工事でございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） そこは猫の額ぐらいの土地ですよ、恐らく。猫の額ほどの土地で、現在でも近隣住民から害虫被害の指摘または懸念されている土地でございます。これはフェンス改修までするのであれば、除草回数というのは増やすのか回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） こちらにつきましては、今、教育総務課長が説明したとおりですけれども、向洋中の北側に隣接する町有地の部分で民地に囲まれているような状況になっております。民地のほうから入っていくような形になるんですけれども、今回、民地の方がフェンスを建てるということで、除草するのにそこを通らなくちゃならないという部分があったものですから、向洋中側から入れるようにということで今回対応したものでございます。

それに伴って、一応除草委託はかけているところですが、そのほかに、当然、雑草が繁茂してきた場合につきましては、クレーム等ありますので、その際には町のほうで直営でやったりとかという形のこともやっておりますので、御理解願いたいと思います。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 先ほど直営でというのが出ましたけれども、大変職員に負担もかかるわけでございます。今後の活用方法なり、言わば袋小路の土地でございます。22万円の建設工事を行って、さらに毎年の除草費用のランニングコスト、除草費用といっても一括でそこだけ幾らというのでやったんじゃなくて1回で全部どのぐらいというのでやっているんだと思うんですけれども、先ほど実費、自前で町のほうでやるというのもそうだし、あとは町内さっぱり、松ヶ浜でも順番待っているんだけれども、遅いという、こういうところにランニングコストとか時間をかけるというのはすごくもったいなくて、あえてもうコンクリートで塞いだほうがよほど22万円をかけるんだったらいいんじゃないのかなと、職員も大変なんじゃないのかなと思うんですけれども、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君）　こちらにつきましては、隣地の方たちのほうにも購入していただけないかというお話は何度となくやっております。ただ、やはり購入できないという回答がありますので、現在もそういう状況でございます。アスファルトなりコンクリートなりという部分も確かに考慮すればあるとは思いますが、その辺については今後ちょっと検討しながら対応したいと思っております。以上です。

○議長（岡崎正憲君）　終わりましたので。

○4番（木村　稔君）　議長、今の回答で購入したいかという話を周りに振ったという話でしたが、ちなみにその土地の値段は幾らで振ったのかという回答も一緒にいただきたいんですけれども。

○議長（岡崎正憲君）　それは今回の案件とは別になりますので。

○4番（木村　稔君）　秘密なの。

○議長（岡崎正憲君）　小林議員が終わりましたので、（「終わっていないよ」の声あり）あと残っていますけれども、ほかに質疑ございますか。佐藤直美議員。

○1番（佐藤直美君）　私のほうは4問ございます。

○議長（岡崎正憲君）　じゃあ、4問そのままお願いします。

○1番（佐藤直美君）　まずは、31ページの2、6、12、18です。コロナの臨時交付金について、心とからだの健康イベント支援事業補助として500万円となっていますけれども、こちらのイベント内容はということが1問。

それから、同じ31ページです。こちらの31ページ、2、6、8、14工事請負費に関してです。こちらは建設工事ということで、ながすか多目的広場避難誘導標識設置工事と葎ヶ森地内の避難誘導設置工事をするということなんですけれども、こちらの設置場所、台数、それから内容をお聞きしたい。それから避難所までの所要時間などの分数、そういうのをしっかり載せるのかどうなのか、また夜間も含めた視認性はどういうふうになっているのか、詳細をお聞きしたいと思っております。それが2問目です。

3問目、33ページのひとり親世帯の3款2項9目の12節、先ほど5,000円相当の物品をお渡しするということがあったんですが、こちらの委託先と物品の内容、どういったものを5,000円としてお渡しするのかお聞きしたいです。

そして、最後、36ページになります。こちらが10款1項6目の24積立金、先ほど説明があったんですけれども、工事が終わったので基金へ戻すということだったんですが、学校のほうの、こちらの工事内容、もしかしておっしゃっていたかもしれないんですけれども、ちょっと私の

ほうで聞き逃したかもしれないので、どういった工事が終わって基金に戻すのかというのを御説明いただければと思います。以上4点です。

○議長（岡崎正憲君） 1件目、国際村事務局長。

○国際村事務局長（後藤謙一君） それでは、1点目の心とからだの健康イベント支援事業補助金の事業内容ということでお答えさせていただきます。

今計画しているのは、子供から大人向けまで楽しめるファミリー向けのミュージカル等を検討しているところです。ただ、こちらのほう、まだ人数の制限とかがありますので、どういった事業が広く皆さんに喜んでもらえるのかというのを改めて検討しながら事業実施に向けて進めたいと思っております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 標識等は、防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） それでは、ながすか多目的広場と葦ヶ森地内の避難誘導看板について御説明いたします。

設置場所につきましては、多目的広場は駐車場側に6か所予定してございます。葦ヶ森のほうは2か所、葦ヶ森線のほうに1か所とあと上り口、避難路に上っていくところに1か所を予定してございます。

看板なんですけれども、避難誘導看板が既存にございます。あのピクトグラムを使う予定でございます。大きさはあれよりも若干大きめに作る予定でございます。以上を60センチ、90センチということで作る予定でございます。

所要時間なんですけれども、所要時間にするか、メートルにするか距離にするか、どちらにしようか、今ちょっと検討をしているところでございます。

夜間の視認性につきましては、多目的広場につきましては既存の街灯に設置するようになってございますので、街灯が消えなければ見えるという形になりますが、葦ヶ森のほうは、ちょっと私、そこに防犯灯があったかどうか確認取っていないので、多分なかったと思うんですけども、ちょっとその辺確認させてください。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） ひとり親の分、子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 33ページの母子父子福祉費の12節ひとり親家庭支援事業委託料の内容でございますが、こちら補正予算が決まった後に、委託先、そういった物品についての協議となりますので、今のところはまだ未定でございます。

ただ、こちらにつきましては、歳入のほうで27ページ、16款2項2目の2節児童福祉補助金のところの県の補助金によりまして行う事業となっております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 教育基金の関係、財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 4問目ですけれども、教育振興基金費のほうに1,000万円繰り戻すという形ですけれども、こちらにつきましては、令和元年度の繰越事業になっていました公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事につきまして、いわゆるGIGAスクール構想に基づくものです。学校のiPadを使うためにWi-Fi環境を整えたという事業でございます。こちらの一財手出し部分が基金のほうから財源を割り振ってございましたので、その部分の残った分を戻すという形のものでございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。佐藤直美議員。

○1番（佐藤直美君） まず、国際村のほうの心とからだの健康イベントに関してなんですけれども、こちら先ほど子供から大人向けのミュージカルを企画しているとおっしゃっていますが、これは七ヶ浜町民がお客さんとしてプロの、まだ決まっていないということだったんですけれども、プロの方々が来て見るのか、それとも七ヶ浜町民が出演するのか、これによって大分違うので、どちらなのかお伺いしたいです。

○議長（岡崎正憲君） 国際村事務局長。

○国際村事務局長（後藤謙一君） こちらは、交付金事業につきましては広く町民の人に見てもらうため、全国区、プロのアーティストの方に来てもらって広く町民の人に見てもらおうという趣旨で事業を計画していきます。

○議長（岡崎正憲君） 1問目いいですか。

○1番（佐藤直美君） 1問目、大丈夫です。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤直美議員。

○1番（佐藤直美君） 次に、ながすか多目的広場の看板に関して再度質問させていただきます。

公園内、広場内には6か所ということなんですけど、今、手作り看板が立っていると思うんですけども、その同じところにこちらの6か所も立てるのか、それから葦ヶ森のほうももう既に避難経路のところに1つ小さい看板が立っているんですけど、そこにまた新しく1か所とあと葦ヶ森のもう少しこっちのほうに2か所という認識でよろしいのか、まず確認です。

それから、大きさが60センチから90センチということだったので、これは離れても見えるぐらいのサイズなのかなというところなんですけど、所要時間、メートルにするかまだ決めていないということなので、一日でも早く設置してもらえればなと思うので、こちらはどういうふう、子供を連れていても本当にどこに自分がいてどれぐらいかかるかという、逃げるのにもやっぱりメートルよりも時間のほうがいいのかと考えたりしているので、そのところどうい

うふうに考えているか、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） ながすか多目的広場の看板の位置に関しましては、今、ラミネートで作っている場所のところに街灯の見える位置に上げてつけるという考えでおります。

○議長（岡崎正憲君） 葦ヶ森のほうは。防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 葦ヶ森のほうは、真っすぐ抜けていってY字路があります。あそここの角にもう1か所つけるという追加になります。あと上り口のところに1か所になりますので、2か所、全然なかったところにつけるような形になります。

あと早期にということですがけれども、何分補正予算取らないとできませんので、その辺よろしくをお願いします。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤直美議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、最後のWi-Fiに関してですがけれども、すみません、36ページの整備工事は、既にもう全て本当に終了して学校のほうではもう完全に使える状態にまでなっているからこそのこちら積立金への追加という認識でよろしいか、再度確認です。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） もう既に完了検査も終わって支払いも済んでいるところでございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤直美議員。

○1番（佐藤直美君） 最後です。それでは、学校は問題なく4月の当初から使えていた、それとも9月なのかというところの完了期との兼ね合い、これで積立て、返すという、補正で通るんですけども、それがいつだったのかという確認です。

○議長（岡崎正憲君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） ネットワークにつきましては、2年度中に終了しております。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。（「はい」の声あり）さっきの続きですよ。ちょっと待ってください。まだありましたので。

それでは、歌川議員の6問なんですけど、どんな具合でしょうか。大分減りましたか。

○12番（歌川 渡君） 5。

○議長（岡崎正憲君） 何だ、減らない。5問でしたら、まず3問にしましょう。

○12番（歌川 渡君） 同じく歳出の項に基づいて質問させていただきます。

32ページの3款民生費1項社会福祉費8目地域福祉基金費、節区分積立金5,000万円について追加ということであり、後年の事業に備えてということであり、そこで、改めて今後決定される令和2年度末で1億1,740万円ほどありますが、それに新たに5,000万円の追加ということで1億6,740万円になる予定です、令和3年度、今回の補正で。今後の積立目標というのがあるのかどうか。そして、それに伴う事業はどのようなことを、計画していないかと思うんですけども、しているのであれば、構想的なものがあれば説明を求めたいと思います。

33ページ、3款民生費2項児童福祉費6目子育て支援推進事業費の中の18節区分の80万円の補助金、特定不妊治療助成金への追加80万円について内訳を聞きたいと思います。要するに、この事業というのは40歳未満と40歳以上についての回数等々の制限を設けて支援している事業であります。今回の80万円の追加のそれぞれの内訳説明ができるのであれば、説明をしていただきたいと思います。

3点目は36ページであります。10款教育費2項小学校費、同じく3項中学校費、それぞれ学校管理費の中のそれぞれ節区分12の施設管理委託料の清掃等作業員派遣業務への追加、小学校について62万6,000円、中学校については30万1,000円について、それぞれ追加事業内容について説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 1問目は、財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 地域福祉基金ということですが、今後、福祉事業というのが大変重要になるなというのが、まずそこがあって、今後、計画としては細かい部分はまだありませんけれども、様々な部分で対応しなくちゃいけないというのが出てくると思いますので、そのために積み上げておくものです。今後もどうなのかという部分ですが、状況によりましては、当然、積み増しとかというのも考えられることかなと思っております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 不妊治療、子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 33ページの3款2項6目の18節特定不妊治療助成金の内訳でございますが、こちらにつきましては、年齢要件は確かに拡大されております。ただ、今回の補正につきましては、年齢要件の区分拡大というよりも、当初10名の方を当初予算で補助金を見ておりましたが、もう8月末の申請の時点で当初予算を使い切っている状況でございます。ですので、今回、10万円の補助金6名分と5万円の補助金分4名、合わせて10名分を補正するものでございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 小中学校の清掃、教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） こちら施設管理委託料につきましては、現在、シルバー人材セ

ンターから派遣していただいておりますけれども、令和3年10月から宮城県の最低賃金が3%上がるということでございました。そのために、今回、人権費といいますか委託料になりますけれども、最低賃金の上昇に伴うこちら追加の補正でございます。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） じゃあ、まず1点目です。心配されるのは分かるんです。しかし、将来どういう福祉事業が必要なのかということになると、それぞれ後期高齢者医療もあるだろうし介護保険もあるだろうし、そういう点で積立てなんていうのも必要かとは思っただけけれども、やはり必要以上の積立てというのはいかがなものか。当然、こういう福祉事業についても国県補助事業を見据えての事業というのも必要だと思うので、そこで改めて特に当面の財政課としての目標額、希望額というのは定めているのかどうか、惰性的にあればいいなあという金額を今後積み増ししていくのか、その点ちょっと説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） まず、先ほどの回答の中で抜けていた部分としまして、扶助費というのがかなり伸びています。その中で町負担分というのも当然出てきております。プラス、先ほど言ったように様々な福祉施策というのが求められているというのも現実でございます。そういった中で、じゃあ何億円ぐらいという部分だと思いますけれども、今、1億1,700万円、2年度末ですか、そういった部分でもっとも必要になってくる部分というのは、歳入がどうしても目減りしてくる、それから通常経費につきましても当然伸びていくというのが現実問題としてありますから、そういった部分を含んで2億円ぐらいあれば安心して次の世代まで対応できる部分なのかなと考えております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） いいですか。2問目。

○12番（歌川 渡君） 2問目についても了解。3点目についても了解。

○議長（岡崎正憲君） そうしましたら、次に、先ほど残りましたのが小林議員の残り2問、お願いします。どうぞ。

○2番（小林倫明君） 1問で。

36ページ、10款2項1目12節委託料のほうの、小中学校一緒に聞きますが、校務用コンピュータウイルス対策ソフト更新業務委託料のほう、平成28年度の導入したシステムのウイルス対策ソフトの5年契約の更新と思われませんが、当初予算に計上する内容だと思うのですが、今回補正に計上した理由を伺います。

○議長（岡崎正憲君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） 本来であれば当初予算に計上すべき案件だと思いますけれども、計上漏れだったということでございます。以上です。（「分かりました」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。そうしましたら、次、渡邊 淳議員の残り2問がありますが、いかがですか。どうぞ。

○10番（渡邊 淳君） 37ページの災害2つ伺います。11款1項公共土木施設災害復旧費の委託料と工事費。それから、2個目はその下の38ページの国際村、11款4項1目12、14を2点伺います。

災害復旧の公共施設のやつは、変更理由とどういう対策での委託料100万円と工事費200万円なのかという説明を伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 2点目の内容は。

○10番（渡邊 淳君） 2点目の内容は、国際村の同じように災害復旧工事の管理等、2,200万円と220万円の内容でございます。

○議長（岡崎正憲君） 両方とも内容ですね。

○10番（渡邊 淳君） 場所と内容。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 1問目の質問、11款1項1目のほうは、先ほど私の説明でしましたとおり、当初予算のほうで予定していたもの、予定というか5月の暴風、それから台風8号等々でかなり当初予算を執行しております。その中で、先ほど言いましたようにやっぱりこれから台風シーズン迎えます。それから、あと3月とかになると暴風とかそういったのもありますので、そちらも含めて、まずはこのぐらいの予算があれば即座に対応できるかなということでの積み上げでございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 国際村事務局長。

○国際村事務局長（後藤謙一君） それでは、国際村の施設災害復旧工事の内容等について説明させていただきます。

まず、工事請負費のほうから説明いたします。これは3年の5月10日、補正で調査費を委託しております。その調査結果が出まして、その内容により今回の災害復旧の工事費を計上しているものです。内容は、まずホール等のほうから、セミナー、レストラン、熱源とそれぞれクラック0.2ミリ以上のもの総計で230メートルほどございまして、こちらのクラックの災害復旧を行うものです。その工事費に伴う工事監理が10%で見ている内容でございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊議員、よろしいですか。

○10番（渡邊 淳君） 結構です。

○議長（岡崎正憲君） そうしましたら、残りは歌川議員のあと2問。

○12番（歌川 渡君） 同じく歳出で質問させていただきます。

37ページ、10款教育費4項社会教育費2目公民館費の節区分14工事請負費の生涯学習センター駐車場区画線整備工事108万9,000円について伺います。要するに、今回、説明では今までより幅を広くして区画線を引くんだということでもあります。伺いたいのは、町の公共施設の駐車場の区画の幅とかそういうものが統一されているのかどうか、その点を今回の設置について伺いたいと思います。

なぜこういう質問をするかという、まず、この間、アクアリーナの駐車場なんかの幅と、あとは隣の駐車場の幅のスペースの空間ですか、U字みたいなのと、今年開設されたながすかの駐車場の同じく車両の幅と、あと次の隣の駐車車両の間の幅が違うんです。そういう点で、全体として隣との幅との距離間というのは統一されているのか、それとも駐車スペース全体を見て何台収容するために車の幅とあとは隣のスペース間のU字みたいな白い白線というのは決めるのか、その考え方について説明を求めたい。

そして、今回は、極端に言えばアクアリーナみたいなちょっと若干隣とのスペースを広くするのか、ながすかみたいにちょっと狭くして隣の車にぶつかるような幅にするのか、その点ちょっと伺いたいと思います。

2点目は、隣の38ページであります。前者も言われたので、私は、11款災害復旧費の4項その他公共施設・公用施設災害復旧費のそれぞれの事業について、特に国際村と向洋中と前者の説明がありました。これについて、図面等について後日資料を求めたいと思いますが、提供可能かどうか答弁を求めるものであります。

○議長（岡崎正憲君） 教育総務課長、障害福祉センター。

○教育総務課長（佐藤浩明君） 最初、区画線のほうにつきましては、4月から変わってきまして大分見えにくいということと、それからやっぱり駐車するのにちょっと狭いんじゃないかという意見いただいております。それで、今回、余裕がありますので少しでも広くしたいということで広くしております。それで、多目的広場よりは広くなると思います。当然、広くすると台数も減るんですけども、そこまで満車になるということもあまりないようですので、そのようにいたします。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 課長、幅区画の統一はあるのかということも回答願います。

○教育総務課長（佐藤浩明君） 一応、駐車場は2メートル50幅というのが一般的には書いてご

ございます。ただ、2メートル50ですと、今、横幅の大きい車だとなかなか、ドアがぶつかるまではいかないと思いますけれども、狭いことは狭い。やっぱり広く持って余裕持って止めていただいたほうがいいんじゃないかということで、今回は設計しております。統一はしたということではございません。広くしております。

○議長（岡崎正憲君） 国際村のほうの、国際村事務局長。

○国際村事務局長（後藤謙一君） 図面等は、こちらで調査報告書がございますので後日提出することは可能です。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） 向洋中学校につきましても、国際村局長が申し上げましたとおり、統一した対応をしたいと思っております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 1点目の駐車場の白線の区画線の問題であります。私、そういう点では町が造る施設の駐車場のスペースというのは、やはり統一したような、今の先ほど生涯学習センター長が言われた、それぞれ基準が一定あるのかもしれないけれども、それぞれの時代に合ったような車両に応じたスペースを確保していくというのが今後必要だと思うので、そういう点では、各課ごとに状況に応じてということではなくて、一定の基準なりを町内的につくることが必要ではないかなと考えていますが、その点、今後の取組についても何か考えがあれば説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小野賢一君） 横の連絡をもって頑張ります。（「2点目については了解しました」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） いいですか。一応、今までの質疑、これで終わる形ですが、特別ございませんね。（「なし」の声あり）では、質疑ございませんので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は

原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第51号 令和3年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号)

○議長（岡崎正憲君） 日程第13、議案第51号令和3年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） では、議案第51号令和3年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

議案書の39ページをお開きください。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ478万7,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ21億8,778万7,000円に定めようとするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

議案書44ページをお開きください。

5款2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金23万6,000円の減につきましては、基金繰入金を減額するものであります。

6款繰越金1項繰越金1目繰越金につきましては、決算による繰越金となります。

次に、歳出について御説明いたします。

議案書は45ページをお開きください。

5款基金積立金1項基金積立金1目財政調整基金費251万2,000円については、繰越し分の2分の1について財政調整基金積立金に追加するものであります。

7款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金179万4,000円につきましては、実績が確定に伴う精算分としての返還金となります。

同じく2項繰出金1目一般会計繰出金48万1,000円は、令和2年度の事務費繰入金の精算分となります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛

成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようにですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

—
日程第14 議案第52号 令和3年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算
(第1号)

○議長（岡崎正憲君） 日程第14、議案第52号令和3年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） それでは、議案第52号令和3年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案書は46ページをお開きください。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ1,792万8,000円に定めようとするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

51ページをお開きください。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金34万6,000円については、決算による繰越金となります。

次に、歳出について御説明いたします。

議案書は52ページになります。

1款1項2目公園墓地管理基金費24節積立金34万6,000円については、歳入で追加されたものを一般会計に繰り出すための追加となります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようにですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようにですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

—
日程第15 議案第53号 令和3年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（岡崎正憲君） 日程第15、議案第53号令和3年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 議案第53号令和3年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

議案書53ページを御覧ください。

今回の補正は、保険事業勘定予算について、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,587万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億8,487万7,000円と定めようとするものです。

続きまして、サービス事業勘定予算について、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ566万3,000円に定めようとするものです。

補正予算の理由につきましては、令和2年度事業の精算によるものでございます。

初めに、保険事業勘定補正予算について説明します。

議案書60ページを御覧ください。

5款3項2目地域支援事業交付金47万9,000円は、令和2年度事業精算によるものでございます。

7款1項4目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、過年度分の繰入金で追加するものでございます。

7款2項1目財政調整基金繰入金10万6,000円につきましては、財政調整基金への追加でございます。

8款1項1目繰越金6,507万7,000円につきましては、令和2年度繰越金が確定したことによる追加でございます。

議案書61ページを御覧ください。

次に、歳出予算の補正内容について説明いたします。

3款1項1目財政調整基金費3,252万9,000円は、繰越金等が確定したことによる積立金の追加でございます。

5款1項2目償還金2,784万8,000円は、令和2年度分の国などに対する返還金です。

5款2項1目一般会計繰出金549万円は、令和2年度事業の精算によるものです。

次に、サービス事業勘定補正予算について説明いたします。

議案書64ページを御覧ください。

歳入予算2款1項1目繰越金19万3,000円は、令和2年度事業の精算によるものでございます。

議案書65ページになります。

歳出予算2款1項1目一般会計繰出金19万3,000円は、令和2年度事業の精算によるものです。

以上、議案第53号の説明とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

—

日程第16 議案第54号 令和3年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)

○議長（岡崎正憲君） 日程第16、議案第54号令和3年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） では、議案第54号令和3年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計

補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案書66ページをお開きください。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ143万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ2億104万1,000円に定めようとするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

議案書71ページをお開きください。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金143万6,000円については、決算による繰越金となります。

次に、歳出について御説明いたします。

議案書は72ページになります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金1目後期高齢者医療広域連合納付金104万3,000円については、広域連合への納付金の追加となります。

3款2項繰出金1目他会計繰出金39万3,000円は、令和2年度の事務費繰入金の精算分となります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 認定第1号 令和2年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第2号 令和2年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 認定第3号 令和2年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20 認定第4号 令和2年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の

認定について

日程第21 認定第5号 令和2年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第22 認定第6号 令和2年度度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第23 認定第7号 令和2年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について

○議長（岡崎正憲君） この際、日程第17、認定第1号から日程第23、認定第7号までは令和2年度の決算認定でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

初めに、認定第1号令和2年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 認定第1号令和2年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

決算書の2ページ、3ページをお開きください。

令和2年度の一般会計歳入決算額は、121億291万3,302円であります。歳出決算額につきましては118億2,164万7,889円で、歳入歳出の差引きは2億8,126万5,413円となっております。

次に、決算書の130ページをお開きください。

歳入歳出差引額のうち1,793万4,000円が翌年度へ繰り越すべき財源額となっております。

なお、詳細につきましては、後日開催が予定されております決算審査特別委員会において担当課長より説明申し上げます。

慎重に御審議いただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 次に、認定第2号令和2年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（小野誠司君） それでは、認定第2号令和2年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算について説明いたします。

決算書2ページ、3ページを御覧ください。

下水道事業特別会計の決算額は、歳入が7億5,348万3,083円、歳出が7億2,874万2,052円で、歳入歳出差引残額は2,474万1,031円となっております。

なお、詳細につきましては、後日開催予定の決算審査特別委員会で説明いたします。

○議長（岡崎正憲君） 次に、認定第3号令和2年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳

出決算の認定について説明を求めます。町民生活課長。

- 町民生活課長（藤井孝典君） 認定第3号令和2年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書は同じく2ページから3ページになります。

決算額は、歳入で20億9,726万8,254円、歳出で20億6,822万4,869円、歳入歳出差引残額は2,904万3,385円であります。

なお、詳細につきましては、後日開催されます決算審査特別委員会で御説明申し上げます。

- 議長（岡崎正憲君） 次に、認定第4号令和2年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。町民生活課長。

- 町民生活課長（藤井孝典君） 認定第4号令和2年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書は同じく3ページになります。

決算額は、歳入で1,399万6,122円、歳出で1,324万9,146円、歳入歳出差引残額は74万6,976円であります。

なお、詳細につきましては、後日開催されます決算審査特別委員会で御説明申し上げます。

- 議長（岡崎正憲君） 次に、認定第5号令和2年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。長寿社会課長。

- 長寿社会課長（遠藤裕一君） 認定第5号令和2年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明します。

決算書は同じく2から3ページになります。

決算額は、保険事業勘定の歳入が18億2,735万6,850円、歳出が17億5,727万9,186円、歳入歳出差引残額は7,007万7,664円でございます。

次に、サービス事業勘定の歳入が515万1,080円、歳出が490万8,310円、歳入歳出差引残額は24万2,770円です。

なお、詳細につきましては、後日開催されます決算審査特別委員会で説明いたします。

- 議長（岡崎正憲君） 次に、認定第6号令和2年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。町民生活課長。

- 町民生活課長（藤井孝典君） 認定第6号令和2年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書は同じく2、3ページになります。

決算額は、歳入で1億9,760万7,941円、歳出で1億9,596万2,955円、歳入歳出差引残額は164万4,986円であります。

なお、詳細につきましては、後日開催されます決算審査特別委員会で御説明申し上げます。

○議長（岡崎正憲君） 次に、認定第7号令和2年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（小野誠司君） 認定第7号令和2年度七ヶ浜町水道事業会計歳入歳出決算について説明いたします。

決算書は244、245ページを御覧ください。

では、収益的収入及び支出の事業収益決算額は5億2,029万3,063円、事業費用決算額は4億4,542万2,344円となっております。

次に、246、247ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の資本的収入決算額は59万4,415円、資本的支出決算額は1億7,489万6,877円となりました。資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億7,430万2,462円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度損益勘定留保資金で補填しております。

なお、詳細につきましては、後日開催予定の決算審査特別委員会で説明いたします。

○議長（岡崎正憲君） ここで、令和2年度一般会計及び各種特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算の審査意見につきまして、稲妻代表監査委員より御報告をお願いいたします。稲妻代表監査委員、御登壇をお願いいたします。

〔代表監査委員 稲妻敏行君 登壇〕

○代表監査委員（稲妻敏行君） 監査委員の稲妻でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、令和2年度七ヶ浜町各種会計歳入歳出及び水道事業会計の決算審査意見書の報告をさせていただきます。

まず、審査対象書類は、一般会計及び各種特別会計歳入歳出決算書並びに附属書類と基金の運用状況を示す書類でありました。

審査の期間は、令和3年7月5日から27日までの間で、事前審査等を経て本審査の実日数は4日間でありました。

審査の方法は、町長から提出された決算書に基づき会計諸帳簿との照合を行うとともに、各課等より提出された決算審査資料により事前審査を行い、本審査では課長等への質疑をする方法で実施をいたしました。

また、審査における重点項目といたしまして、1つ目として収入済額が予算現額に比べて著しく差異はないか、2つ目として前年度と比較して収入率の著しく低下しているものはないか、3つ目として予算流用、予備充用の理由は適切か、4つ目として予算額に比べ多額の不用額を生じていないか、生じていた際の理由は何か等々でありました。

その結果、一般会計の決算額は、前年度と比較すると歳入歳出とも増加しており、東日本大震災前の平成22年度と比較すると、歳入歳出ともに約2倍に増加している状況にあります。これは東日本大震災復興交付金関連経費と新型コロナウイルス感染症対策事業関連経費が主な要因ではございますが、実質的に引き続き厳しい財政状況にあります。

事業執行につきましては、ハード整備での震災関連事業は収束を迎えましたが、新型コロナウイルス感染症対策など新たな課題が山積しております。

今後の財政運営に当たっては、関係法令や条例等にのっとり、限られた財源を重点的、効率的に配分をし、引き続き経常的経費の抑制と点検を行いながら計画的な事務事業の推進を望むよう申し述べまして、審査の意見の結びといたしました。

なお、特別会計につきましては、意見書に記述のとおりでありますのでお目通しをお願いいたします。

次に、令和2年度七ヶ浜町水道事業会計決算審査の意見について述べさせていただきます。

まず、審査の対象とした書類は、水道事業会計決算書類及び決算諸表などでありました。

審査の期間は、令和3年6月16日から24日までの間で、事前審査等を経て本審査は1日でありました。

審査の方法は、管理者から提出された決算書類と決算諸表に基づき、経営状況や財政状況は良好か、資産の運用は安全かつ適切か、さらには事業効果が経営成績に表れているかなどに主眼を置きました。また、事業の経営内容を把握するための計数の分析も行いながら、審査を実施いたしました。

その結果、経営状況については、営業収益は主に配水量の減少に伴う給水収益の減少により前年度比約10.1%の減となっており厳しい状況にはありますが、一方、財政状態は給水人口から見た類似団体の平均を上回っており、安定した状況にあると思われまます。

建設改良工事においては、今後、配水池改修事業を計画的に実施していくことや老朽管更新工事などにより、安定した水の供給と災害時においても安全性が高まるなどの事業効果が期待できるものと認められたことを申し述べ、審査の意見の結びとさせていただきます。

以上で、決算審査に伴う監査委員の意見といたします。ありがとうございました。

○議長（岡崎正憲君） 以上で、決算審査意見の報告を終了いたします。

お諮りいたします。日程第17、認定第1号から日程第23、認定第7号までは、町長より提案理由説明と先ほど担当課長等より概要説明を受けましたが、審査の慎重を期するため、議長を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

日程第24 報告第5号 令和2年度七ヶ浜町の健全化判断比率及び資金不足比率
の報告について

○議長（岡崎正憲君） 日程第24、報告第5号令和2年度七ヶ浜町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 報告第5号令和2年度七ヶ浜町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明いたします。

議案書の80ページ、それから議案参考資料の資料6の7ページになります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和2年度の健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付して報告いたします。

まず、令和2年度決算に基づく健全化判断比率について説明いたします。

1つ目の指標、実質赤字比率につきましては、福祉、教育、まちづくりなどを行う一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政の深刻度を示すものですが、黒字であったため比率は出ておりません。

2つ目の指標、連結実質赤字比率につきましては、全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政の深刻度を示すものですが、黒字であったため比率は出ておりません。

次に、3つ目の指標、実質公債費比率ですが、借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すもので、本年度は前年と同率です。0.5になっております。

4つ目の指標、将来負担比率につきましては、地方公共団体の一般会計等の借入金や将来にわたる負担の程度を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものでありますが、比率は出ておりません。

4つの指標いずれも早期健全化基準を下回っており、当町の健全化は保たれていることになります。

次に、資金不足比率について説明いたします。

公営企業の資金不足を公営企業の料金収入と比較し、経営状況の深刻度を示すものです。こちらにつきましては資金不足がないため、水道事業会計、下水道事業特別会計とも比率は出ておりません。以上であります。

○議長（岡崎正憲君） これより本報告について質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、質疑を打ち切り、本報告を終了いたします。

お諮りいたします。9月7日より15日までの9日間を決算審査等のため休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、9月7日より15日までの9日間を休会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

9月16日決算審査特別委員会全体会終了後に再開をいたします。

御苦労さまでした。

午後6時01分 延会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和3年9月6日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和 3 年 9 月 16 日（木曜日）

七ヶ浜町議会定例会 9 月会議会議録
(第 2 日目)

令和3年七ヶ浜町議会定例会9月会議会議録第2号

令和3年9月16日（木曜日）

出席議員（13名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 佐藤直美君 | 2番 | 小林倫明君 |
| 3番 | 仁田秀和君 | 4番 | 木村稔君 |
| 5番 | 熊谷明美君 | 6番 | 佐藤壮一君 |
| 7番 | 安倍敏彦君 | 8番 | 遠藤喜二君 |
| 10番 | 渡邊淳君 | 11番 | 佐藤梶信君 |
| 12番 | 歌川渡君 | 13番 | 遠藤久和君 |
| 14番 | 岡崎正憲君 | | |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | |
|---------|-------|
| 町長 | 寺澤薫君 |
| 副町長 | 平山良一君 |
| 総務課長 | 高橋勉君 |
| 政策課長 | 荻野繁樹君 |
| 財政課長 | 安達正彦君 |
| 税務課長 | 渡邊真孝君 |
| 町民生活課長 | 藤井孝典君 |
| 産業課長 | 小野勝洋君 |
| 建設課長 | 鈴木英明君 |
| 水道事業所長 | 小野誠司君 |
| 国際村事務局長 | 後藤謙一君 |

| | |
|---------|----------|
| 子ども未来課長 | 渡辺 とき子 君 |
| 健康福祉課長 | 渡辺 文昭 君 |
| 長寿社会課長 | 遠藤 裕一 君 |
| 防災対策室長 | 石井 直紀 君 |
| 会計管理者 | 内海 栄広 君 |
| 教育長 | 武田 光彦 君 |
| 教育総務課長 | 佐藤 浩明 君 |
| 生涯学習課長 | 小野 賢一 君 |

事務局職員出席者

| | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 飯野 直樹 君 |
| 同書記 | 船木 潮 君 |

議事日程 第2号

令和3年9月16日（木曜日） 午前10時05分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認定第 1号 令和2年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 認定第 2号 令和2年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 認定第 3号 令和2年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 認定第 4号 令和2年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第 5号 令和2年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 6号 令和2年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 7号 令和2年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 9 議員提出議案第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の

充実を求める意見書の提出について

- 日程第 1 0 常任委員の選任について
 - 日程第 1 1 議長の常任委員の辞任について
 - 日程第 1 2 議会運営委員の選任について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認定第 1 号 令和 2 年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 認定第 2 号 令和 2 年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 認定第 3 号 令和 2 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 認定第 4 号 令和 2 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第 5 号 令和 2 年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 6 号 令和 2 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 7 号 令和 2 年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 9 議員提出議案第 7 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
- 日程第 1 0 常任委員の選任について
- 日程第 1 1 議長の常任委員の辞任について
- 日程第 1 2 議会運営委員の選任について

午前10時05分 開会

○議長（岡崎正憲君） おはようございます。

これより令和3年七ヶ浜町議会定例会9月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡崎正憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において2番小林倫明議員、3番仁田秀和議員を指名いたします。

日程第2 認定第1号 令和2年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 認定第2号 令和2年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定第3号 令和2年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定第4号 令和2年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第5号 令和2年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第6号 令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 認定第7号 令和2年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について

○議長（岡崎正憲君） この際、日程第2、認定第1号から日程第8、認定第7号までを会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

ここで、決算審査の結果を決算審査特別委員会委員長仁田秀和議員より一括して報告を求めます。御登壇願います。

〔決算審査特別委員会委員長 仁田秀和君 登壇〕

○3番（仁田秀和君） 報告いたします。

令和2年度各種会計歳入歳出の決算認定につきましては、令和3年9月6日の七ヶ浜町議会議定例会において、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会に付託され、8日、9日、10日、13日、14日の5日間、各課長等の出席を求め慎重に審査した結果、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（岡崎正憲君） 暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

午前10時08分 休憩

午前10時09

分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

○議長（岡崎正憲君） ただいま決算審査特別委員会委員長より審査結果の報告がありましたが、特別委員会において十分に質疑を尽くされたことと思われまふ。よって、質疑を省略したいと思ひます。これに御異議ござひませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、質疑を省略し、会計ごとに討論、採決を行います。

認定第1号令和2年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 認定第1号令和2年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

初めに、前年度から引き続き新型コロナウイルス感染症対応に尽力を尽くされた町職員に対し、敬意を表するものであります。

令和2年度の詳細については、これまで行われた決算審査特別委員会での審査の質疑の中で指摘し、令和3年度で改善、実施することを求めておりますが、主な点を改めて取り上げ、次年度への実施を求めるものであります。

まず第1点は、いまだ一部において町条例や要綱に照らした事業が行われていないことあります。町では毎年のように、予算がないから、その対象になっていないからと実施すべきものを怠っておりますが、条例や要綱に基づき実施すべきであります。また、住民からの要求、

要望に対し、条例等で決まっているから、対象になっていないなどよく言われますが、行政の都合で事業を狭めるのではなく、条例や要綱を遵守するとともに、住民の利用要求に耳を傾け、柔軟な拡大解釈で受入れを行うべきではないでしょうか。

その1つは、いまだ児童遊園施設の設備基準を遵守していないことであります。児童福祉法第6章の児童厚生施設の設備基準第37条1項で、児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けることと義務づけており、さらに国の定めた児童遊園の設置運営については、標準的児童遊園設置運営基準要綱の第3項設備において、基準的な設備として、設置遊具、飲料水設備、ごみ入れ、照明などの設備を明記しているところであります。

また、七ヶ浜町環境美化の促進に関する条例でも、占有者である町の責務として公園、広場等の公共の場にごみ箱を回収する容器を設け、これを適正に維持管理しなければならないと規定しております。持ち帰りを呼びかけることも大事であります。条例に基づいた措置を講ずるべきではないでしょうか。充足を求めるものであります。

2点は、職員の職員研修についてあります。宮城県後期高齢者医療連合会への職員派遣研修であります。医療保険事業での国保連合会支払基金などは、行政から独立した事業体として運営されております。県内市町村職員を招集しての運営は改めるべきであり、職員の派遣研修に応じるべきではありません。

3点は、環境に関わる施策であります。太陽光システム設置事業補助金交付事業や公共施設の照明のLED化等で二酸化炭素排出量の削減を町も行ってありますが、仙台港に建設された石炭火力発電所、仙台パワーステーションの稼働は、当町が掲げる地球温暖化対策、二酸化炭素排出削減の取組から照らし逆行する事業でないでしょうか。

石炭火力発電は、化石燃料の中でも特に二酸化炭素の排出量が多く、七ヶ浜町の空を汚すことになるものであります。未来の子供たちに汚染された空を渡してよいのでしょうか。町民の健康、これ以上の環境汚染をさせないためにも、石炭火力仙台パワーステーションの稼働中止を求めるべきではないでしょうか。

4点は、町営住宅事業に関わる施策であります。

1つは、安心して住み続けられる施策として町営住宅入居に係る単身者の年齢制限を廃止しなかったことでもあります。公営住宅法では、年齢制限を規定しておりません。成人された単身者の方が入居できるよう見直しをすべきではなかったでしょうか。

2つは、家賃減免の取組であります。一般入居者で認定月額7万2,800円以下の入居者、世帯に対し、家賃軽減制度について町営住宅提供の趣旨に沿った丁寧な対応を求めるものであり

ます。

3つは、町営住宅の駐車場利用料の引下げであります。公有財産である町所有の駐車場の貸出し基準が異なっていることでもあります。生涯学習センターでの駐車場使用料金に準じた使用料に設定すべきではないでしょうか。

5点は、通学路交通安全プログラム事業に関してであります。通学路の合同点検を実施しているということではありますが、児童生徒の登下校時の歩道の見直しの確保のため、樹木の剪定伐採、安全確保に必要な箇所に横断歩道、防犯灯の増設が十分に行われることを求めるものであります。また、危険ブロック塀の早期改修のために助成増額を求めるものであります。

6点は、防災・減災に関わる施策であります。

1つは、木造住宅の耐震化の促進です。宮城県は、令和2年度まで95%の耐震化を目標としています。当町の耐震化の計画が不十分であることから、事業計画を設けるとともに、減災策の1つとして地震災害に耐えられる住宅確保のため、昭和56年以前の木造住宅数の把握、また耐震化の促進のために住宅改修工事の促進策として助成制度の周知と助成費用額の増額を行うべきではなかったでしょうか。

2つは、女川原発の再稼働を認めないことを県に求めることでもあります。原発事故に伴う避難計画の実効性がいまだ保証されていない状況にあることから、町民及び県民の生活環境を守るためにも中止を求めるべきであります。

3つは、消防団員の報酬の引上げであります。年額2万4,000円になりましたが、地方交付税措置に準じた報酬にすべきではないでしょうか。

4つは、防火水槽が設置されましたが、各地区避難所近くに貯留水型の防火水槽、タンクにすべきではなかったでしょうか。

7点は、道路環境公園整備の施策についてであります。道路維持費及び公園管理費における除草回数が当年においても2回にとどまっておりますが、3回の除草とすべきではないでしょうか。

8点は、就学援助の周知についてであります。学校給食費の滞納世帯数にも見られるように、必要な方に必要な支援、経済的負担の解消として我が家が就学援助助成制度に該当することを見て読んで分かるようなお知らせ文書を配付すべきではなかったでしょうか。

9点は、学習支援センターに関わる施策であります。不登校の児童生徒の心身状況、学力に応じるために学習支援員の配置、増員を行うことを求めるものであります。

10点は、放課後児童クラブの運営についてであります。指定管理者に運営委託されたことで、

年間約1,300万円も増額支出となりました。町職員2人分に該当する金額であります。職員を常駐配置し、民間のノウハウの研修を行い町運営に戻し、支援員の意見、要望、子供、保護者の意見、要望を直接関わる体制にすべきではなかったでしょうか。

11点は、給食センター運営についてであります。相変わらず業務委託であれば請負している料理調理員への指揮命令権はできないことになっているにも関わらず、いまだ宮城県職員の管理栄養士等が現場に直接指導しているのは業務違反に当たることから、改善を求めるものであります。

12点は、会計課事業についてであります。決算書書式表示が予算書書式に準じた表示をすべきではなかったでしょうか。改善を求めるものであります。

最後に、震災による復旧・復興で歳出の削減と言いながらも、一般会計における各種基金の積立て状況を見ると、復興基金、復興交付基金を除く基金で毎年、予算を大きく上回る決算額になっていることであります。

ちなみに、当年での基金の積み増し、財政調整基金に1億9,000万円、グローバル人材育成基金に約3,000万円、減債基金に約2,900万円、公共施設管理基金に約1億5,000万円、災害公営住宅維持管理基金に2億6,600万円となっております。

本来、後年の必要な事業は、負担の公平の考えから後年のそのときの住民で負担するよう、必要とする時期に起債で充当することが望ましいものであります。減債基金についても、平成17年度からいまだ運用されていない状況から、計画的な運用を行うべきではなかったでしょうか。

このことから、地方自治の財政運営の基本は、将来に新たな事業を行うことに対し、今の住民の方は後年の人の分まで負担の義務はなく、そのときそのときの住民がその負担をするのが原則であることから、必要のない基金への繰入れは行わず、これら基金の年次的取崩しを行い、多くの被災された住民、コロナ禍で経営が大変な事業者等への負担の軽減、応分な負担と各地域住民からの要求、要望の施策の実施を進めるべきではなかったでしょうか。

これらの問題点を取り上げ、一般会計決算認定に反対するものであります。

○議長（岡崎正憲君） 次に、賛成討論ありませんか。安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） 7番安倍敏彦です。

認定第1号令和2年度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。

1つ目は、今回の決算内容を見ますと、自主財源の重要な柱である町税の徴収率は、現年度

99%、滞納繰越分22.41%、合計で95.5%の徴収率であり、昨年同様、高水準の徴収率でした。

2つ目は、平成26年度より、七ヶ浜町学校教育支援センターを設置し、不登校の児童生徒の教育や学習支援を行っています。近年、不登校の児童生徒が増加しておりますが、その中で、不登校の中学3年生に学校と連携して生徒の特質に沿った進路を決定いたしました。また、英語を通じたコミュニケーションの育成が評価され、町内の小学校では初となる2020年度のE L E C英語教育賞、文部科学大臣賞を受賞しました。

3つ目、子育て支援の充実を図るため、10月から子供の医療費助成の所得制限を撤廃し、助成対象を拡大しました。

4つ目、みやぎ環境交付金を活用し、行政で管理している街路灯141灯をL E D照明に取り替え、町内全体の3か年計画に対して2年目で63%を達成しました。

5つ目、新型コロナウイルス感染拡大の影響もありましたが、町観光協会と合同で菖蒲田浜海水浴場や表浜、小豆浜、須賀ノ浜、湊浜の砂浜のパトロール事業で海難事故ゼロを達成し、また宮黒地場産業振興協会が主催したイベントに参加、出店し、地場製品の販売促進及びP R活動を行いました。

このようなことから、令和2年度の決算内容は、人材育成、子育て支援、地球温暖化防止の事業に対して適正な決算と認めます。また、条例、要綱に準じて各事業を運営していることから、賛成といたします。

議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。木村議員。

○4番（木村 稔君） 日本共産党木村 稔です。

認定第1号令和2度七ヶ浜町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

我々町議会議員の役目は、条例、規則、要綱に基づき、適正な予算執行が行われたのかに主眼を置くところであります。

その結果、令和2年度の決算における本町の予算執行では、一部、地方自治法14条の経営における条例違反が確認されました。そのことから、行政法における、法律における行政の原理を鑑み、町長、副町長、教育長には行政と法の関係性について、より一層の理解を求めるものであります。

また、令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により各担当課の業務過多が一部決算質疑の中で見受けられました。特に国・県からの新型コロナウイルス対策や給付金等に関する担当課への業務過多であります。本町では分散していると考えているようですが、配慮すべき点は

大変多いと判定いたします。

そのことから、町民、町職員への対応、待遇を強く求め、令和2年度の決算に反対いたします。以上です。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決しました。

認定第2号令和2年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。

認定第2号令和2年度七ヶ浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

当年度の当初予算において、一般会計から約5億円の繰入れで下水道使用料金の引下げを行い、町民の負担軽減を求めてきました。当年の決算収支の内容を見ると、改めて料金引下げが十分可能であることが示されております。

その1つは、当年度においても平成17年度で示された下水道の5か年改正財政計画に準じた一般会計からの約4億6,000万円の繰入れを行えば引下げが可能であったこと、当年決算では約2億2,000万円の繰入れでしかありませんでしたが、5か年計画で定めた繰入金を引き続き行えば、さらに1世帯当たり年間4万1,000円の負担軽減になるものであります。

2つは、住民の下水道の引下げ策として起債償還金の軽減のため、国は自治体に対し資本費平準化債や金利の高い起債の借換え制度を創設しております。当年の起債借入額は約1億6,500万円ですが、この55%が資本費平準化債であります。資本費平準化債の活用で償還額の軽減分をいまだ町民に還元せず、返済計画以上の償還金に充当しているのが実態であります。その還元分を町民の負担軽減に充当すべきではないでしょうか。

町当局は、常に町民の負担の軽減を考慮し運営しなければならないのに、令和2年度事業においても、歳出で削減された分を一般会計からの繰入額の削減に充当するだけで町民に還元しておらず、過大な負担を押しつけていることから、改めて料金軽減の実施を求め、決算認定に

反対いたします。

○議長（岡崎正憲君） 次に、賛成討論ありませんか。遠藤久和議員。

○13番（遠藤久和君） 13番遠藤久和であります。

私は、下水道事業特別会計に賛成の立場で討論いたします。

本町の水洗化率は令和3年3月末現在、普及率は99.9%、水洗化率は97.9%で、全国自治体でも高水準を維持しており、良好な状態で維持管理をしております。

令和元年の台風19号による災害復旧事業や長寿命化計画等により、施設の計画的改修などを効率的に進めていることから、賛成するものであります。以上です。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決しました。

認定第3号令和2年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川です。

認定第3号令和2年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

1つは、基金の計画的な取崩しで国民健康保険世帯全体の引下げを行わなかったことであります。当年度の基金の取崩し予算金額は約6,900万円でしたが、実際の取崩しは約4,820万円でした。さらに、年度末基金残高を見ますと、震災前の平成22年度の基金積立額は約1億5,100万円、年度末の基金積立額は約2億7,000万円にもなっているものであります。引下げは十分可能であります。過大な積立てを行うべきではなく、計画的な取崩しを行い、国保税の引下げを行うべきではなかったでしょうか。

2つは、国の国民健康保険事業への財政支援として行っている保険者支援金を活用し、国民健康保険世帯に賦課している保険料の引下げを行わなかったことです。この支援金は、国保税の軽減にも活用できるお金であります。町内の納税者世帯に占める法定減額対象となっている低所得者世帯は約51%で、7割減免世帯が占める割合はその中の24.6%と高く、このことは課

税の負担が重くのしかかっていることの表れであります。この交付金の活用で、低所得者世帯の支援として負担軽減の拡大をすべきではなかったでしょうか。

3つは、一般会計からの繰入れで納税世帯の負担軽減を図ってこなかったことでもあります。厚生労働省は、法定外の一般会計からの繰入れに対し保険者協力支援制度を設け、繰入れ制限を進めているところであります。しかし、法律でも規制されていない一般会計からの繰入れ、本町の国保世帯の大半は中小事業世帯や年金受給世帯、非正規労働者などで、収入に占める国保税は過大な負担となっていることは当局も周知のところではないでしょうか。被用者保険並みに国民健康保険世帯への負担軽減事業として一般会計からの繰入れを行うべきではなかったでしょうか。

以上のことから、これらの施策を十分講じてこなかった決算認定に反対するものであります。

○議長（岡崎正憲君） 次に、賛成討論ありませんか。佐藤直美議員。

○1番（佐藤直美君） 1番佐藤直美です。

認定第3号令和2年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

令和2年度の医療費については、新型コロナウイルスの影響により一時期受診減少が見られたことから、保険給付費総額は4,129万9,000円、2.8%減少しており、1人当たりの医療費で比較した場合、一般被保険者、退職被保険者の全体で41万4,325円となり3.5%の減となっております。

そして、歳入の国民健康保険税は、前年度より994万5,000円、2.7%減の3億5,259万9,000円となりましたが、コンビニ収納に加え、電子決済でも納付できるようにして納付機会を増やしております。

このように、国民健康保険税の収納率向上を図り、医療費適正化に努め、国保被保険者の理解、協力を得ながら、県とともに健全な国保財政の運営を目指しておりますので、賛成といたします。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決しました。

認定第4号令和2年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案については、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決しました。

認定第5号令和2年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。

認定第5号令和2年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

同制度は、少子化が進む中で、社会全体で支え合う介護が十分受けられる制度をうたい文句として平成12年度から発足した制度であります。21年経過した当年度からは介護納付金に総報酬制度が全面導入され、被用者保険の負担がさらに増え、国保負担が延長された年でもあります。総合事業の対象拡大で介護サービス給付の制限、保険料金の引上げで、国民と利用必要者が対象外となり、利用者の負担が増えるばかりになっている制度にほかならないものであります。改めて制度の実態を把握し、保険料軽減と利用者負担軽減の国への要望を働きかけることを求めるものであります。

その1つは、発足当時の国の負担は、居宅サービス、施設サービスとも25%で、65歳以上の方の保険料負担は17%でありました。しかし、現在は施設サービスの国保負担分が20%と削減され、65歳以上の方の保険料負担は、居宅サービス、施設サービスとも保険料金が改正された第7期でさらに23%に引き上げられたことでも明らかなように、高齢者の負担が増えるばかりであります。このことは、高齢者の負担金額を見ても明らかであります。平成12年度から14年度の第1期の保険料は基準額で2,740円でしたが、平成30年度からの第7期においては、一定の保険料軽減がされたものの、現在は5,600円で2倍以上になっております。ちなみに、2021年からの第8期では、月額600円増え6,200円になりました。さらに指摘しなければならないの

は、滞納予想額分を含めた給付見込額を65歳以上の第1号被保険者に上乗せいたさせている費用分は、一般会計からの繰入れで補填すべきであります。

2つは、居宅支援サービスでは、ホームヘルパーが掃除など家事を行う生活援助がおおむね1日1回利用に制限、要支援者は保健サービスの対象外となり、さらに入居サービスでは、特養ホーム入居対象者が原則介護度3以上になったことで、さらに介護保険サービスの削減が行われました。当初年度から大きく後退した制度になっていることでもあります。

3つは、低所得者世帯ほど介護度が高い傾向にあります。保険利用料の負担が重く、介護サービスを控えざるを得ない状況に置かれていることでもあります。町の福祉計画に掲げている「まごころでささえ合う地域のきずな」の実践のためにも、行政が積極的に一人一人が十分にサービスを受けられているか調査し、予防、病状の軽減を図るため、利用施設の充実とともに、必要な介護を経済的負担の心配のない保険料の軽減、利用料への助成制度を設けるなど、手だてを積極的に行うべきではなかったでしょうか。

以上のことから、令和2年度の本事業会計においても、これらの施策が十分講じられていなかったことから、決算認定に反対いたします。

さらに、2021年度からは高額介護サービスの負担限度額が引き上げられ、現役並み所得の世帯の負担上限の年収額が引き上げました。また、1割負担の世帯に設けられていた年額負担上限44万円も廃止され、利用者の負担がさらに増えることを付け加えるものであります。

○議長（岡崎正憲君） 次に、賛成討論ありませんか。熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 5番熊谷明美でございます。

認定第5号令和2年度七ヶ浜町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

高齢化社会の中、令和3年3月末における要介護認定者は、前年度より25名増加し1,024名となりました。ますます介護の包括的支援の拡大と充実が必要となってきております。

今決算内容は、人と人との接触や交流が厳しいコロナ禍の状況の中、介護予防・生活支援サービス事業や一般介護予防事業、包括支援事業、任意事業、配食サービス事業、避難行動要支援者名簿を基に見守り事業を実施するなど、介護予防・日常生活支援に介護保険サービスが適切かつ有効に利用された内容となっており、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる取組がなされた決算内容となっているところから、賛成といたします。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決しました。

認定第6号令和2年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 日本共産党の歌川 渡です。

認定第6号令和2年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者と65歳以上の障害者を対象にした制度であります。改めて、この制度は国の医療費年間約2,300億円を削減する医療構造改革の柱として位置づけられたもので、75歳以上の高齢者はそれまで入っていた医療保険から切り離され、高齢者の終末期医療として安上がりで制限の多い保険医療制度として当初つくられたものであります。

私は、この制度の発足から8年間、宮城県の後期高齢者医療広域連合議員としてこの後期高齢者医療制度の廃止を含め改善を求めて、その結果、かなりのものが改善され、改善見直しが行われたものであります。

そして、その見直しの結果、後期高齢者医療の診療内容は廃止され、残ったのは健診事業と高齢者からの保険料を新たに徴収するという費用の負担増だけであります。高齢者から見れば、年金から保険料が取られ、新たな負担が増えただけの制度ではないでしょうか。

この制度の本来の狙いは、まさに高齢者には必要のない医療をするな、みとりの治療だけをすればいいんだという「うば捨て制度」とも言えるものであります。高齢者等に保険料負担を押しつけ、高齢者を大切にしない後期高齢者医療制度に、改めて反対するものであります。

同事業は、憲法第25条国民の生存権、国の社会保障的義務に基づいて国の法定受託事務として行われてきた老人保健制度から地方自治体の自治事務となり、国の責任である「国民の社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」を地方に押しつけるもので、国の責任を放棄するものにほかならないものであります。

このことから、後期高齢者医療制度を早期に廃止し、取りあえず以前の老人保健制度に戻し、全国民が英知を出し合い、高齢者の方が安心して受けられる制度にするよう求めるものであります。

また、高齢者へのさらなる負担の押しつけが行われていることでもあります。この制度としてつくられた前期高齢者、65歳から74歳の方に対し、70歳で医療機関での医療費窓口負担を1割から2割に順次引き上げられていることでもあります。また、これまで高齢者の保険料の軽減措置となっていた所得割の廃止や、被用者の被扶養者であった方の均等割額が当初9割軽減だったのが、現在は取得後2年までの5割軽減とされました。

さらに、この制度は、高齢者の保険料の負担が2年ごとの改正で引き上げる仕組みになっていることを改めて指摘するものであります。高齢者の医療の確保に関する法律の第100条の後期高齢者交付金の条項で、発足時の平成20年度を基準として、将来の若人の人口減少に伴う若人の負担増額分を2年ごとに高齢者にその半分を負担してもらうという仕組みをつくり、総医療費に占める高齢者の1割負担率をさらに引き上げるという制度になっているものであります。この制度は、少子化が進めば進むほど高齢者の保険料の負担額が増えることになるものであります。このことから、当年の保険料増額の要因でもあります。

次に問題にしなければならないのは、普通徴収者に対して保険料滞納による制裁措置として短期保険者証の発行を行っていることでもあります。この対象となるのは、年金年額18万円以下の高齢者であります。直接徴収者であります。なぜ、直接徴収になったのでしょうか。それは年金から自動天引きすれば低額な年金暮らしの高齢者が日常生活を維持していく上で支障を来すからであります。このような生活困窮者にまで保険料を賦課し、徴収することが行政として望ましい行為なのでしょうか。町として減免策を講じることこそ行政の責務であります。このことを強く求めるものであります。

長年、社会に貢献されてこられた高齢者の方々に、老後も財政的不安もなく安心して長生きできるよう、医療、福祉の充実を果たすことが国及び地方自治体の責任であります。

改めて、町当局に対し、国に同制度の早急な廃止を求めることを求め、本事業会計決算に反対いたします。

○議長（岡崎正憲君） 次に、賛成討論ありませんか。仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 3番仁田秀和です。

私は、認定第6号令和2年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

県内でも高齢化が進んでいる本町におきまして、今後、ますます後期高齢者医療制度の利用者の増加が予測される中、運営主体である宮城県後期高齢者医療広域連合と連携を取り現行制度のよりよい推進を図るなど、十分な取組がされております。加入している市町村の役割は、

保険料の徴収及び被保険者の利便性の向上に寄与する窓口業務を行うことでもあります。また、低所得者等に対する保険料の軽減措置のための保険基盤安定繰入金に4,100万円を計上しており、低所得者にも十分配慮をされております。

そして、被保険者数の増加や高齢化に伴う疾病の重症化により医療費が増加していく中、現役世代と高齢者がそれぞれの能力に応じ公平に負担し合う制度であり、安定的に持続することが重要であります。令和2年度におきましては、コロナ禍の中、感染拡大防止策を徹底するなどし、その役割を遂行されたことを評価し、賛成いたします。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決しました。

認定第7号令和2年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。

認定第7号令和2年度七ヶ浜町水道事業会計決算認定について、反対の立場で討論いたします。

初めに、令和2年度から3か年、基本料金月額500円の軽減がされたことについては一定評価するものでありますが、さらなる軽減ができることを述べ、反対するものであります。

1つは、過大額ともいえる預貯金、現金預金であります。震災前の平成22年度の現金預金は約7億3,500万円でしたが、当年決算では17億6,600万円になっています。10年間で約9億7,100万円も積み増しされていることでもあります。

剰余金が生じた要因の1つは、県事業である仙南・仙塩広域水道事業が平成22年度、平成27年度、令和2年度、3度にわたって、受水している町村に対し、受水契約料金を平成22年度からは年間約1,900万円、平成27年度からは年間2,300万円、令和2年度からはさらに年間約5,400万円と引下げが行われました。この11年間、仙南・仙塩広域水道事業への原水費の支払額は約15億5,400万円削減されたことになるものであります。削減された費用分は住民の使用料金の引下げに充当すべきにもかかわらず、本町では町民への料金引下げを十分行なわなかったことにより、このような現金預金となったものであります。

必要のない過大な積立金を行うべきではありません。この積立金等の計画的取崩しを行い、町民の使用料金の引下げを行うべきではなかったでしょうか。

2つは、当初予算時の建設改良積立金は3億5,000万円でしたが、5,000万円の積み増しがされ、決算額は4億円となりました。町民から徴収した水道使用料金の一部が積み立てられたものであります。同事業経営戦略では、平成30年度から老朽管の更新がうたわれておりますが、水道管布設事業費は起債が認められており、起債を活用することが後年の住民の公平な負担となるものであります。このことから、新たな建設改良積立金を行うべきではありません。

3つは、当年度は宮城県仙南・仙塩広域水道の給水自治体との契約、受水料金の改定が行われた年でもあります。基本料金の基となる最終日水量1万900トンを実日数使用量約4,600トンに見合った契約をしなかったことが、令和6年、住民の必要外の負担となることであります。例えば、最終水量を実水量に近い日量5,000トンに契約し直せば、年間約5,800万円削減できるものであります。

このことを踏まえ、当年事業において受水費の再契約の実施、必要のない積立金を改めるとともに、現金預金の計画的取崩しと県の受水料金引下げの実施を行ったことにより、この水道事業会計認定に反対するものであります。

○議長（岡崎正憲君） 次に、賛成討論ありませんか。小林倫明議員。

○2番（小林倫明君） 2番小林倫明です。

認定第7号令和2年度七ヶ浜町水道事業会計決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

令和2年度の事業収益は4億7,766万3,000円で、前年度比889万円、1.9%の増となっており、主な要因は、過年度分内部留保の還元による基本料金の一律500円軽減と新型コロナウイルス感染症対応の影響への対策として3か月分の基本料金を一律全額免除したことにより、給水収益は減少したものの、新型コロナウイルス感染症対策の減収分が地方創生臨時交付金の対象事業となったことと高料金対策費補助が該当したことにより、一般会計補助金が増加となりました。配水老朽管や上水道施設機器の更新工事を主とする建設改良事業を計画的に実施していることや有事対応なども含め、受水先を2系統契約しており、災害に対して配慮されています。

継続的な水道事業の安定した経営と安全で安心な水の安定供給に努めていることから、賛成といたします。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、

これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決しました。

日程第9 議員提出議案第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

○議長（岡崎正憲君） 日程第9、議員提出議案第7号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者渡邊 淳議員へ提案理由の説明を求めます。御登壇願います。

[10番 渡邊 淳君 登壇]

○10番（渡邊 淳君） 議員提出議案第7号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出で、提案理由をお話いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威もありまして、我が国の各方面において甚大な経済的、社会的な影響を及ぼしております。国民生活への不安も続いている中で、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生それから雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえまして、ほかの地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、地方交付税等の一般財源総額の確保、充実を強く求めるものであります。

地方自治法第99条の規定に基づいて、国会、内閣総理大臣、関係行政省庁に意見を提出するものでございます。

なお、細かい話は、以下、裏のページに5項目にまとめてありますので御参照ください。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。渡邊 淳議員、降壇願います。

[10番 渡邊 淳君 降壇]

○議長（岡崎正憲君） これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これ

にて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、原案のとおり可決されました。

日程第10 常任委員の選任について

○議長（岡崎正憲君） 日程第10、常任委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。常任委員の選任については、七ヶ浜町議会委員会条例第5条第2項の規定により、総務産業常任委員に小林倫明議員、安倍敏彦議員、渡邊 淳議員、佐藤梶信議員、歌川 渡議員、遠藤久和議員の6名を、教育民生常任委員に佐藤直美議員、仁田秀和議員、木村 稔議員、熊谷明美議員、佐藤壮一議員、遠藤喜二議員、そして私、岡崎正憲の7名を、また広報広聴常任委員に佐藤直美議員、小林倫明議員、仁田秀和議員、木村 稔議員、熊谷明美議員、佐藤壮一議員、安倍敏彦議員、遠藤喜二議員、渡邊 淳議員、佐藤梶信議員、歌川 渡議員、遠藤久和議員の12名をそれぞれ指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり、それぞれの常任委員に選任することに決しました。

日程第11 議長の常任委員の辞任について

○議長（岡崎正憲君） 日程第11、議長の常任委員の辞任についてを議題といたします。

本件は、一身上に関することであり除斥に該当するので、副議長と交代いたします。

○副議長（遠藤久和君） それでは、議長と交代し、引き続き議事を進めます。

お諮りいたします。先例にならって、議長の常任委員の辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（遠藤久和君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、議長の常任委員の辞任を許可することに決しました。

それでは、議長と交代いたします。

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

日程第12 議会運営委員の選任について

○議長（岡崎正憲君） 日程第12、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、七ヶ浜町議会委員会条例第5条第2項の規定により、仁田秀和議員、熊谷明美議員、佐藤壮一議員、佐藤梶信議員、歌川 渡議員、遠藤久和議員の6名を指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり、議会運営委員に選任することに決しました。

○議長（岡崎正憲君） 以上をもって、9月会議に付議されました案件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会は明日9月17日から12月28日までの102日間を休会といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本定例会は明日9月17日から12月28日までの102日間を休会とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでございました。

午前11時08分 閉会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和3年9月16日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員